

第二次山陽小野田市総合計画 (中期基本計画)

令和 7 年 度 実 施 計 画

活 力 と 笑 顔
あ ふ れ る ま ち
～スマイルシティ山陽小野田～

令和 7 年 9 月



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

目 次

1	総合計画策定の趣旨	1
2	総合計画の構成と計画期間	2
3	重点プロジェクト	3

3つの創る

重点施策1 地域を創る

(1)	新たな地域づくり	5
(2)	災害に強いまちづくり	8

重点施策2 ひとを創る

(1)	子育て支援の充実	11
(2)	学校教育の推進・小中高大の教育連携	17
(3)	「協創によるまちづくり」の担い手づくり	19

重点施策3 まちの価値を創る

(1)	移住・定住・交流の促進	21
(2)	文化・スポーツの振興	23
(3)	官民連携（PPP）の推進	25
(4)	地域経済の活力増進	26

3つの横断的施策

(1)	デジタル化の推進	27
(2)	山口東京理科大学との連携	33
(3)	スマイルエイジングの推進	35

4	分野別計画	53
---	-------	----

5 令和5年度実施計画事業一覧

第1章 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策1	子育て支援の充実	55
基本施策2	高齢者福祉の充実	62
基本施策3	障がい者福祉の充実	69
基本施策4	地域福祉の推進	72
基本施策5	社会保障の安定	75
基本施策6	健康づくりの推進	80
基本施策7	地域医療体制の充実	84

第2章 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策 8	消防・救急体制の充実	8 6
基本施策 9	防災体制の充実	8 7
基本施策 10	防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	9 2
基本施策 11	地域づくりの推進	9 4
基本施策 12	人権尊重のまちづくり	9 8
基本施策 13	自然環境の保全・循環型社会の形成	9 9
基本施策 14	国際交流・地域間交流の推進	1 0 4
基本施策 15	シティセールス・移住定住の推進	1 0 4

第3章 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 16	住環境の確保	1 0 7
基本施策 17	公園・緑地の整備・保全	1 0 9
基本施策 18	水道の安定供給と下水道の充実	1 1 0
基本施策 19	道路・交通網及び港湾施設の充実	1 1 3
基本施策 20	適正な土地利用の推進	1 1 6

第4章 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21	多様な働く場の確保	1 1 7
基本施策 22	企業立地の推進	1 1 8
基本施策 23	商工業の振興	1 1 9
基本施策 24	農林水産業の推進	1 1 9
基本施策 25	観光・交流の振興	1 2 4

第5章 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26	学校教育の推進	1 2 7
基本施策 27	社会教育の推進	1 3 4
基本施策 28	次世代の学校・地域創生の推進	1 3 6
基本施策 29	山口東京理科大学の教育環境の整備・充実	1 3 7
基本施策 30	芸術文化によるまちづくりの推進	1 3 7
基本施策 31	スポーツによるまちづくりの推進	1 4 1

第6章 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32	効率的で効果的な行政運営	1 4 4
基本施策 33	健全な財政運営	1 5 0
基本施策 34	市政への市民参画の推進	1 5 3

施策体系外・繰出金	1 5 6
-----------	-------

総合計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度（2008 年度）から 10 年間を計画期間とする第一次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」の実現に向けて市政運営に取り組んできました。

この間に、地方自治法が改正され、市町村における「基本構想」の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市においても今後の少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景とし、歳入面では生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小などにより、税収の減少が予想される一方、歳出面では高齢者の医療・介護に要する費用など社会保障費の増加、市民ニーズの多様化、さらには公共施設の維持・更新などにより、厳しい市政運営が予想されます。このような中、本市では直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「住みよい」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。また、本市では都市計画や福祉など個別の行政分野における計画が策定されていますが、これらを束ねて全体調整を図るためにも、最上位計画としての総合計画の位置付けは重要なものとなります。

よって、平成 30 年度（2018 年度）以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、山陽小野田市自治基本条例に沿って、第二次山陽小野田市総合計画を策定することとします。

総合計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部で構成します。

(1) 基本構想

(計画期間：平成30年度(2018年度)～令和11年度(2029年度))

本市が目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となるものです。計画期間は12年間とします。

(2) 基本計画

(前期：平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度))

(中期：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

(後期：令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度))

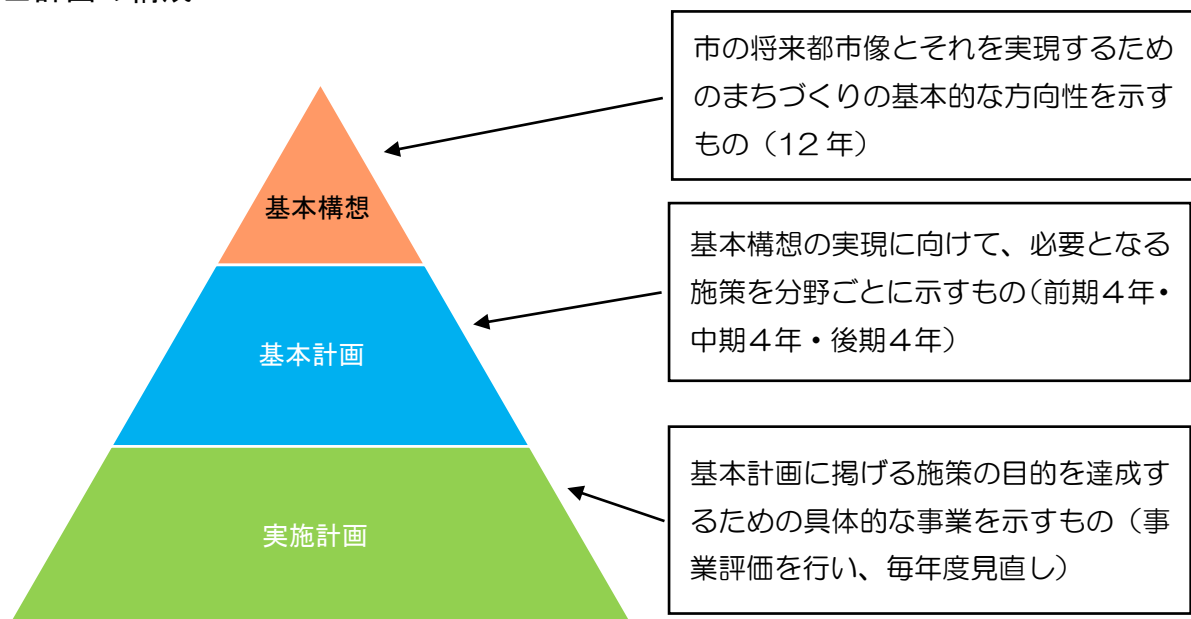
基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、まちづくりを総合的・計画的に推進するため必要となる施策を分野ごとに示すものです。

社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分けて策定し、計画期間はそれぞれ4年間とします。

(3) 実施計画(3年のローリング方式)

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。計画期間は、社会経済情勢の変化に即応するため3年間とし、毎年度見直しを実施するものとします。

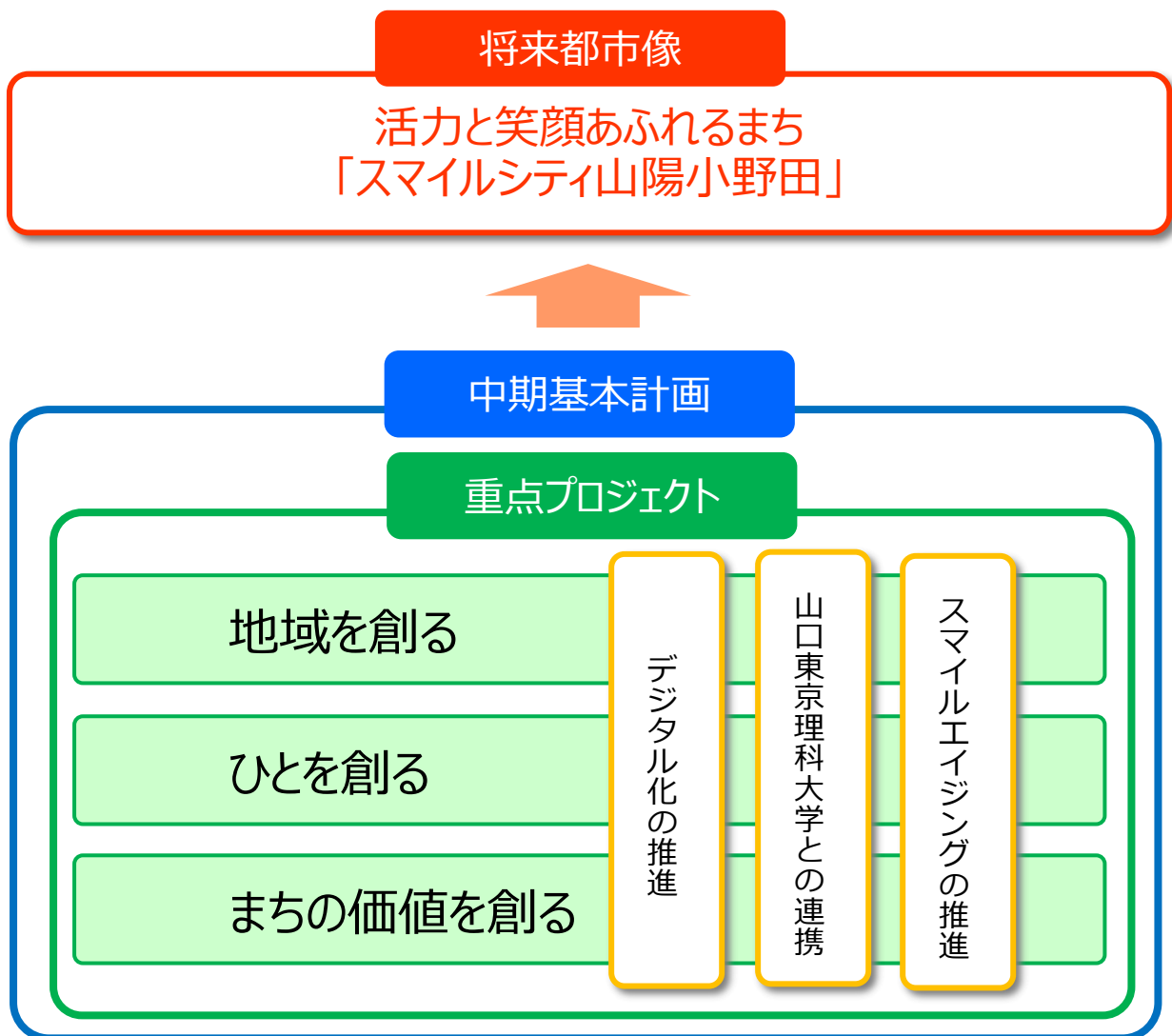
■計画の構成



重点プロジェクト

第二次山陽小野田市総合計画の策定後、本市では、将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、企業誘致などによる地域経済の活力増進や、子育て支援の充実、シティセールスの推進によるまちの魅力向上に取り組んできました。

中期基本計画においても、引き続きこれらの取組を推進するほか、将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、「協創によるまちづくり」の考え方の下、重点プロジェクトとして「3つの創る」を設定し、「活力と笑顔あふれるまち」の実現に取り組めます。



重点プロジェクト

3つの創る

- 1 地域を創る
- 2 ひとを創る
- 3 まちの価値を創る

3つの横断的施策

- 1 デジタル化の推進
- 2 山口東京理科大学との連携
- 3 スマイルエイジングの推進

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、分野別計画と同一の事業が掲載されています。

※「令和7年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

3つの創る

重点施策

1

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域運営組織推進事業	スマエジ	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R4以前～ R12以降	28,637	市民活動推進課
集落支援員設置事業		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、各地区の運営組織の会計や広報活動等の事務局機能、地域課題の把握、また、地域住民の話し合いの場の設定といった役割を担う。 組織設立後の支援員の役割は、協議会の事務局機能(会計含む)及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行していくこととなるが、各協議会の多岐にわたる分野の事業支援、組織内の各部会、各種団体や人の対応、会議資料の作成、会議・事業への参加など大幅な業務量の増加となる。 R7年度以降は、現状各地区1名(週3日勤務)の支援員に対して1名(週2日勤務)増員、又は1名(週5日勤務)とし、各地区地域交流センターに配置し業務量の増加に対応する。	R5～ R12以降	39,008	市民活動推進課
市民活動センター推進事業(経常)		LABV事業による新施設(アスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的に設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、市民活動の推進を図る。 ○名 称 山陽小野田市民活動センター ○位 置 山陽小野田市中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(アスクエア)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6～ R12以降	68,129	市民活動推進課
社会教育士育成事業	スマエジ	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R7年度取得予定人数:1人 (取得人数/R4年度:2人(一部科目履修)、R5年度:1人、R6年度:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4以前～ R8	345	市民活動推進課
本山地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,824	市民活動推進課

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
赤崎地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	9,487	市民活動推進課
須恵地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,621	市民活動推進課
小野田地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	347	市民活動推進課
高泊地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,823	市民活動推進課
高千帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,575	市民活動推進課
高千帆地域交流センター分館管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,616	市民活動推進課
有帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,443	市民活動推進課
厚狹地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	476	市民活動推進課

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
出合地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,414	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,265	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,927	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場合があるセンター長会議を開催する。	R4以前～ R12以降	6,319	市民活動推進課
社会教育主事資格取得事業	スマエジ	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R4以前～ R12以降	335	社会教育課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合防災訓練事業		災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。なお、令和7年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、平成31年以降実施できていなかった実動訓練を行う必要があり、感染対策に留意した実施手法を検討する必要がある。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R4以前～ R12以降	9,062	総務課
防災ラジオ助成事業		FM山陽小野田(FMスマイルウェーブ)と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前から要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度から行っている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業(Jアラート関係)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時には、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備し、その他の地域については既存放送設備を利用したFM波連携により、災害情報伝達手段を拡充してきたが、FM波連携については実施後5年経過したことにより、老朽化や山林の繁茂により使用できない場所が発生してきた。ただちに対応するため、安定的に電波を送受信することのできるLTE網を活用したIP告知受信機に変更するもの。また、市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、確実に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。また、通信インフラが断絶したときのためにスターリンク等を活用して既存の防災スマホが利用できるよう整備する。衛星電話網の構築については、能登半島地震の反省により全国的に実施されており、国においても設置を推奨している。	R4以前～ R12以降	1,438	総務課
山陽小野田市国土強靱化地域計画推進事業		近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度から山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災気象情報システム導入・運用事業	デジタル化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	デジタル化	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。また、安全かつ簡単に災害体験できるVR機器を導入し、地域防災力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	1,120	総務課
地域防災訓練事業		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災土育成事業		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災土育成を支援する。	R4以前～ R12以降	110	総務課
消防団装備改善事業		消防団が使用する被服や装備品などの消防資機材について、老朽化が進んでいるものや規格が変わったもの、新たに必要となったものについて、計画的に更新、整備していく。 現在使用している消防団の防火服は、表面素材の難燃性能も低く、透湿性能が少ないものを使用している。昨今の異常気象等により、消防活動中における熱中症対策は極めて重要である。また、消防団員の活動中の二次災害を防ぐためにも性能の優れた新型の防火服が必要であることから、3年計画で新型のものに更新していく。	R4以前～ R12以降	6,476	消防課
個別避難計画作成事業		平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年更新している。また、令和3年(2021年)に災害対策基本法が改正され、自己避難が困難な高齢者や障害者(避難行動要支援者)への「個別避難計画」の作成が各市町村の努力義務とされた。これを受けて、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に依頼し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。	R4以前～ R12以降	750	社会福祉課
児童福祉施設等災害対策事業		令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園について、浸水対策を講じる。 令和7年の梅雨時期までに浸水対策工事を施工する。 駐車場と園庭間のフェンスを嵩上げし、開口部にスライド式の防水板を設置する。また、裏門にはスイング式の防水板を設置し、東側には擁壁を設置する。	R6～ R7	30,868	子育て支援課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R4以前～ R12以降	83,000	農林水産課
危険ため池改修事業		市内には、危険ため池に指定されたため池が5箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、改修を行う。	R4以前～ R12以降	3,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R4以前～ R12以降	31,800	農林水産課
河川浚渫事業		市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R4以前～ R12以降	5,000	土木課
河川整備事業		境川は、上流の埴生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。 当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5～ R9	24,000	土木課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田地区公立保育所整備事業		公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R4以前～ R12以降	482,097	子育て支援課
副食費増加相当額軽減事業		物価高騰下にあっても、私立保育所等において、これまで通りの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、令和3年4月1日からの食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	R4以前～ R7	4,230	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	スマエジ	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R6～ R7	4,217	子育て支援課
一時預かり事業		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。	R4以前～ R12以降	1,242	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R4以前～ R12以降	1,610	子育て支援課
延長保育事業		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R4以前～ R12以降	15,940	子育て支援課
障がい児保育事業		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～)	R4以前～ R12以降	20,804	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)		市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休業期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R4以前～ R12以降	159,780	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和7年度は、赤崎・高千帆児童クラブのエアコンを更新及び須恵児童クラブの照明を更新する。	R4以前～ R12以降	3,016	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
病児保育事業		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R4以前～ R12以降	27,810	子育て支援課
子育て短期支援事業		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R4以前～ R12以降	274	子育て支援課
養育支援訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する（訪問は保健師が実施。）	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。	R7～ R12以降	8,764	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	スマエジ	市内3箇所の保育園（さくら・姫井・貞源寺第二）で月曜日から金曜日までに5時間開設。（H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は人員不足により休止中）子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R4以前～ R12以降	26,142	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	スマエジ	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R4以前～ R12以降	20	子育て支援課
子育て支援アプリ導入事業	デジタル化	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることができる子育て支援アプリを導入する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	スマエジ	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター（スマイルキッズ）」の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,631	子育て支援課
地域子育て支援拠点（スマイルキッズ）事業	スマエジ	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R4以前～ R12以降	804	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て総合支援センター 管理・運営事業(臨時分)	スマエジ	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。 【臨時】 令和7年4月から子育て総合支援センター内にこども家庭センターを設置することから、現在の子育て総合支援センターのパンフレットを再作成するための費用を計上。	R7～ R7	110	子育て支援課
福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R4以前～ R12以降	115,100	子育て支援課
福祉医療事業(単市事業分)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R4以前～ R12以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	R4以前～ R12以降	131,600	子育て支援課
養育医療給付事業		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R4以前～ R12以降	7,020	子育て支援課
入学祝金給付事業		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校・中学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。	R4以前～ R12以降	47,288	子育て支援課
子育て応援ギフト事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。	R4以前～ R7	2,509	子育て支援課
妊婦のための支援給付事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定給付事業。妊婦給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数等の届出後(出産予定日の8週間前)に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給	R7～ R12以降	30,126	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	スマエジ	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行を行う。	R4以前～ R12以降	324	子育て支援課
地域組織活動育成事業	スマエジ	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R4以前～ R12以降	1,040	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家庭児童相談事業		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R4以前～ R12以降	68	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)運営事業		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R4以前～ R12以降	127	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	スマエジ	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R4以前～ R12以降	39,961	子育て支援課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	スマエジ	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R4以前～ R12以降	295	子育て支援課
母子保健健康教育事业	スマエジ	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための歯並びひろばを開催する。	R4以前～ R12以降	256	子育て支援課
発育・発達事業(療育教室)	スマエジ	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R4以前～ R12以降	234	子育て支援課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	スマエジ	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。(オンライン相談含む)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
母子家庭訪問指導事業	スマエジ	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
利用者支援事業(こども家庭センター型)	スマエジ	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携してサポートプランの策定を行うこども家庭センターを運営する。	R4以前～ R12以降	4,312	子育て支援課
産後ケア事業	スマエジ	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R4以前～ R12以降	1,021	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
不妊治療費助成事業		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R4以前～ R12以降	1,542	子育て支援課
母子保健推進員育成・活動支援事業	スマエジ	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R4以前～ R12以降	537	子育て支援課
妊婦歯科健康診査事業	スマエジ	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R4以前～ R12以降	592	子育て支援課
多胎妊産婦支援事業	スマエジ	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4以前～ R12以降	95	子育て支援課
葉酸サプリメント配布事業	スマエジ	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障害等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R12以降	228	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	スマエジ	聴覚障害は聴覚検査により早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられると言われており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R12以降	1,688	子育て支援課
利用者支援事業(妊娠等 包括相談支援事業型)	スマエジ	妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	R4以前～ R12以降	3,949	子育て支援課
産科医等確保支援事業		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R4以前～ R12以降	3,000	健康増進課
通学路安全対策事業		通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携し計画的な安全対策を実施する。歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R4以前～ R12以降	98,000	土木課
学校給食実施事業(物価 高騰分)		原油価格や物価高騰の影響を受けている学校給食の食材費について、保護者の負担増を抑制するため児童生徒にかかる給食費は据置きとし、食材費の一部を支援する。	R6～ R7	50,730	学校給食センター

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
幼稚園給食実施事業		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理等を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。	R4以前～ R12以降	1,089	学校教育課
学校給食実施事業(物価高騰分)(埴生幼稚園)		社会情勢や円安の影響により食品食材の物価が高騰している。そのため学校給食(幼稚園)の提供にも支障が出る可能性が高いため、学校給食食材の物価高騰相当額について、増額補正を行うことにより安定的な学校給食の提供を図る。	R4以前～ R7	236	学校教育課
マタニティ・ブックスタート事業	スマエジ	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R4以前～ R12以降	671	中央・厚狭図書館

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校施設長寿命化改修事業		「山陽小野田市学校施設整備計画」に基づき中長期的な維持管理に係るコストの縮減及び平準化を図るとともに学校施設に求められる機能・性能を確保するために校舎等学校施設の改修を行う。令和7年度は赤崎小学校管理特別教室棟外壁改修工事及び厚狭小学校耐力度調査を行う。	R7～ R12以降	51,735	教育総務課
教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書整備事業		4年に1回教科書が改訂されることに伴い、改訂される全科目の教師用教科書と指導書等を整備する。また、新たに教科化された道徳・小学校英語についても教師用教科書と指導書等を整備する。 購入冊数は、教師用教科書は小学校はクラス数(特別支援学級含む)、ALT数、初任者研修担当教員数、中学校は教科担当教員数分とし、指導書等は、教科ごとに各学年1セットとする。	R4以前～ R12以降	7,436	学校教育課
GIGAスクール推進事業	デジタル化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、Wi-Fi環境のない生活保護世帯及び就学援助対象世帯のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子どもの学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。 令和2年度に整備した1人1台端末は故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫っているため、補助要件である県の共同調達により、児童生徒分(予備機含む)のみ更新する。調達数は納品が年度末となることを想定し、令和8年度の児童生徒見込数とする。	R4以前～ R12以降	179,516	学校教育課
リーディングDXスクール事業	デジタル化	国は、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた優れた実践の創出、普及・展開の拠点となる「リーディングDXスクール事業指定校」を指定し、1人1台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ校種を超えて横展開することにより、GIGAスクール構想の加速化を図ることを目的とし、「リーディングDXスクール事業」を推進している。 本市でも、小野田中学校区の中学校及び小学校が当該事業に参加することで、効率的な教育実践を創出し、市内各学校に横展開していく。	R7～ R7	708	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業		特別な支援が必要な小・中学生が在籍し、担任だけでは対応しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援教育支援員を配置する。	R4以前～ R12以降	11,075	学校教育課
外国語教育推進事業		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要領が改訂されたため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図った。 令和5年度にALTの配置を5人から4人に減員し、ALTIによる授業補助の取組に加えて、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。	R4以前～ R12以降	18,392	学校教育課

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校司書配置事業		全ての小・中学校に学校司書を配置して、学校における読書活動を推進している。読書の機会の充実による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図る。	R4以前～ R12以降	42,639	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト	スマエジ	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R4以前～ R12以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	スマエジ	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R4以前～ R12以降	50	学校教育課
キャリア教育推進事業		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。 主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。 本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R4以前～ R12以降	660	学校教育課
スマイル・サイエンス事業	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R4以前～ R12以降	500	学校教育課

ひとを創る

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルプランナー運営事業	スマエジ	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	435	シティセールス課
コミュニティ・スクール推進事業	スマエジ	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールの推進する。	R4以前～ R12以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	スマエジ	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R4以前～ R12以降	2,747	学校教育課
地域交流センター社会教育推進事業	スマエジ	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4以前～ R12以降	4,217	社会教育課
地域学校協働活動推進事業	スマエジ	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	4,525	社会教育課
放課後子ども教室事業	スマエジ	「放課後子ども教室」を実施する。 各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R4以前～ R12以降	1,436	社会教育課
家庭教育支援事業	スマエジ	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R4以前～ R12以降	431	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	スマエジ	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区と埴生中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R4以前～ R12以降	160	社会教育課
子ども読書活動推進計画推進事業	スマエジ	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「乳幼児おはなし会」や科学を柱にした「ちっちゃながくのおはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R4以前～ R12以降	128	中央・厚狭図書館



ひとを創る

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子ども読書活動推進計画 推進事業(臨時分)	スマエジ	令和4年度に確定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R4以前～ R12以降	182	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	スマエジ	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R4以前～ R12以降	17,438	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	デジタル化 スマエジ	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R4以前～ R12以降	1,500	中央・厚狭図書館

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールス推進事業	スマエジ	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R4以前～ R12以降	492	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	スマエジ	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R4以前～ R12以降	5,000	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業		レノファ山口の試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。PRは、本市を知っていただく貴重な機会であるとともに、特産品や体験型のチケット、市内レストランの食事券などを景品としたガラポン抽選会などを実施している。	R4以前～ R12以降	80	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。「山口県央連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。スマイルシティ・ライフ体験事業により配置した移住支援員も移住フェアに同行してもらい、移住相談からお試し暮らしへとつなげていく。	R4以前～ R12以降	750	シティセールス課
移住定住プロモーション事業		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイトの運用・保守を行うもの。また、移住検討者に配布するリーフレットを作成する。	R4以前～ R12以降	1,325	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。専門業者へ委託し、移住支援員を配置することによって移住に係る相談対応や情報発信、お試し暮らしの利用支援、移住検討者向けオンラインセミナーを実施する。また、移住支援員を最大限活用するため、県外の移住フェアでの移住支援員による相談対応も実施することとし、移住フェア相談対応業務を別途契約する。	R4以前～ R12以降	9,914	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業		「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。	R5～ R12以降	11,183	シティセールス課

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
きらら交流館再整備事業		宿泊研修施設きらら交流館の再整備にあたり、令和2・3年度に実施した基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務の結果、「公設+指定管理方式」が最適であるとの結論になった。また、同計画において、リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募することとし、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。同年12月には、基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、設計事業者として株式会社NSP設計と契約を行い、令和6年度末で設計業務を完了させた。令和7年度から改修工事に入り、令和9年度中の完成を目指す。	R4以前～ R12以降	628,300	シティセールス課
きらら交流館運営事業	スマエジ	休館中のきらら交流館の維持管理を行う。 社会教育課所管施設であった当該施設を令和7年度から「海辺の駅 そらうみ」としてリニューアルオープンに向けて改修工事に入るため、令和7年4月にシティセールス課へ所管替えを行い、所管替え以降はシティセールス課が維持管理を行う。	R7～ R12以降	62	シティセールス課
観光プロモーション事業		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。 令和7年度の取組は、観光パンフレット「スマイルスポット」を20,000部増刷し、公共施設、市内外観光事業所、公共交通機関のほか、各種イベント等で配布し、認知度向上及び市内の周遊促進を図る。	R4以前～ R12以降	1,430	シティセールス課
地域おこし協力隊受入事業		中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を設置する。なお、予算の内訳としては令和4年度に川上地域での地域おこし協力隊に応募され、令和5年度に着任された方1名の活動費を令和7年度まで、令和8年度は令和7年度に募集・令和8年度着任とした地域おこし協力隊(仮)の予算を計上する。(農業を主体として活動される方を令和7年度募集予定である。)	R4以前～ R12以降	5,833	地域活性化室

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
文化会館改修事業		文化芸術によるまちづくりを推進していくため、その拠点施設となる築後30年を経過した文化会館について、令和5～6年度に実施した老朽化調査及び中長期整備計画を基に改修を実施する。 また、館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する。令和7年度は4期工事として、トイレ及び通路、電気室の屋上防水工事を実施する。	R4以前～ R12以降	18,545	文化スポーツ推進課
現代ガラス展開催事業	スマエジ	本市の特色の一つであるガラス文化を推進するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第10回展に向けての準備年である。ガラス作家・故竹内傳治の若手作家を育成したいという思いから、45歳という年齢制限を設け、今では全国的な知名度を誇る若手登竜門のコンペティションとなっている。 第10回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第9回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展等を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R4以前～ R12以降	3,000	文化スポーツ推進課
ガラスアート作品貸出し支援事業		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵している竹内傳治先生のガラスアート作品13点と現代ガラス展受賞作品27点の計40点を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。 そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要がある場合の運搬費用を計上する。 ※令和5年度にガラスアート作品単品でも条件を満たせば、貸し出しできるよう要綱改正を行った。	R4以前～ R12以降	598	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業		本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなど、ガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。 当該施設は、指定管理により小野田ガラス㈱が運営しており、ガラス造成作家が、自身のガラス作家活動をしながら体験学習の指導等に従事している。 故に、小野田ガラス㈱と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上に加え、ふるさと納税の増加等を図る。 なお、令和5年度からは、当該事業の主たる部分を小野田ガラス㈱に委託し、ブランドの運営・発展を推進していくこととしている。	R4以前～ R12以降	657	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	スマエジ	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R4以前～ R12以降	637	文化スポーツ推進課
山口県警察音楽隊演奏会開催事業	スマエジ	県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域の安全や交通安全に関する行事等で活躍する山口県警察音楽隊を、不二輸送機ホールに招聘し、広く市民の方に聞いてもらう機会を提供することにより芸術文化によるまちづくりを推進する。 令和6年度に不二輸送機ホール開館30周年記念事業として実施し、令和7年度についても開催する。	R6～ R12以降	453	文化スポーツ推進課

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民体育館整備事業		市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行う。 令和7年度から、アリーナ内特定天井の解消、アリーナへの空調設備の新設、館内トイレの洋式化、シャワー室の改修を実施する。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図る。 なお、工事により令和7年度冬から令和8年度末までの間はアリーナの利用を休止する。	R6～ R8	331,500	文化スポーツ推進課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	スマエジ	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場をすることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R4以前～ R12以降	834	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	スマエジ	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R4以前～ R12以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	スマエジ	東京パラリンピック、パリパラリンピックを通して、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を進めてきた中で、今後においてもパラサイクリング連盟との連携を図り、市内でのチーム活動や市民との交流事業を実施するため業務委託としてパラサイクリング連盟に事業の実施を委託する。	R4以前～ R12以降	1,100	文化スポーツ推進課
宝くじスポーツフェア開催事業	スマエジ	一般財団法人自治総合センターが公募している「宝くじスポーツフェア」のうち、ドリーム・サッカーの開催を希望している。 ＜事業の内容＞サッカー元日本代表選手及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。 ①サッカー指導者クリニック(120分) 少年少女サッカーチームの指導者(40～50名程度)を対象に開催 ②少年少女サッカー教室(120分) 小学校5、6年生(200名程度)を対象に開催 ③アトラクション(15分) ドリームチームメンバーと開催地とのPK合戦 ④親善試合「ドリーム・ゲーム」(75分) ドリームチーム対開催地チーム／前後半各30分、ハーフタイム15分 ⑤ドリーム抽選会(15分) 親善試合ハーフタイム時に実施／観客を対象に出場選手サイン入りボールなど	R7～ R7	250	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	スマエジ	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R4以前～ R12以降	66,628	文化スポーツ推進課



まちの価値を創る

(3) 官民連携（PPP）の推進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
LABVプロジェクト推進事業		平成31年度に国の補助事業を活用した可能性調査の結果を踏まえ、商工センター跡地、中央福祉センター跡地、高砂用地、山口銀行小野田支店跡地を対象としたLABV手法によるエリアマネジメントの取組で、令和4年度に設立された山陽小野田LABVプロジェクト合同会社が実施主体である。令和6年4月からは、公共施設もテナントとして入居するAスクエアが供用を開始し、今後は他の事業候補地における事業化検討を進めていく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課

まちの価値を創る

(4) 地域経済の活力増進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業誘致推進事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会(協議会での主な取組としては、PR物品の作成や展示会の出展、企業情報の提供。)との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R4以前～ R12以降	10,943	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R4以前～ R12以降	207,394	商工労働課
産学官連携推進事業	理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。また、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業家等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 令和6年度より、指定地区の一部(旧セメント町商店街周辺)について、補助金の上限額の引き上げを行い、中心市街地の活性化を図る。	R4以前～ R12以降	2,000	商工労働課
創業支援事業		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 創業後の伴走支援として、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、補助金を交付する。創業後、1年経過したことを交付要件とし、1年度につき10万円、3年間交付する。	R4以前～ R12以降	6,248	商工労働課
新規就農者支援事業		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R4以前～ R12以降	5,088	農林水産課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て支援アプリ導入事業	2-(1)	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることができる子育て支援アプリを導入する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
介護認定審査会ペーパーレス化事業		介護認定審査会資料をペーパーレス化することで、委員はクラウド上で事前の審査資料を確認できるようになり、現状の郵送と比較して迅速な資料提供が可能となる。また、審査資料の印刷費、郵送料、冊子作成に係る人件費などが大幅に削減できるため、コストカットが見込める。	R7～R12以降	1,876	高齢福祉課
デジタルを活用した保健事業の推進事業		令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国保保健事業においても活用する。具体的にはスマートウォッチと市民アプリを国保被保険者に活用してもらい、データに基づき、対象者の状況に応じた保健指導を実施する。またデータ連携基盤の整備に伴いマイナポータル等経由の情報やライフログデータと掛け合わせPHRの利活用を推進していく。	R6～ R12以降	ゼロ予算	保険年金課
マイナンバーカードと被保険者証の一体化(「マイナ保険証」)関連事業		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日公布)が令和6年12月2日に施行されたことに伴い、マイナンバーカードと被保険者証の一体化(「マイナ保険証」)を進めるため、同日から被保険者証の新規発行を終了した。これに対応して、令和6年度中には、加入者情報の発行、資格確認書の発行、関連システムの改修等を行う必要がある。令和7年度は、いまだマイナ保険証への移行期間であるため、資格確認書等の適正な発行、国からの追加の情報発出に対応できるようにする必要がある。	R6～ R7	1,189	保険年金課
防災気象情報システム導入・運用事業	1-(2)	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	1-(2)	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。また、安全かつ簡単に災害体験できるVR機器を導入し、地域防災力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	1,120	総務課
処理場通信機器設置事業		小野田水処理センターでは、執行委任を受けている事業が多く、本庁職員と会議等を行う機会が多い。しかし、本庁職員が業務用PCを持ち込んで会議に参加しても、ネット回線にアクセスできない状況にある。その結果、会議で使用する資料を別途印刷して準備しなければならないなど、業務進行に支障をきたしている。これを解決し業務を円滑に行うことを達成するため。	R7～ R7	1,370	下水道課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
下水道管理デジタル化推進事業		下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 また、地下埋設物協議のWeb受付システムの導入により、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5～ R12以降	498	下水道課
高泊地区デマンド型交通運営事業		令和4年度に策定した地域公共交通計画に基づき、R4.10月のバスのダイヤ改正に合わせ、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」を廃止するとともに、同エリアを対象に、タクシー会社によるデマンド型交通を導入し、地域の生活交通手段の確保に努めている。事業の実施にあたっては、定期的に利用者の意見を聴取するなどし、利用促進を図っていく。 ※デマンドタクシーは、R4.10月からR5.9月まで実証運行を実施し、その後本格運行(R5.10～)に移行した。 ※R6当初予算編成時にR7債務負担行為を設定(R7～R9)。	R4以前～ R12以降	6,288	商工労働課
GIGAスクール推進事業	2-(2)	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、Wi-Fi環境のない生活保護世帯及び就学援助対象世帯のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子どもの学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。 令和2年度に整備した1人1台端末は故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫っているため、補助要件である県の共同調達により、児童生徒分(予備機含む)のみ更新する。調達数は納品が年度末となることを想定し、令和8年度の児童生徒見込数とする。	R4以前～ R12以降	179,516	学校教育課
学校図書システム更新事業		学校図書システムの老朽化に伴い、機器の更新を行う。併せて、図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない本を図書館や他校から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進する。	R4以前～ R12以降	5,251	学校教育課
埴生幼稚園栄養管理事業		幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入することで、食物アレルギー管理の安全性を向上させる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4以前～ R12以降	47	学校教育課
リーディングDXスクール事業	2-(2)	国は、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた優れた実践の創出、普及・展開の拠点となる「リーディングDXスクール事業指定校」を指定し、1人1台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ校種を超えて横展開することにより、GIGAスクール構想の加速化を図ることを目的とし、「リーディングDXスクール事業」を推進している。 本市でも、小野田中学校区の中学校及び小学校が当該事業に参加することで、効率的な教育実践を創出し、市内各学校に横展開していく。	R7～ R7	708	学校教育課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小学校社会科副読本デジタル化事業		小学校3・4年生の社会科学習では、地域を教材化した副読本を使用し授業を実施している。副読本「はっけん！山陽小野田」は、本市の歴史や文化・産業、主要施設など、地域の情報を掲載している。 令和5年度は新学習指導要領を踏まえて、本市の現状に合うように副読本を改訂する必要がある、この機会に、これからの学習者用デジタル教科書の導入の流れに向けて、1人1台端末を効果的に活用し、副読本のデジタル教科書化を推進する。 また、一般の大人もWebで閲覧が可能となるため、市内外の人に、本市の住みよさや歴史、文化を知ってもらい、住んでみたいと思ってもらえるよう、シティセールスのツールとして活用する。	R5～ R12以降	548	学校教育課
電子書籍購入事業	2-(3)	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R4以前～ R12以降	1,500	中央・厚狭図書館
人事給与システム構築・運用事業		令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 引き続き、給与制度改革への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守が必要である。	R4以前～ R12以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業		令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をシステム上で管理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により業務がデータ化され、業務の迅速化や効率化に繋がり、職員の負担を大幅に軽減させることができている。令和7年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を行いながら運用していく必要がある。	R4以前～ R12以降	11,352	人事課
RPA及びAI-OCR導入・活用事業		他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R4以前～ R12以降	2,503	デジタル推進課
キャッシュレス決済事業		令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5～ R12以降	302	市民課
ビジネスチャットツール導入事業		本市では、職員間の連絡手段として、ビジネスチャットをフリープラン(無償)で活用している。業務の効率化、省力化の面から、改めてビジネスチャットの活用が不可欠である。現行のフリープランのサービスが令和8年1月末で終了となることを機に、今後もビジネスチャットを継続して利用する。導入に当たっては、業務の効率化や省力化、災害時における迅速な協議、セキュリティ性の確保の面から、本市に適したツールを選定する。	R7～ R12以降	462	デジタル推進課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
デジタル化推進事業		将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R4以前～ R12以降	7,200	デジタル推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業		持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R12以降	200	デジタル推進課
デジタルデバйд対策事業		スマートシティ及びスマート自治体を推進するに当たっては、少なからず市民のICTに関する知識が必要となる。国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センターや地域、シルバー人材センター等と連携し、デジタル機器の使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会を実施する中で講師・サポーターを養成し、地域でデジタル機器の使い方を教え合う相談体制をつくる。	R4以前～ R12以降	400	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R12以降	52,912	デジタル推進課
マイナンバーカード等交付関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。	R4以前～ R12以降	2,658	市民課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マイナンバーカード申請支援事業		職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体、施設等への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。	R4以前～ R12以降	907	市民課
マイナンバーカード等交付関連事務事業(臨時分)		マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え等の手続き、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	1,693	市民課
証明書コンビニ交付事業		マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R4以前～ R12以降	11,983	市民課
証明書等自動交付事業		窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の取扱いを令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニエンスストア等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R4以前～ R12以降	1,105	市民課
申請書作成支援事業		市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードを利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R4以前～ R12以降	436	市民課
マイナンバーカード等交付関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。令和3年度から南支所にも統合端末等を設置し、マイナンバーカードを保有している方の住所異動等、一部の手続きを行っている。	R4以前～ R12以降	338	南支所
マイナンバーカード等交付関連事務事業(臨時分)		マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	187	南支所
マイナンバーカード等交付関連事務事業(臨時分)		現在、マイナンバーカードの申請・交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え、電子証明書の新規発行・更新、パスワードの変更、転入の手続き等の事務処理は住民基本台帳ネットワークシステム統合端末のサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	187	埴生支所

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続を随時行う。市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きの支援を継続することで、カードの利用促進を図る。	R4以前～ R12以降	1,145	市民窓口課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業(臨時分)		マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	1,318	市民窓口課
軽自動車手続関係オンライン化対応事業(臨時分)		令和5年1月から軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス(軽OSS)、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が運用開始された。対象は当時、軽自動車(三輪・四輪)であったが、令和7年4月から二輪の小型自動車(小型二輪)が追加される予定である。また、二輪の軽自動車(軽二輪)においては、「新車新規」・「記載事項変更」・「一時抹消」について対応し、令和8年1月運用予定である。これにより、軽OSSの対象に「軽二輪」が追加されるため、基幹税務システムの改修を行う。	R6～ R7	1,069	税務課
eLTAX更改事業		令和8年10月にeLTAX第5期更改が行われ、eLTAXを利用して納税通知書(軽自動車税・固定資産税)の電子化、国税からの問い合わせ資料や他団体への資料(市民税・軽自動車税・固定資産税)回送システムの改修など機能が強化される。それに伴い、基幹システムの改修及びeLTAX利用端末の更新を行う。	R7～ R8	812	税務課
文書管理システム運用事業		令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R4以前～ R12以降	7,577	総務課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業		地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)において、「戸籍」「戸籍の附票」は、標準化対象事務として定められている。地方公共団体は、令和7年度までに、標準化対象事務の処理に利用する情報システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求められているため、令和7年度までに戸籍システムを標準準拠システムへ移行する。	R6～ R7	46,541	市民課
タブレット端末導入事業		国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5～ R12以降	3,007	議会事務局
タブレット端末更新事業 (臨時)		令和5年5月から導入したタブレット端末及びペーパーレス会議システムは令和8年4月までの3年間の契約期間であるため、令和7年度中に契約更新に向けた準備を行う。令和7年度は次期更新に向けた準備を行うため予算措置はなく、令和8年度に予算措置を行う。	R7～ R8	ゼロ予算	議会事務局

3つの横断的施策

(2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康・長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	490	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4以前～ R12以降	231	健康増進課
産学官連携推進事業	3-(4)	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。また、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	商工労働課
スマイル・サイエンス事業	2-(2)	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R4以前～ R12以降	500	学校教育課
山口東京理科大学連携事業		市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月には薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されることである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となって市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
デジタル化推進事業		将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R4以前～ R12以降	7,200	デジタル推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業		持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R12以降	200	デジタル推進課

3つの横断的施策

(2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R12以降	52,912	デジタル推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
公立保育所運営事業	知守 食事 運動 交流		公立保育所で保育を実施する。 (R4年度から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園) 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。	R4以前～ R12以降	45,836	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	知守 食事 運動 交流	2-1(1)	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R6～ R7	4,217	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	食事 交流	2-1(1)	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は人員不足により休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R4以前～ R12以降	26,142	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	交流	2-1(1)	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R4以前～ R12以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	交流	2-1(1)	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,631	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	食事 交流	2-1(1)	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R4以前～ R12以降	804	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業(臨時分)	交流	2-1(1)	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。 【臨時】 令和7年4月から子育て総合支援センター内にこども家庭センターを設置することから、現在の子育て総合支援センターのパネルを再作成するための費用を計上。	R7～ R7	110	子育て支援課
利用者支援事業(妊娠等包括相談支援事業型)	知守	2-1(1)	妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	R4以前～ R12以降	3,949	子育て支援課
児童館管理運営事業	交流		市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R4以前～ R12以降	42,891	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	交流	2-1(1)	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行を行う。	R4以前～ R12以降	324	子育て支援課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域組織活動育成事業	交流	2- (1)	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R4以前～ R12以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業	運動		子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R4以前～ R12以降	526	子育て支援課
乳児健康診査事業	知守		出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R4以前～ R12以降	6,125	子育て支援課
幼児健康診査事業	知守 食事		母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R4以前～ R12以降	2,008	子育て支援課
発育・発達事業	知守		母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R4以前～ R12以降	203	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	知守	2- (1)	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後2つの予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R4以前～ R12以降	39,961	子育て支援課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	知守		母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R4以前～ R12以降	70	子育て支援課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	知守 交流	2- (1)	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R4以前～ R12以降	295	子育て支援課
母子保健健康教育事業	知守	2- (1)	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための歯並びひろばを開催する。	R4以前～ R12以降	256	子育て支援課
発育・発達事業(療育教室)	知守	2- (1)	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につながるなどの早期の発達支援を行う。	R4以前～ R12以降	234	子育て支援課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	知守	2- (1)	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。(オンライン相談含む)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
母子家庭訪問指導事業	知守	2- (1)	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
利用者支援事業(こども家庭センター型)	知守	2- (1)	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携してサポートプランの策定を行うこども家庭センターを運営する。	R4以前～ R12以降	4,312	子育て支援課
産後ケア事業	知守	2- (1)	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R4以前～ R12以降	1,021	子育て支援課
母子保健推進員育成・活動支援事業	交流	2- (1)	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R4以前～ R12以降	537	子育て支援課
妊婦歯科健康診査事業	食事	2- (1)	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R4以前～ R12以降	592	子育て支援課
多胎妊産婦支援事業	知守	2- (1)	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4以前～ R12以降	95	子育て支援課
葉酸サプリメント配布事業	知守 食事	2- (1)	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまで妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R12以降	228	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	知守	2- (1)	聴覚障害は聴覚検査により早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられると言われており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R12以降	1,688	子育て支援課
介護支援ボランティア活動事業	交流		第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R4以前～ R12以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業	交流		第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R4以前～ R12以降	303	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)	交流		単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R4以前～ R12以降	1,298	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業	交流		市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R4以前～ R12以降	1,800	高齢福祉課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
生活支援サービスの体制整備事業	交流		単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R4以前～ R12以降	8,453	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業 (地域支援事業:任意事業)	交流		高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談及び急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R4以前～ R12以降	7,139	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	知守 運動 交流		第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R4以前～ R12以降	1,032	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業	知守 運動 交流		生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。あわせて、介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R4以前～ R12以降	397	高齢福祉課
介護予防把握事業	知守		訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R4以前～ R12以降	159	高齢福祉課
認知症サポーター養成事業	知守		今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	116	高齢福祉課
石丸総合館管理運営事業	知守 運動 交流		地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R4以前～ R12以降	3,135	市民活動推進課
民生委員・児童委員活動支援事業	交流		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R4以前～ R12以降	16,285	社会福祉課
国民健康保険特定健診事業	知守		40歳～74歳の市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査を実施し、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症等の疾病の早期発見と生活習慣の改善を図る。特定健診未受診者に対して、勧奨時期・勧奨対象者に応じた受診勧奨を実施する。	R4以前～ R12以降	59,651	保険年金課
特定保健指導事業	知守		特定健康診査の検査結果等をもとに選定した対象者に、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すための保健指導を実施することで、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防する。特定保健指導の対象者に対して、電話や健診結果説明の際に対面にて利用勧奨を実施する。	R5～ R12以降	4,554	保険年金課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険保健事業	知守運動		国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 医療費通知事業・ジェネリック医薬品推進事業・がん検診事業・健康運動事業・はり・きゅう施術費補助事業・脳ドック事業・歯周病検診事業・糖尿病性腎症重症化予防事業・慢性腎臓病(CKD)受診勧奨事業(R7年度から実施)	R4以前～ R12以降	23,866	保険年金課
国民健康保険健康づくり補助事業	知守		令和7年度から健康づくり補助金は、地区運営協議会(地域運営組織)に対する「地域づくり交付金」に一括化され、市民活動推進課から交付される。 令和7年度以降も国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、地域において健康づくりに資する活動を実施した際の「地域づくり交付金」の対象事業とする。 健康づくり補助金としての交付はしないが、地区運営協議会の事業として実施されたかを事業計画・事業報告において確認する。 山陽小野田市地域づくり交付金交付要綱第3条	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	保険年金課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業	知守		保険者は、被保険者の健康増進に資する為PDCAサイクルに沿った保健事業の実施を行うものとされている。本市国保においても保有している給付情報や健診結果などを分析した上で、「山陽小野田市国民健康保険第3期データヘルス計画」を作成し、保健事業を実施している。本市国保の抱える健康課題として、生活習慣病の保有率や基礎疾患受診率などが高いという特徴が見えており、これらに適切に対応することが、健康寿命の延伸へと繋がっていく。健康課題解決策として、健診の受診率向上や疾病の重症化予防などに関する計画を持っているが、その実施方法は様々で即時対応可能対策がある一方でアプローチに時間を要するものもある。財政的に限られた範囲の中で、有効に保健事業を実施するため、公衆衛生や医療的な知識を有した専門家への協力を求め、保健事業のあり方や進め方、事業の優先付けなどに関する指導、助言体制を構築する。より実情にあった保健事業の推進に関する支援は、増え続ける医療費の適正化にもつながる。	R6～ R8	500	保険年金課
デジタルを活用した保健事業の推進事業	知守		令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国保保健事業においても活用する。具体的にはスマートウォッチと市民アプリを国保被保険者に活用してもらい、データに基づき、対象者の状況に応じた保健指導を実施する。またデータ連携基盤の整備に伴いマイナポータル等経由の情報やライフログデータと掛け合わせPHRの利活用を推進していく。	R6～ R12以降	ゼロ予算	保険年金課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	知守 食事 運動 交流		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は山口県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、市町の課題に応じて高齢者の保健事業を展開している。 KDBシステム等を活用して本市の後期高齢者の健康課題を抽出し、課題に応じて個別支援を行うハイリスクアプローチと集団に対して知識の普及啓発を行うポピュレーションアプローチの2種類がある。 ポピュレーションアプローチは通いの場等で、口腔、栄養、服薬管理などの、フレイル予防の健康教育や健康相談等の事業を実施する。 ハイリスクアプローチは条件に応じた対象者を抽出し、健康状態不明・低栄養防止・糖尿病性腎症重症化予防・CKD受診勧奨事業・身体的フレイル防止の事業を実施する。身体的フレイル防止の事業は令和7年度から開始する。	R4以前～ R12以降	14,761	保険年金課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
医療扶助オンライン特定健診・保健指導システム操作端末導入事業	知守		医療保険の被保険者と同様に、被保護者がマイナポータルで自身の健診情報等を閲覧することが可能となった。マイナポータルを通じて本人が自らの健診結果情報を閲覧する仕組みにおいては保護の実施機関が被保護者の健診結果情報に係るファイルを支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営する「オンライン資格確認等システム(特定健診・保険指導システム)」に格納する必要がある、格納データを修正する場合や他福祉事務所からの転入者の健診結果情報を引き継ぐ場合には福祉事務所端末を使用して操作する必要があるため福祉事務所端末を導入する。	R7～ R7	268	社会福祉課
健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R4以前～ R12以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R4以前～ R12以降	128	健康増進課
食育推進計画の推進	食事 交流		平成22年度に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定。令和7年度から第3次山陽小野田市食育推進計画を推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を活かした食育事業を展開する。 また、市民が主体的な食育を実践できるよう支援し、庁内関係各課や関係機関との食育ネットワークを強化する。	R4以前～ R12以降	309	健康増進課
食育推進会議	食事		平成22年度に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定。令和7年度から第3次山陽小野田市食育推進計画を推進。 第3次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R4以前～ R12以降	131	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	知守		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康・長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	490	健康増進課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)	知守 食事 運動 交流		市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R4以前～ R12以降	59	健康増進課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ	知守 食事 運動 交流		市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R4以前～ R12以降	19	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング推進事業	知守 食事 運動 交流		①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R4以前～ R12以降	749	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業	運動		スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成	R4以前～ R12以降	115	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業	知守 食事 運動 交流		スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R4以前～ R12以降	238	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	知守		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4以前～ R12以降	231	健康増進課
自殺対策事業	知守		国の自殺総合対策大綱、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定している。R7からは第2次自殺対策計画を策定し推進する。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にアフターコロナの今、こころの支援体制を強化する。	R4以前～ R12以降	103	健康増進課
ひきこもり支援事業	知守		ひきこもり状態にある者(6か月以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族、支援者が、地域の中で相談できる体制を整備する。支援には家族支援、本人支援、居場所づくり、社会参加の4段階があり、まずは家族が本人への対応方法を学ぶ機会を提供することで、家族支援を行う。	R4以前～ R12以降	2,302	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援	知守 食事 運動 交流		平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R4以前～ R12以降	239	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援	食事 交流		昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R4以前～ R12以降	827	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域・職域連携推進事業	知守		本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実践することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実施し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。	R4以前～ R12以降	6	健康増進課
健康手帳の活用	知守		自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R4以前～ R12以降	3	健康増進課
成人保健健康教育	知守		市が主催で行う健康教育を実施する。	R4以前～ R12以降	320	健康増進課
成人健康相談事業	知守		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R4以前～ R12以降	191	健康増進課
成人訪問指導事業	知守		がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R4以前～ R12以降	65	健康増進課
生保等の健康診査	知守		健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R4以前～ R12以降	276	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)	知守		健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R4以前～ R12以降	75,367	健康増進課
結核検診	知守		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R4以前～ R12以降	1,104	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	知守		①個別の受診勧奨・再勧奨(乳がんにターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R4以前～ R12以降	2,128	健康増進課
健康マイレージ事業	知守 食事 運動 交流		本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市で啓発する。参加者は健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)を得ることができる。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。小中学生には、学校を通じてチャレンジシートを配布し、参加した人に景品をプレゼントし健康づくりのきっかけとする。	R4以前～ R12以降	134	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業	知守		女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②女性限定託児付の集団検診実施	R4以前～ R12以降	648	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
若者健康診査	知守		健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R4以前～R12以降	1,131	健康増進課
定期予防接種事業	知守		予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R4以前～R12以降	178,741	健康増進課
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業	知守		令和4年4月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開され、これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から令和6年度末までの限定的な対応として接種を行っていた(キャッチアップ接種)が、この度、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で協議をした結果、「令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、令和6年度末までに1回以上接種している方を対象に、令和7年度についても公費で3回の接種を完了できるよう経過措置を設ける」とされたもの。	R4以前～R7	9,945	健康増進課
定期予防接種事業(新型コロナウイルスワクチン)	知守		令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の発症予防及び重症化予防による重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することとなる(年一回・秋冬接種)。	R6～R12以降	55,153	健康増進課
新型インフルエンザ等対策行動計画策定事業	知守		「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」は当時の社会情勢などを踏まえ、平成25年度に作成した。この度、国の行動計画を全面改訂したことに伴い、市において改訂する。	R7～R7	57	健康増進課
定期予防接種事業(帯状疱疹ワクチン)	知守		予防接種法上のB類疾病に位置づけられる帯状疱疹の予防接種について、令和7年4月から同法に基づく定期の予防接種として実施する。	R7～R12以降	25,088	健康増進課
AED管理事業	知守		平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所に増やし充実を図った。	R4以前～R12以降	2,001	健康増進課
#7119(救急安心センター事業)	知守		住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R4以前～R12以降	1,170	健康増進課
小児一次救急医療体制確保事業	知守		昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R4以前～R12以降	2,277	健康増進課
休日救急医療対策事業	知守		山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきており、喫緊の課題として捉えている。	R4以前～R12以降	5,588	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
小児救急圏域医療体制確保事業	知守		宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5～R9	2,712	健康増進課
二次救急医療体制支援事業	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R4以前～R12以降	8,760	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R4以前～R12以降	1,319	健康増進課
自主防災組織等育成事業	交流	1-(2)	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。また、安全かつ簡単に災害体験できるVR機器を導入し、地域防災力の向上を図る。	R4以前～R12以降	1,120	総務課
地域運営組織推進事業	交流	1-(1)	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R4以前～R12以降	28,637	市民活動推進課
ふるさとづくり推進事業	交流		市ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 R6年度から、校区ふるさとづくり協議会補助金及びほたる飼育管理助成金は、「地域づくり交付金(一括交付金)」に統合された。	R4以前～R12以降	718	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業	交流		各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象: 全10事業 ■補助対象事業 若山公園さくらまつり、竜王山公園桜まつり、江汐公園つつじまつり、復活!住吉まつり、寝太郎の里ほたるまつり、やけの美タフェスタ、埴生ぎおんふるさと祭り、山陽小野田Smileジュニア☆フェスタ、ふるさと風あげフェスティバル、I Love Sanyo-onoda	R4以前～R12以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業	交流		地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R4以前～R12以降	64,406	市民活動推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
社会教育士育成事業	交流	1-(1)	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R7年度取得予定人数:1人 (取得人数/R4年度:2人(一部科目履修)、R5年度:1人、R6年度:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4以前～R8	345	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業	交流		女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R4以前～R12以降	176	市民活動推進課
多文化共生推進事業	交流		本市における外国人の人口は、R6.9月末時点で909人となっており、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な日本語教室の運営を目指している。	R4以前～R12以降	1,157	市民活動推進課
シティセールス推進事業	交流	3-(1)	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R4以前～R12以降	492	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	交流	3-(1)	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R4以前～R12以降	5,000	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	交流	2-(3)	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしよう、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R4以前～R12以降	435	シティセールス課
スマイルエイジングパーク事業	運動交流		健康寿命の延伸を目指すスマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園等でウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置を進め、市民の運動習慣を促すための環境整備を行う。令和7年度には、糸根公園と青年の家が立地する区域の整備事業の整備効果を算出するため、費用対効果分析を実施する。	R4以前～R12以降	3,056	都市計画課
きらら交流館運営事業	交流	3-(1)	休館中のきらら交流館の維持管理を行う。 社会教育課所管施設であった当該施設を令和7年度から「海辺の駅 そらうみ」としてリニューアルオープンに向けて改修工事に入るため、令和7年4月にシティセールス課へ所管替えを行い、所管替え以降はシティセールス課が維持管理を行う。	R7～R12以降	62	シティセールス課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
観光ボランティアガイド活動支援事業	交流		山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのホスピタリティ向上を図る。	R4以前～R12以降	50	シティセールス課
いじめ・不登校に対する支援事業	知守		臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R4以前～R12以降	23,489	学校教育課
学校給食実施事業	食事		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R4以前～R12以降	138,066	学校給食センター
学校給食実施事業(人材派遣)	食事		令和5年度から定年延長制度が始まったが、従来の60歳で退職を考えている調理員や60歳前に辞める早期退職者が多く、調理業務の人員確保が困難になっている。今までは退職者の補充をハローワーク等で募集していたが、現在の方法では人材の確保が困難になっているため、人材派遣会社も利用して給食調理員の確保に努め、安心安全なおいしい給食を安定提供する。	R7～R12以降	6,112	学校給食センター
埴生幼稚園栄養管理事業	食事		幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入することで、食物アレルギー管理の安全性を向上させる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4以前～R12以降	47	学校教育課
児童生徒及び教職員健康診断事業	知守		学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R4以前～R12以降	13,525	学校教育課
小・中学校体育振興事業	運動		学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、水泳競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R4以前～R12以降	949	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	知守	2ー(2)	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R4以前～R12以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	知守	2ー(2)	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R4以前～R12以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業	知守		次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっていただき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R4以前～R12以降	502	学校教育課
地域交流センター社会教育推進事業	知守 交流	2ー(3)	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4以前～R12以降	4,217	社会教育課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
社会教育関係団体等の育成・支援事業	交流		社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援する。 また、市条例に基づき少年団等への助成を行う。	R4以前～ R12以降	1,051	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	交流	1ー(1)	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R4以前～ R12以降	335	社会教育課
マタニティ・ブックスタート事業	知守	2ー(1)	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R4以前～ R12以降	671	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	知守	2ー(3)	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「乳幼児おはなし会」や科学を柱にした「ちっちゃながくのおはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R4以前～ R12以降	128	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	知守	2ー(3)	令和4年度に確定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R4以前～ R12以降	182	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業	知守		読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R4以前～ R12以降	556	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	知守	2ー(3)	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R4以前～ R12以降	17,438	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	知守	2ー(3)	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R4以前～ R12以降	1,500	中央・厚狭図書館
コミュニティ・スクール推進事業	交流	2ー(3)	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R4以前～ R12以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	交流	2ー(3)	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R4以前～ R12以降	2,747	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	交流	2ー(3)	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	4,525	社会教育課
放課後子ども教室事業	交流	2ー(3)	「放課後子ども教室」を実施する。 各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R4以前～ R12以降	1,436	社会教育課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
家庭教育支援事業	知守交流	2-(3)	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R4以前～R12以降	431	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	知守交流	2-(3)	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区と埴生中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R4以前～R12以降	160	社会教育課
市民館管理運営事業(文化ホール棟)	交流		発表会や式典、総会などを開催できる市民館の文化ホール、会議室等を管理し、市民等の利用に供する。	R4以前～R12以降	18,265	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費(経常分)	交流		文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。	R4以前～R12以降	43,885	文化スポーツ推進課
文化会館大ホール設備維持管理事業	交流		大ホールで開催する文化イベントについて、来場者が満足できる良好で安心安全な舞台運営を行うため、老朽化した設備機器の維持管理を行う。 ・音響機器について、老朽化により操作不能または雑音等により正常に機能しないことが多々あるため、保守点検結果を基に、音響卓をオーバーホールし、必要な修繕を行う。 ・照明機器について、老朽化により操作不能または正常に作動しないことがある。照明調整卓は修繕不可であり、古い機種のため交換部品も製造されていないことから、機器更新が必要である。	R4以前～R12以降	605	文化スポーツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会	交流		市民に生のオーケストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。	R4以前～R12以降	544	文化スポーツ推進課
(主催)NHK公開番組	交流		NHK公開番組の収録が不二輸送機ホール等で事業ができるよう申請し、実施が決定した際には市民が公開番組の収録に入場者として参加し、多様な芸術文化の鑑賞や体験の場を提供する。	R4以前～R12以降	250	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業	交流		本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R4以前～R12以降	41,534	文化スポーツ推進課
(主催)ピアノマラソン大会	交流		ピアノマラソン大会は、不二輸送機ホールが開館当初から保有する、世界最高峰のピアノとして多くのピアニストから愛されているスタインウェイピアノを、広く市内外の人に弾いてもらう機会を提供するとともに、ピアノ演奏の素晴らしさを体感・共感することを目的に、3日間にかけて開催する事業で、1人1曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。 不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的事業である。	R4以前～R12以降	841	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭	交流		第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R4以前～R12以降	381	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
市民文化祭	交流		市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施)市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌) 出展数が減少していることから、出品者の創作意欲を維持するため、また展覧会の来場者を増やすための手法として、令和5年度からは会場をおのだサンパーク2階大催事場とし、出品数や来場者数が増加した。	R4以前～R12以降	349	文化スポーツ推進課
民間連携による文化活動の場づくり事業	交流		活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。	R4以前～R12以降	27	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業	交流		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R4以前～R12以降	1,100	文化スポーツ推進課
現代ガラス展開催事業	交流	3- (2)	本市の特色の一つであるガラス文化を推進するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第10回展に向けての準備年である。ガラス作家・故竹内傳治の若手作家を育成したいという思いから、45歳という年齢制限を設け、今では全国的な知名度を誇る若手登竜門のコンペティションとなっている。 第10回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第9回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展等を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R4以前～R12以降	3,000	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	交流	3- (2)	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R4以前～R12以降	637	文化スポーツ推進課
山口県警察音楽隊演奏会開催事業	交流	3- (2)	県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域の安全や交通安全に関する行事等で活躍する山口県警察音楽隊を、不二輸送機ホールに招聘し、広く市民の方に聞いてもらう機会を提供することにより芸術文化によるまちづくりを推進する。 令和6年度に不二輸送機ホール開館30周年記念事業として実施し、令和7年度についても開催する。	R6～R12以降	453	文化スポーツ推進課
市民館管理運営事業(体育ホール棟)	運動交流		スポーツやイベントをすることができる市民館の体育ホール、休憩室等を管理し、市民等の利用に供する。	R4以前～R12以降	6,649	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業	運動交流		体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。 体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。	R4以前～R12以降	57,998	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	交流	3-(2)	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R4以前～R12以降	834	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	運動交流	3-(2)	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R4以前～R12以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	運動交流	3-(2)	東京パラリンピック、パリパラリンピックを通して、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を進めてきた中で、今後においてもパラサイクリング連盟との連携を図り、市内でのチーム活動や市民との交流事業を実施するため業務委託としてパラサイクリング連盟に事業の実施を委託する。	R4以前～R12以降	1,100	文化スポーツ推進課
宝くじスポーツフェア開催事業	運動交流	3-(2)	一般財団法人自治総合センターが公募している「宝くじスポーツフェア」のうち、ドリーム・サッカーの開催を希望している。 ＜事業の内容＞サッカー元日本代表選手及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。 ①サッカー指導者クリニック(120分) 少年少女サッカーチームの指導者(40～50名程度)を対象に開催 ②少年少女サッカー教室(120分) 小学校5、6年生(200名程度)を対象に開催 ③アトラクション(15分) ドリームチームメンバーと開催地とのPK合戦 ④親善試合「ドリーム・ゲーム」(75分) ドリームチーム対開催地チーム／前後半各30分、ハーフタイム15分 ⑤ドリーム抽選会(15分) 親善試合ハーフタイム時に実施／観客を対象に出場選手サイン入りボールなど	R7～R7	250	文化スポーツ推進課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業	運動		令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和7年度においては実証事業を実施し、令和8年4月からの休日における学校部活動の地域展開(移行)に向けて取組を進める。 体制整備の検討については、引き続き協議会を開催することで、今後の運営団体や実施主体について調整を図る。また、中学生の活動環境を整備するために指導者の確保や派遣、活動場所の調整など実証事業を実施することで課題を洗い出し、次年度以降の活動に反映する。	R7～R12以降	6,553	文化スポーツ推進課
競技スポーツ推進事業	運動		市スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R4以前～R12以降	5,344	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業	運動		市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを行い、地域のスポーツの拠点として活動できるよう生涯スポーツを振興する。	R4以前～R12以降	383	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
スポーツ教室開催事業	運動		競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全7回程度、250名程度	R4以前～ R12以降	1,290	文化スポーツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業	運動		児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。 スポーツ推進委員定例会を毎月開催する。県主催の研修会等へ参加することで市内での活動につなげる。	R4以前～ R12以降	1,484	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業	運動交流		西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和6年度で41回を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 【開催時期】3月(4日間) 【試合会場】市内サッカー場・運動広場ほか ※市外の会場でも開催	R4以前～ R12以降	2,409	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業	運動交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ポッチャの4競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。 また、ニュースポーツの体験ができるブースを出展することで、参加者が新たなスポーツに触れる機会をつくる。	R4以前～ R12以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業	運動交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に厚陽地区で市民マラソン大会を継続開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km(男女、学生・一般別に開催)	R4以前～ R12以降	420	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	運動交流	3-(2)	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R4以前～ R12以降	66,628	文化スポーツ推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業	交流		持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R12以降	200	デジタル推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	知守 食事 運動 交流		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R12以降	52,912	デジタル推進課
ホームページを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R4以前～ R12以降	1,568	シティセールス課
広報紙発行事業	知守 食事 運動 交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R4以前～ R12以降	12,852	シティセールス課
市政情報発信事業	知守 食事 運動 交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R4以前～ R12以降	327	シティセールス課
LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、X(旧Twitter)(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとして令和4年度に導入したLINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。なお、令和4年度のLINEのシステム開発及び運用はデジタル推進課が行い、令和5年度以降のシステムの管理運営はシティセールス課が担当する。	R4以前～ R12以降	1,875	シティセールス課
出前講座運営事務	知守		市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R4以前～ R12以降	12	生活安全課

分野別計画

■ 施策の体系

基本目標に掲げた五つの基本目標と計画の実現に向けた施策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な施策とその実施のための事業を展開します。

1 子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策 1 子育て支援の充実

基本施策 5 社会保障の安定

基本施策 2 高齢者福祉の充実

基本施策 6 健康づくりの推進

基本施策 3 障がい者福祉の充実

基本施策 7 地域医療体制の充実

基本施策 4 地域福祉の推進

2 市民生活・地域づくり・環境・防災～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策 8 消防・救急体制の充実

基本施策 12 人権尊重のまちづくり

基本施策 9 防災体制の充実

基本施策 13 自然環境の保全・循環型社会の形成

基本施策 10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進

基本施策 14 国際交流・地域間交流の推進

基本施策 11 地域づくりの推進

基本施策 15 シティール・移住定住の推進

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 16 住環境の確保

基本施策 19 道路・交通網及び港湾施設の充実

基本施策 17 公園・緑地の整備・保全

基本施策 20 適正な土地利用の推進

基本施策 18 水道の安定供給と下水道の充実

4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21 多様な働く場の確保

基本施策 24 農林水産業の推進

基本施策 22 企業立地の推進

基本施策 25 観光・交流の振興

基本施策 23 商工業の振興

5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26 学校教育の推進

基本施策 29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

基本施策 27 社会教育の推進

基本施策 30 芸術文化によるまちづくりの推進

基本施策 28 次世代の学校・地域創生の推進

基本施策 31 スポーツによるまちづくりの推進

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32 効率的で効果的な行政運営

基本施策 34 市政への市民参画の推進

基本施策 33 健全な財政運営

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、重点プロジェクトと同一の事業が掲載されています。

※「令和7年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策1 子育て支援の充実						
(1)働く子育て家庭の支援						
保育所等施設型給付事業 (私立保育所及び管外保 育所)			保育事業を私立保育所(13保育園)及び管外保育園に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・仲宏・姫井・石井手・西高泊・こぐま・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい・桃太郎園及び管外保育園 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。	R4以前～ R12以降	1,277,632	子育て支援課
幼稚園等施設型給付事業			子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。 平成27年度に小野田小百合幼稚園が、平成28年度に高千帆小百合幼稚園、令和元年度に小野田めぐみ幼稚園が新制度に移行、令和6年度から小野田めぐみ幼稚園は幼稚園型認定こども園へ移行。	R4以前～ R12以降	210,813	子育て支援課
地域型保育事業運営支援事業			民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである事業所内保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。	R4以前～ R12以降	27,000	子育て支援課
私立保育所整備助成事業			市内の私立保育所の整備・大規模改修に対し補助することで、保育所の健全な運営に寄与するとともに、保育環境を整えることで安全な保育を行うことができる。 また、施設整備について補助することにより、定員を確保し、待機児童の解消を図る。	R4以前～ R12以降	35,229	子育て支援課
公立保育所運営事業		スマエジ	公立保育所で保育を実施する。 (R4年度から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園) 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。	R4以前～ R12以降	45,836	子育て支援課
小野田地区公立保育所整備事業	2-(1)		公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R4以前～ R12以降	482,097	子育て支援課
公立保育所環境整備事業			公立保育所は老朽化が進み、園児に対して危険が及ぶ可能性がある箇所がある。保護者が安心して児童を通わすことができるためにも、再編整備が完了するまでの間においても、緊急的に修繕が必要な箇所について、所要の修繕等を行う。 また、備品等も老朽化が進み、修繕または買い替えが必要である。	R4以前～ R12以降	164	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R4以前～ R12以降	74	子育て支援課
副食費増加相当額軽減事業	2-(1)		物価高騰下にあっても、私立保育所等において、これまで通りの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、令和3年4月1日からの食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	R4以前～ R7	4,230	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	2-(1)	スマエジ	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R6～ R7	4,217	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
誰もが育ち・学び・遊べる 保育環境づくり推進事業			保育所等において、障害のある子ども、障害のない子どもをはじめ、誰もが等しく育ち・学び・遊べる環境を整備するため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支援する事業を実施する	R6～ R7	3,087	子育て支援課
認定こども園等施設型給付事業			市内に1園、宇部市に1園の認定こども園が創設される。その認定こども園に通う園児の施設型給付費を支払い、子育て世帯の負担を軽減する。	R6～ R12以降	99,388	子育て支援課
保育士独自加配事業			私立の保育施設において、配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援する。	R6～ R12以降	25,000	子育て支援課
一時預かり事業	2-1		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。	R4以前～ R12以降	1,242	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)	2-1		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R4以前～ R12以降	1,610	子育て支援課
延長保育事業	2-1		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R4以前～ R12以降	15,940	子育て支援課
障がい児保育事業	2-1		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～)	R4以前～ R12以降	20,804	子育て支援課
保育所保険料補助事業			入所児童の安全管理のための任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。	R4以前～ R12以降	83	子育て支援課
多子世帯応援保育料等軽減事業(保育所)			対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充された。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度) 令和2年度10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費についても補助の対象となった。	R4以前～ R12以降	1,692	子育て支援課
私立幼稚園特別支援事業			私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付する。	R4以前～ R12以降	262	子育て支援課
第2子以降保育料無償化事業			認可外保育施設利用者のうち、保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限を設けずに助成。【上限月額】一般認可外42,000円、企業主導型37,100円	R6～ R12以降	4,746	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	2-1		市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休業期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R4以前～ R12以降	159,780	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
児童クラブ施設整備等事業	2-(1)		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和7年度は、赤崎・高千帆児童クラブのエアコンを更新及び須恵児童クラブの照明を更新する。	R4以前～ R12以降	3,016	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)(臨時分)			【障害児受入推進事業】 児童クラブにおいて、配慮が必要な子どもの受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、児童クラブの円滑な実施を図る。	R4以前～ R12以降	20,590	子育て支援課
病児保育事業	2-(1)		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R4以前～ R12以降	27,810	子育て支援課
子育て短期支援事業	2-(1)		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R4以前～ R12以降	274	子育て支援課
養育支援訪問事業	2-(1)		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
子育てワンストップ事業			子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。 対象となる手続 子育て支援課:児童手当、児童扶養手当、保育 健康増進課:母子保健	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業(副食費)			幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯(第1階層～第3階層)及び第3子の副食費を補助する。	R4以前～ R12以降	3,240	子育て支援課
施設等利用給付事業			令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの(上限あり)。 対象施設は、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等。	R4以前～ R12以降	64,445	子育て支援課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	2-(1)		全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)を創設する。	R7～ R12以降	8,764	子育て支援課
(2)子育ての不安と負担の軽減						
地域子育て支援拠点事業	2-(1)	スマエジ	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は人員不足により休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R4以前～ R12以降	26,142	子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画推進事業			令和6年度に策定した「第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。 計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。	R4以前～ R12以降	160	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て支援情報発信事業			子育て支援情報発信ツールとして、また、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることを目的として、令和4年度に導入した「母子モ」の管理・運営を行う。	R4以前～ R12以降	660	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	2-（1）	スマエジ	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R4以前～ R12以降	20	子育て支援課
子育て支援アプリ導入事業	2-（1）	デジタル化	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることができる子育て支援アプリを導入する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
こども計画推進事業			令和5年4月1日施行された「こども基本法」において、国は、市町村に、国が定めるこども大綱を勧告し、市におけるこども政策についての計画「こども計画」の策定に努めることとしている。 本市においても、すべてのこども・若者の健やかな成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現に向け、令和7年度末までに策定する。 こども計画に「子ども貧困対策推進計画」「こども若者計画」を内包する予定であり、貧困対策に係るアンケート調査等を実施する予定である。調査、分析を実績、ノウハウのある専門業者に委託することで、正確なデータを取得し、将来の子育て支援施策に実態を反映させ、子育てしやすいまちづくりを推進していく。	R7～ R12以降	4,090	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	2-（1）	スマエジ	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター（スマイルキッズ）」の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,631	子育て支援課
地域子育て支援拠点（スマイルキッズ）事業	2-（1）	スマエジ	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R4以前～ R12以降	804	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業（臨時分）	2-（1）	スマエジ	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター（スマイルキッズ）」の管理運営を行う。 【臨時】 令和7年4月から子育て総合支援センター内にこども家庭センターを設置することから、現在の子育て総合支援センターのパンフレットを再作成するための費用を計上。	R7～ R7	110	子育て支援課
児童手当支給事業			高校生年代までの国内に住所を有する児童(18歳到達後の最初の年度末まで)を養育している人に対して児童手当を支給する。 ■支給額(月額) 3歳未満 第1子、第2子:15,000 円 第3子以降: 30,000 円 3歳～高校生年代 第1子、第2子:10,000 円 第3子以降: 30,000 円	R4以前～ R12以降	1,250,196	子育て支援課
特別児童扶養手当事業			身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。	R4以前～ R12以降	142	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業	2-(1)		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R4以前～ R12以降	115,100	子育て支援課
福祉医療事業(単市事業分)	2-(1)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R4以前～ R12以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業	2-(1)		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	R4以前～ R12以降	131,600	子育て支援課
養育医療給付事業	2-(1)		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R4以前～ R12以降	7,020	子育て支援課
小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R4以前～ R12以降	18,000	学校教育課
中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R4以前～ R12以降	25,904	学校教育課
学校保健に係る医療費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。	R4以前～ R12以降	10	学校教育課
学校給食に係る給食費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。	R4以前～ R12以降	45,676	学校教育課
奨学関係事業			将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的な理由により修学が困難な県内の生徒・学生に対し、奨学金の貸与業務を行っている、山口県ひとつくり財団に負担金を支出。	R4以前～ R12以降	555	学校教育課
交通遺児助成金支給事業			交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。	R4以前～ R12以降	165	学校教育課
入学祝金給付事業	2-(1)		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校・中学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。	R4以前～ R12以降	47,288	子育て支援課
子育て応援ギフト事業	2-(1)		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。	R4以前～ R7	2,509	子育て支援課
利用者支援事業(妊娠等包括相談支援事業型)	2-(1)	スマエジ	妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	R4以前～ R12以降	3,949	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
妊婦のための支援給付事業	2-(1)		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定給付事業。妊婦給付認定後に5万円、妊娠していることでの人数等の届出後(出産予定日の8週間前)に妊娠していることでの人数×5万円を支給	R7～ R12以降	30,126	子育て支援課
(3)地域社会での子育て支援						
児童館管理運営事業		スマエジ	市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R4以前～ R12以降	42,891	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	2-(1)	スマエジ	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行を行う。	R4以前～ R12以降	324	子育て支援課
地域組織活動育成事業	2-(1)	スマエジ	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R4以前～ R12以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業		スマエジ	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R4以前～ R12以降	526	子育て支援課
児童の集団的・個別的指導事業			小野田児童館の廃止に伴い、小野田児童館で実施していた児童の健全育成事業を事業形態を振り替えて実施する。毎月2回程度地域交流センター等を活動場所として、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう魅力的な遊びを提供する。	R5～ R12以降	1,716	子育て支援課
(4)配慮が必要な子どもと家庭の支援						
家庭児童相談事業	2-(1)		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R4以前～ R12以降	68	子育て支援課
児童扶養手当支給事業			18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。令和6年11月分より全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げられた。 ※支給額:全部支給 46,690円(1人)、2人目以降は11,030円加算(金額は全部支給の場合)	R4以前～ R12以降	300,115	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業			ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	R4以前～ R12以降	9,241	子育て支援課
ひとり親福祉事業			母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	R4以前～ R12以降	82	子育て支援課
母子生活支援事業			児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するもの。	R4以前～ R12以降	5,500	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
なるみ園運営事業			児童発達支援事業所なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。	R4以前～ R12以降	8,526	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)運営事業	2-(1)		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R4以前～ R12以降	127	子育て支援課
(5) 母子保健サービスの充実						
乳児健康診査事業		スマエジ	出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R4以前～ R12以降	6,125	子育て支援課
幼児健康診査事業		スマエジ	母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R4以前～ R12以降	2,008	子育て支援課
発育・発達事業		スマエジ	母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R4以前～ R12以降	203	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	2-(1)	スマエジ	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R4以前～ R12以降	39,961	子育て支援課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付		スマエジ	母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R4以前～ R12以降	70	子育て支援課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	2-(1)	スマエジ	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R4以前～ R12以降	295	子育て支援課
母子保健健康教育事业	2-(1)	スマエジ	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための歯っぴーひろばを開催する。	R4以前～ R12以降	256	子育て支援課
発育・発達事業(療育教室)	2-(1)	スマエジ	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R4以前～ R12以降	234	子育て支援課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	2-(1)	スマエジ	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。(オンライン相談含む)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
母子家庭訪問指導事業	2-(1)	スマエジ	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
利用者支援事業(こども家庭センター型)	2-(1)	スマエジ	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携してサポートプランの策定を行うこども家庭センターを運営する。	R4以前～ R12以降	4,312	子育て支援課
産後ケア事業	2-(1)	スマエジ	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R4以前～ R12以降	1,021	子育て支援課
不妊治療費助成事業	2-(1)		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R4以前～ R12以降	1,542	子育て支援課
母子保健推進員育成・活動支援事業	2-(1)	スマエジ	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R4以前～ R12以降	537	子育て支援課
妊婦歯科健康診査事業	2-(1)	スマエジ	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R4以前～ R12以降	592	子育て支援課
多胎妊娠支援事業	2-(1)	スマエジ	多胎妊娠婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4以前～ R12以降	95	子育て支援課
葉酸サプリメント配布事業	2-(1)	スマエジ	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障害等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R12以降	228	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	2-(1)	スマエジ	聴覚障害は聴覚検査により早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられると言われており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R12以降	1,688	子育て支援課
基本施策2 高齢者福祉の充実						
(1)生涯現役社会づくりの推進						
介護支援ボランティア活動事業		スマエジ	第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R4以前～ R12以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業		スマエジ	第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R4以前～ R12以降	303	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
敬老啓発事業			100歳長寿者に対する市長の表敬訪問。88歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターの募集を行う。また、高齢者の長寿を祝い、敬老意識の醸成を図るため、地域で敬老事業を実施されるよう働きかけていくとともに、事務的支援を行っていく。	R4以前～ R12以降	586	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)		スマエジ	単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R4以前～ R12以降	1,298	高齢福祉課
老人福祉作業所と利用促進			老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等)等の費用の負担	R4以前～ R12以降	566	高齢福祉課
全国健康福祉祭参加祝い金支給事業(ねんりんピック出場者祝い金)			ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。	R4以前～ R12以降	50	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業		スマエジ	市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R4以前～ R12以降	1,800	高齢福祉課
(2)高齢になっても住みよい地域づくり						
総合相談・支援事業(地域包括支援センターの充実)			高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的かつ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を強化させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。	R4以前～ R12以降	27,292	高齢福祉課
包括的・継続的ケアマネジメント業務			高齢者が地域で暮らし続けていくことができるように、個々のケアマネジャーのサポートを行う。高齢者を支援するケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践が可能となる環境整備を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。また、主任ケアマネジャーの実践力向上のための支援及び情報交換を行う。	R4以前～ R12以降	89	高齢福祉課
地域ケア会議推進事業			ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。	R4以前～ R12以降	195	高齢福祉課
地域包括支援センター委託事業			地域包括支援センターの直営による運営について、令和8年度から北部地区(旧山陽町・高千帆小学校区)について外部法人への委託を目指し、令和7年度に公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を行う。今後、令和11年度から2か所目(南部:高千帆小学校区を除く旧小野田市)の委託を開始し、市直営の基幹型と連携し地域包括支援センターの運営を行う。また、今後の市の包括的・重層的相談支援体制に向けた検討を合わせて行う。	R6～	ゼロ予算	高齢福祉課
在宅医療・介護連携推進事業			医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の実情を把握・分析し、地域住民や医療・介護関係者と課題を共有し、医療と介護の関係者との協働・連携を推進する。	R4以前～ R12以降	491	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
生活支援サービスの体制整備事業		スマエジ	単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R4以前～ R12以降	8,453	高齢福祉課
権利擁護事業			判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を守るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また、高齢者虐待の防止及び対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。	R4以前～ R12以降	81	高齢福祉課
成年後見利用支援事業			市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う。	R4以前～ R12以降	3,398	高齢福祉課
成年後見制度利用促進体制整備推進事業			山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要なものが制度を利用できる地域体制を構築するため、普及啓発や地域の関係機関との連携ネットワークの構築に取り組む。また、計画の進捗管理を行い、令和7年度中に第2期の計画を策定する。	R4以前～ R12以降	218	高齢福祉課
成年後見制度利用促進体制整備推進事業(計画策定分)			第1期山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画の計画期間が終了することに伴い、第2期山陽小野田市制度利用促進基本計画を策定する。策定に当たり、アンケートの実施と計画策定委員会を開催する。	R4以前～ R12以降	213	高齢福祉課
高齢者の実態の把握			高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。	R4以前～ R12以降	51	高齢福祉課
高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業			高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」及び介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。これらの策定及び進捗管理に伴い高齢者保健福祉推進会議を開催する。	R4以前～ R12以降	160	高齢福祉課
ケアセンターさんよう売却準備事業			ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)の管理運営を平成18年度から平成36年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし委託していたが、令和5年12月末をもって指定管理期間を終了し、施設を廃止した。本施設については、福祉施設に活用することを条件として民間に売却することを予定しているため、引き続き施設を管理し、売却に向けた準備を進めていく。	R6～ R7	5,619	高齢福祉課
老人保護措置事業			経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続し、又は今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続や調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。また、虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。	R4以前～ R12以降	217,378	高齢福祉課
加齢性難聴者補聴器購入助成事業			難聴は、認知症の予防可能なリスク要因としての影響が大きいという報告があり、難聴への早期介入が認知症予防として有効であることが分かっている。また、補聴器の使用が認知機能低下の抑制に効果があることもわかっていることから、本市では、認知症予防の取組の一つとして、難聴の早期発見及び中等度難聴者の補聴器の使用を進めたいと考えている。一方で、補聴器の購入については、経済的に困難な方もおられると考えられることから、補聴器の購入助成制度を創設する。	R7～ R12以降	2,760	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
寝具乾燥消毒サービス事業			市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障害者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。	R4以前～ R12以降	366	高齢福祉課
訪問理美容サービス事業			身体上又は精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。	R4以前～ R12以降	30	高齢福祉課
福祉電話利用助成事業			低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。	R4以前～ R12以降	432	高齢福祉課
緊急時短期入所事業			対象者を通常介護している者が疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合で緊急に施設に入所させる必要が生じたときに介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。	R4以前～ R12以降	63	高齢福祉課
無年金者特別給付金支給事業			国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。	R4以前～ R12以降	120	高齢福祉課
生活管理短期入所事業			市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められるものが、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。	R4以前～ R12以降	252	高齢福祉課
高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査:地域支援事業)			高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」及び介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。計画策定時には、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R5実績 対象3,000件、回収率62.2%)の実施が国から求められているため、地域支援事業(一般介護予防評価事業)に該当する形で実施する。	R4以前～ R12以降	879	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業)		スマエジ	高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談及び急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R4以前～ R12以降	7,139	高齢福祉課
住宅改修支援事業(地域支援事業:任意事業)			居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修するに当たって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2,000円)を行う。	R4以前～ R12以降	10	高齢福祉課
家族介護支援事業			市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。家族介護者交流事業は、年に2回実施。	R4以前～ R12以降	628	高齢福祉課
紙おむつ等支給事業			紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6,000円を上限)。	R4以前～ R12以降	6,075	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
「高齢者福祉サービス」システム維持管理(地域支援事業:任意事業)			高齢者福祉サービスシステムの維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	195	高齢福祉課
(3)介護予防の推進						
介護予防普及啓発事業		スマエジ	第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R4以前～ R12以降	1,032	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業		スマエジ	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。あわせて、介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R4以前～ R12以降	397	高齢福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業			介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取組を推進していく。具体的には住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等の介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議におけるケアマネジメント支援などを行う。	R4以前～ R12以降	81	高齢福祉課
介護予防把握事業		スマエジ	訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R4以前～ R12以降	159	高齢福祉課
一般介護予防評価事業			住民運営通いの場や介護予防普及啓発などの一般介護予防事業全体の事業評価を行い、より効果的な事業の実施に向けて、事業の見直し・改善を行う。	R5～ R12以降	ゼロ予算	高齢福祉課
訪問型サービス(第一号訪問事業)			総合事業への移行に当たり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R4以前～ R12以降	29,521	高齢福祉課
通所型サービス(第一号通所事業)			総合事業への移行に当たり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R4以前～ R12以降	155,189	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)			高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。(一部居宅介護支援事業所へ委託)	R4以前～ R12以降	31,501	高齢福祉課
総合事業給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。	R4以前～ R12以降	1,239	高齢福祉課
高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業			総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。	R4以前～ R12以降	480	高齢福祉課
総合事業サービス事業所の指定及び指導監督事業			総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始した。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	福祉指導監査室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4)認知症施策の推進						
認知症サポーター養成事業		スマエジ	今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターズテップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	116	高齢福祉課
徘徊高齢者等見守りネットワーク構築事業			今後増加していく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になったときに早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める。	R4以前～ R12以降	118	高齢福祉課
認知症地域支援推進事業			認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の理解の促進や、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備などの地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置する。認知症地域支援推進員を中心に、認知症普及啓発や関係機関のネットワークの構築、認知症の人やその家族の支援、チームオレンジの設置、認知症カフェの設置の取組などを行う。	R4以前～ R12以降	909	高齢福祉課
認知症初期集中支援推進事業			認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	R4以前～ R12以降	311	高齢福祉課
介護サービス提供事業			要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように、介護状態に応じて、デイサービスやホームヘルプなどの在宅サービス及び特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設サービスを提供する。	R4以前～ R12以降	5,883,338	高齢福祉課
(5)介護(予防)サービスの充実						
介護予防サービス提供事業			要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)の提供を行う。	R4以前～ R12以降	168,213	高齢福祉課
介護保険施設サービス利用者負担軽減事業			低所得者に対して、介護4施設の居住費や食費が過重な負担とならないように補正給付を行う。	R4以前～ R12以降	110,998	高齢福祉課
高額介護・高額医療合算介護サービス費支給事業			介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。	R4以前～ R12以降	169,311	高齢福祉課
指定介護予防支援業務			介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。	R4以前～ R12以降	10,763	高齢福祉課
地域密着型サービス指導監督事業			グループホームなどの地域密着型サービス事業所に実地指導、運営委員会を通して、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者の方への対応などについて指導・監査を行う。	R4以前～ R12以降	32	高齢福祉課
地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督事業			介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始した。	R4以前～ R12以降	30	福祉指導監査室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
居宅介護支援事業所等の 指定及び指導監督事業			介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所及び介護予防支 援事業所の指定並びに各種届出の審査受理を行う。また、計 画的に運営指導等を行い、居宅介護支援事業所等の健全か つ適正な運営の確保を図る。令和6年4月から介護保険法改正 により、介護予防支援事業所の指定及び指導監督業務が新た に加わった。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電 子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始し た。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室
(6)介護保険の円滑な運営						
介護給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に介護給 付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。	R4以前～ R12以降	7,976	高齢福祉課
介護サービス給付費適正 化事業			自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供に ついて、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいた だし、利用者により良いサービス提供ができるようにする。	R4以前～ R12以降	23	高齢福祉課
介護保険低所得者利用者 負担対策事業			介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担 額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総 収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその 超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県 1/4)	R4以前～ R12以降	35	高齢福祉課
介護保険管理事業			基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運 営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくり を行う。	R4以前～ R12以降	2,620	高齢福祉課
介護認定審査事業			介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要があるた め、対象者の調査・審査等の業務を行う。	R4以前～ R12以降	26,916	高齢福祉課
介護保険資格管理事業			介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行うため、65 歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者及び要介 護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行う。	R4以前～ R12以降	6,669	高齢福祉課
介護保険賦課徴収事業			介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の23% を負担することとされているため、第1号被保険者の前年所得・ 世帯状況等勘案した保険料の賦課・徴収を行う。	R4以前～ R12以降	5,123	高齢福祉課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来 業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生して いる。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターや バスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち 自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委 託を行う。	R4以前～ R12以降	2,446	高齢福祉課
介護認定審査会ペーパー レス化事業		デジタル 化	介護認定審査会資料をペーパーレス化することで、委員はクラ ウド上で事前の審査資料を確認できるようになり、現状の郵送 と比較して迅速な資料提供が可能となる。また、審査資料の印 刷費、郵送料、冊子作成に係る人件費などが大幅に削減でき るため、コストカットが見込める。	R7～	1,876	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策3 障がい者福祉の充実						
(1)障がい福祉サービスの充実						
各種障害者手帳受付・証明事業			①障がい者有する人からの申請書を受理②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障害内容、等級に応じた市や県の障害福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。	R4以前～ R12以降	259	障害福祉課
障害者計画等策定及び推進事業			山陽小野田市障害者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障害福祉計画、山陽小野田市障害児福祉計画(障害福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)の計画の進捗確認や事業の検証を行う。	R4以前～ R12以降	64	障害福祉課
心身障害者扶養共済掛金助成事業			心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障がいになったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。	R4以前～ R12以降	264	障害福祉課
特別障害者手当等給付事業			日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当を支給する。	R4以前～ R12以降	28,322	障害福祉課
在宅酸素濃縮器電気料助成事業			呼吸器機能障がい3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する。(非課税世帯に限る)	R4以前～ R12以降	198	障害福祉課
自立支援給付事業			自立支援給付の種類 計画相談支援の内容を基に、障害福祉サービスの提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 ①介護給付:障害支援区分の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供②訓練等給付主就労に係るサービスの提供③補装具給付:失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るための補装具に対して補装具費を支給する。	R4以前～ R12以降	1,352,963	障害福祉課
障害児通所給付事業			障害児相談支援の内容を基に、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R4以前～ R12以降	369,229	障害福祉課
審査システム導入事業			自治体は国保連合会から送信される請求データの審査を行い支払いを行う。請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況を点検するためのツールとして専用ソフトを使用し給付の審査及び業務の効率化を図る。	R4以前～ R12以降	792	障害福祉課
障害者虐待防止対策支援事業			障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等の為、関係機関との連携を強化することを目的に山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会を開催するもの。	R4以前～ R12以降	6	障害福祉課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。これにより通知書等の印刷・封入封緘作業に要する作業時間を短縮することができる。障害福祉課では、重度心身障害者医療費助成事業における年次更新業務において、福祉医療受給者証の印刷を委託している。	R4以前～ R12以降	30	障害福祉課
住民情報系システム改修事業			令和7年10月から「就労選択支援」が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとしてサービス提供を行うことになるため、このことに伴うシステム改修を行う。	R4以前～ R12以降	1,793	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
障害者計画等策定及び推進事業(臨時分)			①山陽小野田市障害者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び②山陽小野田市障害福祉計画、③山陽小野田市障害児福祉計画(障害福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)の3つ計画について、アンケートを実施する。	R4以前～ R12以降	183	障害福祉課
自立支援給付事業(就労 選択支援)			就労選択支援とは、障害者総合支援法の改正により、新たに創設され、令和7年10月1日から開始されるサービスで、障がい者本人の希望や適性にあった就職先や就労系障害福祉サービスを選ぶよう支援するもの。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり。)	R7～ R12以降	6,123	障害福祉課
重度心身障害者医療費助成事業			対象:①「身体障害者手帳」1,2,3級②療育手帳A③「精神障害者保健福祉手帳」1級④「障害基礎年金」1級⑤特別児童扶養手当1級⑥④⑤と同程度の障がい者を有する者のうち、所得要件を満たす障がい者 内容:受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。	R4以前～ R12以降	276,348	障害福祉課
小児慢性特定疾患児支援事業			小児慢性特定疾患児に、疾患があることの受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。	R4以前～ R12以降	42	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業			補装具費支給制度の補完的措置として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成する。	R4以前～ R12以降	170	障害福祉課
自立支援医療給付事業			自立支援医療の種類 ①更生医療:「身体障害者手帳」の交付を受けたもので、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。②育成医療:18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。③精神通院医療:精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受理し、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。④療養介護医療:療養介護のうち、医療に係るもの。	R4以前～ R12以降	112,627	障害福祉課
障がい者施設運営事業			指定管理者制度により、障がい者施設(みつば園、まつば園、のぞみ園)を運営する。	R4以前～ R7	9,820	障害福祉課
社会福祉法人地域協議会事業			所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。	R4以前～ R12以降	34	障害福祉課
指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として実施する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	障害福祉課
山陽小野田市社会福祉事業団自主運営移行事業			市が設置している4園(みつば園、まつば園、のぞみ園及びびなるみ園)については、平成18年度から指定管理者制度を適用し、主に建物の維持管理を山陽小野田市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)に委託している。 市は行政改革の一つとして民間活力導入の考えの下、4園は事業団での自主運営が可能であり、その創意工夫により、サービス向上と効率的運営を期待できるため、令和8年4月1日から、事業団が4園を自主運営することとし、事業団に土地及び建物、備品等(なるみ園は備品等のみ)を譲与する。 令和8年4月からの自主運営に向けて、財産を無償譲与するための事務手続を進める。	R7～ R8	1,528	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
障がい者地域生活支援事業			支援の種類:①意思疎通支援事業②日常生活用具等給付③手話奉仕員等養成研修事業④移動支援⑤地域活動支援センター事業⑥訪問入浴サービス事業⑦日中一時支援⑧点訳・音訳事業⑨相談事業⑩自動車運転免許取得費助成⑪自動車改造費助成⑫成年後見制度利用支援事業⑬障がい者スポーツ大会開催事業⑭自発的活動支援事業	R4以前～ R12以降	46,165	障害福祉課
保健・医療・福祉等連携事業			執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取り組む。	R4以前～ R12以降	68	障害福祉課
権利擁護推進事業			障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。	R4以前～ R12以降	20	障害福祉課
障がい者相談業務委託料			委託先:障がい者相談員 本人または保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。 また、市民から障がい者相談員が受けた相談や、市民から直接障害福祉課へ入る相談に保健師が対応する。	R4以前～ R12以降	300	障害福祉課
地域生活支援拠点整備事業			障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	R4以前～ R12以降	700	障害福祉課
地域生活支援拠点整備事業(臨時)			障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築として、障害のある方の福祉に関する様々な問題について、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用支援等の総合的・専門的な相談業務を委託する。	R4以前～ R12以降	15,300	障害福祉課
のぞみ園更新事業			のぞみ園は、昭和62年の開所から40年が経過し、老朽化が進んでいることから令和4年度に基本設計、令和5年度に地質調査や建物と外構の実施設計を行い、令和6年度から令和7年度までにかけて建設工事と外構工事を行う。	R4以前～ R7	274,581	障害福祉課
みつば園改修事業			みつば園の入所者が利用する居室の壁が老朽化や雨漏りによりひび割れや塗装剥離等があるため、壁にクロスの貼付けを行う。	R4以前～ R7	446	障害福祉課
障害者福祉施設維持整備事業			障害者福祉施設は、指定管理者制度を導入し運営しているが、指定管理者とのリスク分担により経年劣化や天災等の不可抗力による破損修復の内、市が負担すべき修繕を適宜行い施設を維持整備するもの。	R4以前～ R12以降	450	障害福祉課
指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	福祉指導監査室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)障がい者が安心して暮らせる地域づくり						
障がい者団体支援事業			障がい者団体(山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児(者)父母の会)から、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。	R4以前～ R12以降	328	障害福祉課
福祉タクシー費助成事業			対象者:①身体障害者手帳1,2,3級②身体障害者手帳4級の下肢障害、心臓機能障害、呼吸機能障害③療育手帳A、B④精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者 内容:タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。	R4以前～ R12以降	12,487	障害福祉課
手話奉仕員、要約筆記奉仕員等養成強化事業			①【手話奉仕員等スキルアップ講座事業】市が開催する手話奉仕員等養成講座を修了した手話奉仕員を対象に、手話のレベルアップを図り、県の研修や手話通訳者の試験へと結びつけ、手話通訳者としての登録を促すための講座を開催する。 ②【意思疎通支援者研修会】手話通訳や要約筆記の技術・知識の向上を目指すため意思疎通支援者向けの研修会を開催する。	R4以前～ R12以降	392	障害福祉課
障害者差別解消法推進事業			障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことにより、市は障害を理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障がい者差別解消地域支援協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う	R4以前～ R12以降	122	障害福祉課
手話通訳者等配置事業(経常)			市が主催する講演会等や市が記者発表を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等を配置する。	R4以前～ R12以降	622	障害福祉課
理解促進研修・啓発事業			障害への理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため、普及啓発を目的とする研修・啓発(市民向けの講座)を行う。	R4以前～ R12以降	20	障害福祉課
発達障害児地域支援体制強化事業			発達障害児やその家族等が、適切な支援を身近な地域で受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、市や関係機関と連携し、発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を整備する。 児童発達支援センターの機能強化を図る事業。	R4以前～ R12以降	157	障害福祉課
基本施策4 地域福祉の推進						
(1)地域福祉推進体制の整備・充実						
石丸総合館管理運営事業		スマエジ	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R4以前～ R12以降	3,135	市民活動推進課
社会福祉法人指導監査事業			地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の区域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの(会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。))	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	高齢福祉課
地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。	R4以前～ R12以降	40	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
社会福祉協議会支援事業			地域福祉事業は、市と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。	R4以前～ R12以降	68,758	社会福祉課
福祉センター管理運営事業			LABV事業の施設(Aスクエア)内に、市の福祉の拠点として福祉センターを設置し、地域福祉を推進する。	R5～ R12以降	15,520	社会福祉課
福祉関係団体支援事業			市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協議会、社明運動実施委員会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協議会、社明運動実施委員会、更生保護女性会	R4以前～ R12以降	399	社会福祉課
遺家族援護事業			市の福祉行政の一環として、遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1 遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金	R4以前～ R12以降	257	社会福祉課
戦没者遺族等特別弔慰金事業			「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。	R4以前～ R12以降	317	社会福祉課
戦没者追悼式開催事業			戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。	R4以前～ R12以降	299	社会福祉課
地域福祉計画推進事業			社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。	R4以前～ R12以降	800	社会福祉課
再犯防止計画推進事業			再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定した山陽小野田市再犯防止推進計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行う。	R4以前～ R12以降	180	社会福祉課
災害見舞金支給事業			市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円)	R4以前～ R12以降	250	社会福祉課
災害援護資金貸付事業			災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。	R4以前～ R12以降	10	社会福祉課
被災者関連業務支援システム事業			南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。	R4以前～ R12以降	490	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
個別避難計画作成事業	1-(2)		平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年更新している。また、令和3年(2021年)に災害対策基本法が改正され、自己避難が困難な高齢者や障害者(避難行動要支援者)への「個別避難計画」の作成が各市町村の努力義務とされた。これを受けて、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に依頼し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。	R4以前～ R12以降	750	社会福祉課
社会福祉法人等指導監査事務			社会福祉法人(保育所9園及び小野田陽光園)に対して法人指導監査を行う。 私立保育所(12園)に対して保育所指導監査を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
地域型保育事業所指導監査事務			地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成29年度～対象は2園(ブティット小野田保育園、こぐま保育園)。 令和5年度から対象は1園(ヤクルト保育園ブティット小野田)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
地域協議会開催事業			社会福祉充実額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の開催を経る必要がある。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされているため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催事務を行う。	R4以前～ R12以降	40	子育て支援課
社会福祉法人指導監査事業			社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。	R4以前～ R12以降	12	福祉指導監査室
地域型保育事業所等の認可及び指導監査事業			地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。 特定教育・保育施設の指導監督を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	福祉指導監査室
(2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進						
民生委員・児童委員活動支援事業		スマエジ	民生委員・児童委員が、地域の方々とのよい相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R4以前～ R12以降	16,285	社会福祉課
民生委員推薦事業			民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。	R4以前～ R12以降	280	社会福祉課
山陽地区民生委員・児童委員活動支援事業			年々増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、行政だけでなく地域社会が連携する必要があり、民生委員・児童委員に地域福祉の担い手として、地域の方々とのよい相談相手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	市民窓口課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策5 社会保障の安定						
(1)国民健康保険の安定運営						
国民健康保険給付事業			国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付費、高額療養費等を給付する。国保連合会を経由し、保険者負担分を医療機関に支払う(現物給付)ほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填(現金給付)等を行う。保険給付に必要な費用に対して、県から普通交付金が交付される。	R4以前～ R12以降	5,147,240	保険年金課
国民健康保険その他保険給付事業			国民健康保険被保険者に対するその他の給付事業。 ○出産育児一時金の支給・・・被保険者が出産したとき、世帯主に50万円を支給する。このうち、直接支払制度においては、被保険者が出産したとき、かかった出産費用として、国保連会を経由して出産育児金が病院などに直接支払われる。 ○葬祭費の支給・・・被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給する。 ○傷病手当金・・・被保険者のうち、勤務先から給与を受けている方で、新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために就労できず、給与の全部又は一部を受け取ることができなかった場合に、定められた金額を支給する。	R4以前～ R12以降	17,516	保険年金課
国民健康保険医療費適正化事業			医療費適正化対策として、 ①国保連合会へレセプトの二次点検を委託する。 一次点検:請求内容や点数の確認(医療機関と国保連との間で行う確認作業) 二次点検:資格確認(市などの保険者と国保連との間で行う確認作業) ②海外療養費の不正請求対策として、国保連合会へ審査点検業務を委託する。	R4以前～ R12以降	1,784	保険年金課
国民健康保険特定健診事業		スマエジ	40歳～74歳の市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査を実施し、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症等の疾病の早期発見と生活習慣の改善を図る。 特定健診未受診者に対して、勧奨時期・勧奨対象者に応じた受診勧奨を実施する。	R4以前～ R12以降	59,651	保険年金課
特定保健指導事業		スマエジ	特定健康診査の検査結果等をもとに選定した対象者に、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すための保健指導を実施することで、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防する。 特定保健指導の対象者に対して、電話や健診結果説明の際に対面にて利用勧奨を実施する。	R5～ R12以降	4,554	保険年金課
国民健康保険保健事業		スマエジ	国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 医療費通知事業・ジェネリック医薬品推進事業・がん検診事業・健康運動事業・はり・きゅう施術費補助事業・脳ドック事業・歯周病検診事業・糖尿病性腎症重症化予防事業・慢性腎臓病(CKD)受診勧奨事業(R7年度から実施)	R4以前～ R12以降	23,866	保険年金課
国民健康保険健康づくり補助事業		スマエジ	令和7年度から健康づくり補助金は、地区運営協議会(地域運営組織)に対する「地域づくり交付金」に一括化され、市民活動推進課から交付される。 令和7年度以降も国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、地域において健康づくりに資する活動を実施した際の「地域づくり交付金」の対象事業とする。 健康づくり補助金としての交付はしないが、地区運営協議会の事業として実施されたかを事業計画・事業報告において確認する。 山陽小野田市地域づくり交付金交付要綱第3条	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業		スマエジ	保険者は、被保険者の健康増進に資する為PDCAサイクルに沿った保健事業の実施を行うものとされている。本市国保においても保有している給付情報や健診結果などを分析した上で、「山陽小野田市国民健康保険第3期データヘルス計画」を作成し、保健事業を実施している。本市国保の抱える健康課題として、生活習慣病の保有率や基礎疾患受診率などが高いという特徴が見えており、これらに適切に対応することが、健康寿命の延伸へと繋がっていく。健康課題解決策として、健診の受診率向上や疾病の重症化予防などに関する計画を持っているが、その実施方法は様々で即時対応可能対策がある一方でアプローチに時間を要するものもある。財政的に限られた範囲の中で、有効に保健事業を実施するため、公衆衛生や医療的な知識を有した専門家への協力を求め、保健事業のあり方や進め方、事業の優先付けなどに関する指導、助言体制を構築する。より実情にあった保健事業の推進に関する支援は、増え続ける医療費の適正化にもつながる。	R6～ R8	500	保険年金課
デジタルを活用した保健事業の推進事業		デジタル 化 スマエジ	令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国保保健事業においても活用する。具体的にはスマートウォッチと市民アプリを国保被保険者に活用してもらい、データに基づき、対象者の状況に応じた保健指導を実施する。またデータ連携基盤の整備に伴いマイナポータル等経由の情報やライフログデータと掛け合わせPHRの利活用を推進していく。	R6～ R12以降	ゼロ予算	保険年金課
国民健康保険保険料徴収事業			滞納整理業務として、滞納がある世帯に催告書や納付勧奨通知書を送り納付勧奨を行う。納付相談の機会を作るが、反応がなく滞納の解消が見込めない場合等には財産調査を行い、滞納処分を執行する。また、1年以上前の納付期限の保険料に未納がある滞納者に対し、判定委員会において審議のうえ、特別療養費の交付決定を行う。 収納率向上のために、窓口納付、口座振替、コンビニ納付やスマホ決済等、納付方法の選択肢を増やすことで、納付義務者が納付できる機会を増やし、期限内納付の増加を図っていく。また、口座振替率の向上を目的とし、保険年金課及び市民窓口課でのページーによる口座振替の受付を行う。	R4以前～ R12以降	7,543	保険年金課
国民健康保険一般管理事業			保険給付、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業を行う。 ○国民健康保険一般管理費・・・資格確認書の年次更新及びレセプト審査電算処理や特別調整交付金資料作成、国保被保険者資格情報及び給付情報の管理手数料等の協同事業の実施業務等に要する費用。 ※令和7年度については、標準準拠システムへの移行に伴い、それに付随する専用紙や封筒をはじめ、ソフト面での新たな費用の発生が予想される。 ○国民健康保険団体連合会負担金・・・国保連に対する負担金を計上。単価は毎年、国保連から主管課長会議で示され総会で決定。 ○運営協議会経費・・・市国民健康保険運営協議会の開催事業。年2回開催。委員報酬。	R4以前～ R12以降	20,835	保険年金課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業が発生する。また、市で印刷等を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかることから、人件費・維持管理費削減のため、県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R4以前～ R12以降	3,445	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険システム改修事業			国民健康保険制度改正等に対応するため、住民情報システム(国民健康保険システム)の改修等を行う。 令和7年度実施予定のシステム改修: 被保険者証番号変更にかかるシステム改修・・・令和8年1月からのシステム標準化への移行前に、被保険者証番号を個人番号(宛名番号)から世帯番号に変更するためのシステム改修を行う。	R5～ R7	4,719	保険年金課
国民健康保険事業費納付事業			平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となった。運営財源として市町ごとに国保事業費納付金を算定され、納付する。 事業費納付金・・・国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県が算定した金額を市が県へ納付するもの。	R4以前～ R12以降	1,472,049	保険年金課
マイナバーカードと被保険者証の一体化(「マイナ保険証」)関連事業		デジタル 化	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日公布)が令和6年12月2日に施行されたことに伴い、マイナバーカードと被保険者証の一体化(「マイナ保険証」)を進めるため、同日から被保険者証の新規発行を終了した。これに対応して、令和6年度中には、加入者情報の発行、資格確認書の発行、関連システムの改修等を行う必要がある。令和7年度は、いまだマイナ保険証への移行期間であるため、資格確認書等の適正な発行、国からの追加の情報発出に対応できるようにする必要がある。	R6～ R7	1,189	保険年金課
子ども・子育て支援金制度関連事業			国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用に充てるため、令和8年度から医療保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設される。令和8年度保険料賦課から現行の医療分・後期高齢者支援分・介護分に子ども・子育て支援分を加えた4区分により保険料を賦課・徴収することになる。当該制度の円滑な施行に向けて、令和7年度からシステム改修、保険料算定等の準備業務、周知広報等の業務に着手する。	R7～ R8	7,396	保険年金課

(2)後期高齢者医療制度の円滑な実施

後期高齢者医療事業(特別会計分)			【後期高齢者医療の運営】 ・資格確認書や保険料納入通知書等の発送をする。 ・収納業務として、保険料の徴収を行うとともに、減免、徴収猶予の受付や滞納者には督促等滞納整理を行い、過誤納金等は還付処理を行う。 ・資格や給付に係る申請書の受付を行い、システム入力を行うとともに広域連合へ書類の進達を行う。 【広域連合への負担金の拠出】 ・負担金として、広域連合へ事務費負担金、徴収した保険料を保険料納付金、低所得者等への保険料軽減額の負担分として保険基金安定負担金を納付する。	R4以前～ R12以降	1,366,097	保険年金課
後期高齢者医療事業(一般会計分)			【法令等により、市町が負担することとなっている経費の支弁】 ・療養給付費負担金:被保険者に係る療養の給付に要する費用を、法令で市町が負担することと定められた12分の1の額について、広域連合が県内各市町の保険給付費の占有率で算出した額を納付する。 ・山口県後期高齢者医療広域連合負担金:広域連合の運営に係る経費として、広域連合が均等割(10%)、高齢者人口割(45%)、人口割(45%)で算出した額を納付する。	R4以前～ R12以降	987,596	保険年金課
後期高齢者医療 保健事業			後期高齢者の健康診査の実施主体は山口県後期高齢者医療広域連合である。広域連合との委託契約に基づき、市は年度途中の新規資格取得者に対して受診券の発送を行う。年度当初の受診券の発送は広域連合から直接送付する。被保険者の健康の保持増進のため、後期高齢者医療制度特別対策補助金を活用しはり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行う。	R4以前～ R12以降	2,343	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R4以前～ R12以降	469	保険年金課
高齢者の保健事業と介護 予防の一体的実施事業		スマエジ	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は山口県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、市町の課題に応じて高齢者の保健事業を展開している。 KDBシステム等を活用して本市の後期高齢者の健康課題を抽出し、課題に応じて個別支援を行うハイリスクアプローチと集団に対して知識の普及啓発を行うポピュレーションアプローチの2種類がある。 ポピュレーションアプローチは通いの場等で、口腔、栄養、服薬管理などの、フレイル予防の健康教育や健康相談等の事業を実施する。 ハイリスクアプローチは条件に応じた対象者を抽出し、健康状態不明・低栄養防止・糖尿病性腎症重症化予防・CKD受診勧奨事業・身体的フレイル防止の事業を実施する。身体的フレイル防止の事業は令和7年度から開始する。	R4以前～ R12以降	14,761	保険年金課
後期高齢者医療システム 改修事業			後期高齢者医療制度改正等に対応するため、住民情報系システム(後期高齢者医療システム)の改修等を行う。 【令和7年度実施予定】 ○子ども・子育て支援納付金新設にかかるシステム改修 こども家庭庁による制度新設により、令和8年度保険料から賦課するためのシステム改修を行う。	R7～ R8	3,593	保険年金課

(3)低所得者福祉の充実

行旅困窮者一時保護事業			行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの旅費を支給する。	R4以前～ R12以降	192	社会福祉課
行旅病人死亡人取扱業務			行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する旅行者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。	R4以前～ R12以降	1,407	社会福祉課
無縁墓地の管理			無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。	R4以前～ R12以降	3	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援 事業			生活困窮者を支援するために家計や仕事など生活に関する困り事に係る相談を受けて、課題を把握し、解決方法を検討して解決を図っていく。	R4以前～ R12以降	9,240	社会福祉課
生活困窮者就労準備支援 事業			退職して数年のブランクがあったなどの理由で今すぐに一般就労に従事するのが困難な者に一般就労の準備として、就労体験等を通して必要なことを学んでもらう機会を提供することにより就労を支援する。	R4以前～ R12以降	5,999	社会福祉課
住居確保給付金支給事業			離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある者で、住居を喪失または喪失するおそれのある者に対して、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。 また、生活困窮者自立支援法の改正により令和7年度からは、支給対象として家賃が低廉な住宅への転居費用が追加される。	R4以前～ R12以降	1,530	社会福祉課
生活保護費支給事業			生活困窮者に生活保護費を支給することで、最低限度の健康で文化的な生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受理し、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。	R4以前～ R12以降	1,076,880	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
生活保護一般管理業務 (単独)			生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	3,636	社会福祉課
生活保護適正化事業(医療扶助適正化分)			生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。	R4以前～ R12以降	704	社会福祉課
生活保護適正化事業(収入資産把握事業分)			適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。	R4以前～ R12以降	150	社会福祉課
生活保護適正化事業(体制強化事業分)			警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。	R4以前～ R12以降	4,283	社会福祉課
被保護者就労支援事業			被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用し、受給者の就労自立を支援する。	R4以前～ R12以降	3,923	社会福祉課
査察指導機能強化			査察指導員については、社会福祉法第15条において設置が義務付けられており、ケースワーカーの指導監督を業務としている。また、生活保護が抱える多くの課題を解決するには、組織としての査察指導体制が十分に機能することが不可欠であることから、生活保護査察指導員の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に努める。	R4以前～ R12以降	68	社会福祉課
医療扶助のオンライン資格 確認事業			全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)に基づいた厚生労働省からの生活保護の医療扶助においてオンライン資格確認の導入を指示する通知に則り、令和5年5月システム完成(運用テスト)～令和6年3月運用開始に向けシステムを改修することで、生活保護制度の適正で持続可能な運用に資する。	R5～ R12以降	1,562	社会福祉課
生活保護基幹事務システム等の改修事業			進学就職準備給付金は情報連携が可能な特定個人情報となっており、社会保障給付等の申請を受けた行政機関等が必要に応じてそれぞれの根拠法に基づきシステム上で照会を行い、進学準備給付金の支給額等の情報の提供を受けている。令和6年4月24日に生活保護法第55条の5第1項に基づく進学準備給付金の支給対象が拡大され、被保護者である高校生等が安定した職業に就くことが見込まれる者に対しても、一時金(進学就職準備給付金)を支給することとされた。この度の改修については、進学準備給付金の制度の拡充に伴い、情報連携のデータレイアウトが令和7年6月に改版されることとなったためシステム改修を行う。 (6月補正)令和7年度生活扶助基準の見直しがあり、令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算することとなった(令和7年10月1日施行予定)。これに対応するため、生活保護システムの改修を行う。併せて、調査項目の変更やエラーチェックの拡充等のシステム改修も行う。	R7～ R7	2,288	社会福祉課
医療扶助オンライン特定健診・保健指導システム操作 用端末導入事業		スマエジ	医療保険の被保険者と同様に、被保護者がマイナポータルで自身の健診情報等を閲覧することが可能となった。マイナポータルを通じて本人が自らの健診結果情報を閲覧する仕組みにおいては保護の実施機関が被保護者の健診結果情報に係るファイルを支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営する「オンライン資格確認等システム(特定健診・保険指導システム)」に格納する必要がある。格納データを修正する場合や他福祉事務所からの転入者の健診結果情報を引き継ぐ場合には福祉事務所端末を使用して操作する必要があるため福祉事務所端末を導入する。	R7～ R7	268	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
物価高騰対策低所得者支援・定額減税補足給付金給付事業(R7不足額給付)			令和6年11月22日に閣議決定された総合経済対策を受けて、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和6年に実施した定額減税を補足する給付として、物価高騰対策不足額給付金を対象者に支給する。 【対象者】対象となる実施主体の決定日は令和7年1月1日。事務処理基準日は令和7年6月2日。「不足額給付」は、以下①又は②の事情により、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うもの。 ①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して、その差額を1万円単位で切り上げて支給する。 ②個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある者に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給する。	R7～ R7	179,164	社会福祉課

基本施策6 健康づくりの推進
(1)地域ぐるみの健康づくりの充実

総合的な人材育成事業(高齢福祉課分)			山口市市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の資質向上を図る。	R4以前～ R12以降	18	高齢福祉課
健康増進計画推進事業(健康フェスタ)		スマエジ	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R4以前～ R12以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業(健康増進計画推進委員会支援事業)		スマエジ	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R4以前～ R12以降	128	健康増進課
食育推進計画の推進		スマエジ	平成22年度に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定。令和7年度から第3次山陽小野田市食育推進計画を推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を活かした食育事業を展開する。 また、市民が主体的な食育を実践できるよう支援し、庁内関係各課や関係機関との食育ネットワークを強化する。	R4以前～ R12以降	309	健康増進課
食育推進会議		スマエジ	平成22年度に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定。令和7年度から第3次山陽小野田市食育推進計画を推進。 第3次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R4以前～ R12以降	131	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催		理科大 スマエジ	山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	490	健康増進課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)		スマエジ	市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R4以前～ R12以降	59	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ		スマエジ	市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R4以前～ R12以降	19	健康増進課
スマイルエイジング推進事業		スマエジ	①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R4以前～ R12以降	749	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業		スマエジ	スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成	R4以前～ R12以降	115	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業		スマエジ	スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R4以前～ R12以降	238	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業		理科大 スマエジ	スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4以前～ R12以降	231	健康増進課
自殺対策事業		スマエジ	国の自殺総合対策大綱、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定している。R7からは第2次自殺対策計画を策定し推進する。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にアフターコロナの今、こころの支援体制を強化する。	R4以前～ R12以降	103	健康増進課
ひきこもり支援事業		スマエジ	ひきこもり状態にある者(6か月以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態)、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族、支援者が、地域の中で相談できる体制を整備する。支援には家族支援、本人支援、居場所づくり、社会参加の4段階があり、まずは家族が本人への対応方法を学ぶ機会を提供することで、家族支援を行う。	R4以前～ R12以降	2,302	健康増進課
総合的な人材育成事業			山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。	R4以前～ R12以降	54	健康増進課
実習生受け入れ業務(看護学生、栄養士学生)			大学及び専門学校の教育カリキュラムの中で、公衆衛生学・公衆栄養学実習が必須であり、市が基準に基づき実習を引き受けている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
健康推進員の養成・育成・支援		スマエジ	平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。 現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R4以前～ R12以降	239	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援		スマエジ	昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R4以前～ R12以降	827	健康増進課
地域・職域連携推進事業		スマエジ	本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実施することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実施し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。	R4以前～ R12以降	6	健康増進課

(2)地域保健サービスの充実

健康手帳の活用		スマエジ	自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R4以前～ R12以降	3	健康増進課
成人保健健康教育		スマエジ	市が主催で行う健康教育を実施する。	R4以前～ R12以降	320	健康増進課
成人健康相談事業		スマエジ	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R4以前～ R12以降	191	健康増進課
成人訪問指導事業		スマエジ	がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R4以前～ R12以降	65	健康増進課
生保等の健康診査		スマエジ	健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R4以前～ R12以降	276	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)		スマエジ	健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R4以前～ R12以降	75,367	健康増進課
結核検診		スマエジ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R4以前～ R12以降	1,104	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		スマエジ	①個別の受診勧奨・再勧奨(乳がんターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R4以前～ R12以降	2,128	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
健康マイレージ事業		スマエジ	本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市で啓発する。参加者は健幸アプリ登録を行い、健診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)を得ることができる。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。小中学生には、学校を通じてチャレンジシートを配布し、参加した人に景品をプレゼントし健康づくりのきっかけとする。	R4以前～ R12以降	134	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業		スマエジ	女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②女性限定託児付の集団検診実施	R4以前～ R12以降	648	健康増進課
若者健康診査		スマエジ	健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R4以前～ R12以降	1,131	健康増進課
がん患者医療用補整具購入費助成事業			がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るため、がん治療に伴う脱毛や乳房切除等によりウイッグや補整下着等を購入する費用の一部を助成することで、QOLの向上及び社会参加へつなぐ。	R4以前～ R12以降	187	健康増進課
若年がん患者在宅養生活支援助成事業			40歳未満のがん末期患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活が送れるよう、在宅サービス利用料等の一部を助成し、患者及びその家族の負担の軽減を図る	R6～ R12以降	330	健康増進課
定期予防接種事業		スマエジ	予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類: ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類: 高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R4以前～ R12以降	178,741	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業			予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	R4以前～ R12以降	2,853	健康増進課
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業		スマエジ	令和4年4月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開され、これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から令和6年度末までの時限的な対応として接種を行っていた(キャッチアップ接種)が、この度、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で協議をした結果、「令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、令和6年度末までに1回以上接種している方を対象に、令和7年度についても公費で3回の接種を完了できるよう経過措置を設ける」とされたもの。	R4以前～ R7	9,945	健康増進課
定期予防接種事業(新型コロナウイルスワクチン)		スマエジ	令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の発症予防及び重症化予防による重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することとなる(年一回・秋冬接種)。	R6～ R12以降	55,153	健康増進課
新型インフルエンザ等対策行動計画策定事業		スマエジ	「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」は当時の社会情勢などを踏まえ、平成25年度に作成した。この度、国の行動計画を全面改訂したことに伴い、市において改訂する。	R7～ R7	57	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
定期予防接種事業(带状疱疹ワクチン)		スマエジ	予防接種法上のB類疾病に位置づけられる带状疱疹の予防接種について、令和7年4月から同法に基づく定期の予防接種として実施する。	R7～ R12以降	25,088	健康増進課
基本施策7 地域医療体制の充実						
(1)医療体制の維持・充実						
AED管理事業		スマエジ	平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所を増やし充実を図った。	R4以前～ R12以降	2,001	健康増進課
#7119(救急安心センター事業)		スマエジ	住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R4以前～ R12以降	1,170	健康増進課
小児一次救急医療体制確保事業		スマエジ	昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R4以前～ R12以降	2,277	健康増進課
休日救急医療対策事業		スマエジ	山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきており、喫緊の課題として捉えている。	R4以前～ R12以降	5,588	健康増進課
小児救急圏域医療体制確保事業		スマエジ	宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5～ R9	2,712	健康増進課
二次救急医療体制支援事業		スマエジ	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R4以前～ R12以降	8,760	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)		スマエジ	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているので、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R4以前～ R12以降	1,319	健康増進課
公的病院支援事業			小野田赤十字病院は、二次救急のサポート病院であり、また、小野田南部地域における中核的な医療機関である。救急医療や入院医療に加え、在宅医療の推進にも重要な役割を果たしており、地域住民に対する安定した医療提供体制を維持するためには、同院の継続的な運営が不可欠である。当該病院に必要な財政支援を行うことで、地域医療の確保と充実を図る。	R4以前～ R12以降	12,500	健康増進課
産科医等確保支援事業	2-(1)		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R4以前～ R12以降	3,000	健康増進課
あん摩マッサージ指圧等の 施術所管理事業			あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による移譲事務により市が実施している。	R4以前～ R12以降	8	健康増進課
救急勤務医支援事業			若手を中心とした医師のさらなる確保のため、医師の高齢化などにより、近年、特に厳しい勤務状況にある救急病院等において、休日・夜間の救急医療に従事する医師の処遇改善を支援するため、救急勤務医を支援する。	R6～ R11	1,200	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)市民病院の健全経営						
院内保育所運営事業			医師、看護師等の医療従事者の確保対策として、院内保育所を運営する。 また、市内の医療機関の連携を目的に、市内医療機関に従事する職員の子供の保育を行う。	R4以前～ R12以降	19,140	病院局
民間の経営手法導入事業			これまで、クラーク業務、医事業務等の委託化を推進してきたが、今後も外注化が経営に有利となる業務に関しては外注化を進める。また、契約方法についても、長期継続契約の導入や業務内容の見直しを行い、費用の削減と業務の効率化に努める。 さらに、加算による診療報酬の増加により医業収益を改善する。	R4以前～ R12以降	0	病院局
定員適正化事業			病院経営、施設基準、診療体制や看護体制、医師・看護師の確保等、さまざまな観点から人員体制について検討する。	R4以前～ R12以降	0	病院局
給与適正化事業			国家公務員の給与を基本として、給与の適正化を図る。	R4以前～ R12以降	0	病院局
医師確保事業			医師確保のため、他院の医師による当直回数を可能な限り増やし、医師の負担を軽減する。また、医師クラークの確保により医師の負担を軽減する。	R4以前～ R12以降	37,450	病院局
一般会計繰入金事業			地方公営企業繰出金の通知に定める基準により、一般会計からの繰入を行う。	R4以前～ R12以降	0	病院局
医療機器更新事業(通常分)			医療機器を整備し、診療内容の充実を図り、来院患者数、診療単価を増加させ医業収益の増収を図る。	R4以前～ R12以降	100,000	病院局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策8 消防・救急体制の充実						
(1)消防力の充実・強化						
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	R4以前～ R12以降	972,125	消防課
消防車両等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防車両の更新及び新規導入事業に対し、分担金を支払う。 消防組合で使用している消防車両の中には老朽化による性能低下が著しく、各消防活動に支障をきたしている車両がある。そのため、計画的に消防車両を更新し、市民の安心、安全を確保する。 令和7年度については消防ポンプ自動車(埴生出張所)を購入するとともに、救助工作車(小野田消防署)及び水槽付消防ポンプ自動車(小野田消防署)の更新に向けて基金積立を行う。	R4以前～ R12以降	357	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防用ホースや防火衣等の消防資機材の整備事業に対し、分担金を支払う。 老朽化の著しい消防資機材を計画的に更新するとともに、新たに必要となる消防資機材の購入を行い、市民の安心、安全を確保する。 令和7年度は、防火服、消防用ホース、空気ボンベ等の更新を行う。	R4以前～ R12以降	5,855	消防課
消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防庁舎改修等の施設整備事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が使用する庁舎等で、老朽化が著しく、不具合が生じている庁舎を改善し、防災拠点を整備する。 令和7年度は、消防局旧指令センター改修工事、山陽消防署及び消防局の蛍光灯照明のLED化改修工事、山陽消防署埴生出張所及び宇部西消防署の庁用備品購入を行う。	R4以前～ R12以降	13,116	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施した過年度の事業に伴う公債費の償還に対し、分担金を支払う。 返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	R4以前～ R12以降	65,146	消防課
消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防ネットワークの運用・管理事業に対し、分担金を支払う。 消防組合のネットワークは、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されているほか、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラであり、そのネットワークの回線使用料やデータセンター借上げ料等を支払うもの。	R4以前～ R11	4,266	消防課
消防指令センター更新事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防指令センターの更新事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が管理・運営する消防指令センターは、機器の耐用年数や保守限界期限等に併せて10年目を目途に消防指令システム・消防救急デジタル無線設備の全体更新を行う必要がある。 万が一、老朽化による不具合が発生しシステムが停止した場合、迅速かつ適切な災害対応ができず、市民全体に多大な不利益を与えることになり兼ねないため、消防指令センターの全体更新を実施し、通信指令業務の充実強化を図る。 令和7年度は、令和6年度に引き続き、消防指令システムや消防救急デジタル無線の更新を行う。	R5～ R7	1,137	消防課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
救急医療情報システム整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する救急医療情報システムの新規整備に対し、分担金を支払う。 消防組合管内を含む山口県宇部・山陽小野田・美祢医療圏内では、医師不足、医師の高齢化並びに令和6年4月施行の「医師の働き方改革」等により、救急受け入れが困難になる事例が増えており、加えて年々増加する救急件数に対応する救急隊員の負担が増え、救急搬送時間が伸びている状況である。これらの状況を改善するため、DX化された救急医療情報システムを整備することで、救急患者情報を搬送先病院に今までより迅速、確実に伝えたとともに、管内病院のリアルタイムの救急受入状況を可視化して救急医療体制の充実、向上を図る。	R6～ R7	5,791	消防課
消防水利施設整備事業 (水道管路更新に係る消火栓改良)			水道局が実施する老朽化した水道管の管路更新に合わせ、更新範囲にある消火栓の改良工事を実施していく。令和7年度は20基の消火栓改良工事を予定している。	R4以前～ R12以降	23,633	消防課
増生出張所整備事業			山陽消防署増生出張所は老朽化が著しく、雨漏りも酷く防災施設としての適性を欠いているため、新たに増生出張所を建設するものである。 令和3年度に基本設計、造成設計、令和4年度に実施設計、地質調査、土地造成1期、令和4～5年度に土地造成2期、事前家屋調査、令和5～6年度に庁舎建設、令和6年度に解体工事設計、擁壁基礎工検討、令和6～7年度に外構工事1期、令和7年度に解体工事、令和8年度に外構工事2期、事後家屋調査を行う。	R4以前～ R8	46,138	消防課
(2)消防団活動の推進						
消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、年額報酬、出勤報酬等の支給、消防団車のデジタル無線保守、安全装備品の更新等を行う。	R4以前～ R12以降	62,526	消防課
消防団装備改善事業	1-(2)		消防団が使用する被服や装備品などの消防資機材について、老朽化が進んでいるものや規格が変わったもの、新たに必要となったものについて、計画的に更新、整備していく。 現在使用している消防団の防火服は、表面素材の難燃性能も低く、透湿性能が少ないものを使用している。昨今の異常気象等により、消防活動中における熱中症対策は極めて重要である。また、消防団員の活動中の二次災害を防ぐためにも性能の優れた新型の防火服が必要であることから、3年計画で新型のものに更新していく。	R4以前～ R12以降	6,476	消防課
消防団機庫修繕事業			市内の消防団機庫の中で老朽化が著しく、雨漏り等により防災施設として適正を欠いている機庫の修繕工事を実施し、防災施設として充実強化を図る。 令和7年度は、須恵分団機庫の外壁改修工事を実施する。	R7～ R12以降	1,010	消防課
基本施策9 防災体制の充実						
(2)防災体制等の充実						
総合的防災体制整備事業 (経常)			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。	R4以前～ R12以降	15,575	総務課
国民保護対策事業			山陽小野田市民国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	R4以前～ R12以降	40	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合防災訓練事業	1-(2)		災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。なお、令和7年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、平成31年以降実施できていなかった実動訓練を行う必要があり、感染対策に留意した実施手法を検討する必要がある。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業	1-(2)		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R4以前～ R12以降	9,062	総務課
防災メール配信事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。	R4以前～ R12以降	1,297	総務課
防災ラジオ助成事業	1-(2)		FM山陽小野田(FMスマイルウェーブ)と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前から要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度から行っている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業(Jアラート関係)	1-(2)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時には、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備し、その他の地域については既存放送設備を利用したFM波連携により、災害情報伝達手段を拡充してきたが、FM波連携については実施後5年経過したことにより、老朽化や山林の繁茂により使用できない場所が発生してきた。ただちに対応するため、安定的に電波を受受信することのできるLTE網を活用したIP告知受信機に変更するもの。また、市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、確実に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。また、通信インフラが断絶したときのためにスターリンク等を活用して既存の防災スマホが利用できるよう整備する。衛星電話網の構築については、能登半島地震の反省により全国的に実施されており、国においても設置を推奨している。	R4以前～ R12以降	1,438	総務課
災害対策本部等強化事業			○災害対応として、現地に職員が赴く際、作業服では市職員であることが判別しづらく、市民など第三者から識別しやすい防災服が必要だが、現在、近隣市で全職員が防災服を着用していないのは本市のみであり、速やかに改善すべき事案である。 ○対策本部を設置した場合、被害状況、活動状況、気象状況、避難所情報等多くの情報を集約し、共有することが重要となる。このようなことから、プロジェクター画面の多面化を行うことで、全ての情報を一括把握し災害対策本部員以外のすべての災害対策を行っている機関の職員も一目で情報を把握することが可能となることから、必要な資機材を配備し災害対策本部の強化を図る。また、プロジェクターは出前講座などでも使用できる。 ○近年、大雨などの被害が急増しており、夜間や土日祝日に市役所宛の緊急メールやWEB会議通知が送られてくるが、自宅等で確認ができないため、職員の私物で対応している。早急に遠隔地で対応できるノートパソコンを整備する必要がある。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田市国土強靱化 地域計画推進事業	1-(2)		近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度から山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災気象情報システム導入・運用事業	1-(2)	デジタル 化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。	R4以前～ R12以降	5	社会福祉課
避難所備蓄品整備事業			今後発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震への対応強化として、市としても、発災直後の避難所運営に必要な食料品や生活用品等を備蓄する。年次の調達と備蓄は、品質管理や製造・賞味期限の管理、財政的な負担の分散など、安全で効率的な備蓄を実現するために必要である。備蓄品を活用して、市民の安全と健康を確保し、災害時に迅速かつ適切な対応を図る。	R7～ R12以降	3,305	社会福祉課

(2)地域防災力の向上

防災知識普及啓発事業			市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	1-(2)	デジタル 化	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。また、安全かつ簡単に災害体験できるVR機器を導入し、地域防災力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	1,120	総務課
地域防災訓練事業	1-(2)		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災士育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	R4以前～ R12以降	110	総務課
避難所等整備事業			国は、能登半島地震の反省や、今後発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震への対応強化の一つとして、各市町の避難所環境の改善を掲げており、新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)を創設した。合わせて、国が最低限必要とする災害用物資・資機材の備蓄量の基準を示したため、当該交付金を活用して、備蓄量の基準に達するよう年次の災害用物資・資機材を購入するもの。なお、令和7年度は、仮設トイレ92台、簡易ベッド358台、テント式パーティション372張、給水用コンテナ19基を購入する。	R7～ R12以降	39,569	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災標語コンクール実施 事業			近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすることで災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
避難確保計画推進事業			「水防法」及び「土砂災害防止法」に指定されている浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し避難訓練の実施が義務付けられている。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、管理者等に対し避難確保計画を作成させ避難訓練の実施を行うよう支援を図っていく。	R5～ R12以降	ゼロ予算	総務課
(3)市域の保全						
基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード)・高千帆排水機場			本施設は昭和44年に築造され、40年以上が経過したため、平成24年から令和元年にかけて施設改修を実施した。事業実施時に施設保全計画の見直しを行った結果、除塵機については令和7年以降に更新することが安価になると判明した。施設の適切な維持管理を行うために機能保全計画に沿って施設の更新を行う。	R4以前～ R12以降	2,500	農林水産課
基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R4以前～ R12以降	50,000	農林水産課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業	1-(2)		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼動しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R4以前～ R12以降	83,000	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	R4以前～ R12以降	5,161	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理事業(臨時)			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。 R6年度西の浜排水機場運転管理業務は個人委託を実施しているが、高齢化及び後継者不在のため今後の業務委託が困難となっている。そのため業者委託とし安定的に管理運営することで、継続的な地域の安全を担っていくことを可能とする。なお、排水機場等の運転管理業務と機器保守点検業務をあわせて委託することで効率化を図る。また、業者委託を実施することに伴い、施設維持管理を強化し、施設自体の延命化を図る。	R7～ R12以降	20,196	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(松屋埴生)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急に改修を行う。	R4以前～ R7	2,700	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急に改修を行う。	R4以前～ R7	6,800	農林水産課
海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。 本港地区、大浜地区、東高泊地区	R4以前～ R12以降	58,400	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
自然災害防止事業負担金 (海岸)			きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。	R4以前～ R12以降	16,000	土木課
土砂災害危険箇所整備事業(維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や崩壊防止施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、崩壊防止施設の損傷及び災害の発生を防止する。	R4以前～ R12以降	300	土木課
急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)			危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の5%を負担金として負担する。	R4以前～ R12以降	4,000	土木課
雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R4以前～ R12以降	27,562	土木課
雨水排水機場維持管理事業(臨時)			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R5～ R12以降	9,929	土木課
河川事務事業(経常)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R4以前～ R12以降	300	土木課
河川寄州除去事業			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R4以前～ R12以降	300	土木課
河川寄州除去事業(臨時)			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R4以前～ R12以降	300	土木課
河川事務事業(臨時)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を適切に処理する。	R5～ R12以降	400	土木課
河川浚渫事業	1-(2)		市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R4以前～ R12以降	5,000	土木課
河川整備事業	1-(2)		境川は、上流の殖生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5～ R9	24,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
北竜王遊水池環境整備事業			北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力を低下させている。また、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈等を行う必要がある。	R4以前～ R12以降	1,800	土木課
アンダーパス排水施設整備事業			市道がJRの下を掘り下げて交差するアンダーパス部において、浸水を防止するため排水施設(排水ポンプ等)を設置している。浸水による車や人への被害を防止するために必要な排水施設であるが、設置してから長期間が経過していることから老朽化が進んでいる。そのため、排水ポンプ施設の更新を行い、施設の維持に努める。	R5～ R12以降	500	土木課
雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若冲雨水ポンプ場の機能を保全するため若冲遊水池の維持管理	R4以前～ R12以降	1,361	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若冲雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	6,482	下水道課
砂防設備整備事業(県事業)			令和5年6月末から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨により、溪流から土砂が流出し、周辺施設まで到達した。本溪流の下流周辺には、人家等があり、次期降雨等により土砂災害が発生するおそれが高いため、山口県が砂防設備の新設を溪流保全工として整備を行うものである。これに係る事業費の一部を負担金として山口県に支払う必要がある。	R5～ R12以降	2,000	土木課
基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進						
(1)交通安全思想の普及						
交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	R4以前～ R12以降	4,917	生活安全課
(2)交通安全環境の整備						
交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	R4以前～ R12以降	6,896	土木課
道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	R4以前～ R12以降	1,694	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・経常)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)が整備されているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する必要がある。	R4以前～ R12以降	1,110	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・臨時)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)が整備されているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する必要がある。	R5～ R8	300	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
通学路安全対策事業	2-(1)		通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携し計画的な安全対策を実施する。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R4以前～ R12以降	98,000	土木課
(3)地域防犯対策の推進						
地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	R4以前～ R12以降	1,934	生活安全課
防犯外灯助成事業			LED灯の防犯外灯を新たな場所に設置する(新設)経費及び蛍光灯等からLED灯への取替(LED灯化促進)を含む修理経費の一部を補助することで、自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。	R4以前～ R12以降	2,000	生活安全課
防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R4以前～ R12以降	200	生活安全課
犯罪被害者等支援事業			犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向け、総合的対応窓口での相談支援や他部署と連携した総合的な支援施策を推進する。また、犯罪被害者等への見舞金を支給する。	R6～ R12以降	300	生活安全課
(4)空家等対策の推進						
特定空家等除却事業			安全・安心なまちづくりを推進するため、経年による著しい劣化や腐朽が進行し、屋根や外壁が損傷し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家については、空家法に基づく特定空家等への措置を検討する。所有者や相続人不存在(相続人全員が相続放棄等)の特定空家等については、財産管理人制度の活用等の取組を検討する。また、略式代執行及び所有者の資力が乏しい等により費用回収が困難な特定空家等の行政代執行による除却を行う場合は、空き家対策総合支援事業補助金を活用し、市の財政負担の軽減に努める。	R4以前～ R12以降	1,200	生活安全課
空家等適正管理事務			空家法改正の方向性である空き家の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家の除却」の基本方針のもと、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。	R4以前～ R12以降	1,108	生活安全課
空家等管理確保事業			一部の空き家については所有者による適切な管理がなされておらず、建物の老朽化や草木の繁茂、ごみの放置などにより、住環境の悪化をもたらしている。所有者の意識と理解の向上を図るため、適正管理のお知らせの配布や固定資産税等納税通知書に空家等対策のお知らせを同封する等、これまでの周知・啓発活動を継続する。適切に管理されていない空き家については、空家等実態調査結果をデータベース化し、随時更新することにより、空き家対策に活用し、施策の展開を図るとともに、管理不全空家等については、空家法に基づく適切な措置を検討するほか、補助金の交付により除却を促進する。 また老朽危険空家等除却促進事業について、資力が乏しい等の理由により、所有者による除却が見込めない場合に他の者が所有者に代わって除却をする場合の補助の拡充について検討する。	R4以前～ R12以降	5,645	生活安全課
空家等活用推進事業			活用されない空き家の増加は、地域コミュニティの活力低下だけでなく、周辺地域の防犯性にも悪影響を与え、住環境の悪化にもつながるおそれがある。活用可能な空き家を地域の有効な資源と捉え、空き家流通促進プラットフォームに相談することにより、流通を阻害する要因を取り除き、空き家バンクへの登録を促し、空き家の活用を促進する。	R4以前～ R12以降	2,500	生活安全課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
空家等活用促進区域活性化事業			空家法改正(R5)により市が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定めることが可能となった。中心市街地や地域再生の拠点など、地域の拠点となる区域において空家等が集積すると、当該地域の本来の機能を低下させてしまうおそれがあるため、空家等の分布や活用の状況等からみて、空家等の活用が必要と認める区域を空家等活用促進区域として定め、空家等の活用を通じて、地域における経済的社会的活動を促進する。	R7～ R12以降	2,153	生活安全課
(5)消費生活の安全確保						
消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の検査や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	R4以前～ R12以降	162	生活安全課
地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	R4以前～ R12以降	8,675	生活安全課
消費者安全確保地域協議会設置事業			高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。高齢者等の消費者被害を防止するため、国及び県から設置を求められている地域見守りネットワークとして、令和4年12月に消費者安全確保地域協議会を設置した。	R4以前～ R12以降	12	生活安全課
基本施策11 地域づくりの推進						
(1)持続可能な地域づくりの推進						
地域運営組織推進事業	1-(1)	スマエジ	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R4以前～ R12以降	28,637	市民活動推進課
集落支援員設置事業	1-(1)		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、各地区の運営組織の会計や広報活動等の事務局機能、地域課題の把握、また、地域住民の話し合いの場の設定といった役割を担う。 組織設立後の支援員の役割は、協議会の事務局機能(会計含む)及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行していくこととなるが、各協議会の多岐にわたる分野の事業支援、組織内の各部会、各種団体や人の対応、会議資料の作成、会議・事業への参加など大幅な業務量の増加となる。 R7年度以降は、現状各地区1名(週3日勤務)の支援員に対して1名(週2日勤務)増員、又は1名(週5日勤務)とし、各地区地域交流センターに配置し業務量の増加に対応する。	R5～ R12以降	39,008	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)市民活動の支援						
ふるさとづくり推進事業		スマエジ	市ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 R6年度から、校区ふるさとづくり協議会補助金及びほたる飼育管理助成金は、「地域づくり交付金(一括交付金)」に統合された。	R4以前～ R12以降	718	市民活動推進課
コミュニティ活動助成事業 (臨時)			地域社会の活性化のため、コミュニティ助成事業を活用し、地域コミュニティ団体の活動を支援する。 【実施主体】 コミュニティ助成事業：(一財)自治総合センター ■R7.6月補正:コミュニティ助成事業 赤崎ふるさとづくり協議会:2,100千円、高泊地区運営協議会:1,400千円	R4以前～ R12以降	3,500	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業		スマエジ	各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業 ■補助対象事業 若山公園さくらまつり、竜王山公園桜まつり、江汐公園つつじまつり、復活!住吉まつり、寝太郎の里ほたるまつり、やけの美タフェスタ、埴生ぎおんふるさと祭り、山陽小野田Smileジュニア☆フェスタ、ふるさと凧あげフェスティバル、I Love Sanyo-onoda	R4以前～ R12以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業		スマエジ	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R4以前～ R12以降	64,406	市民活動推進課
自治会館建設補助事業			地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ●R7年度計画:要望書の提出があった5件うち、緊急性等を鑑み、補助する自治会を決定する。	R4以前～ R12以降	2,000	市民活動推進課
市民活動センター推進事業(経常)	1-(1)		LABV事業による新施設(Aスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的に設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、市民活動の推進を図る。 ○名 称 山陽小野田市民活動センター ○位 置 山陽小野田市中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(Aスクエア)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6～ R12以降	68,129	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)地域の拠点づくりの推進						
社会教育士育成事業	1-(1)	スマエジ	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的 人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取 得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R7年度取得予定人数:1人 (取得人数/R4年度:2人(一部 科目履修)、R5年度:1人、R6年度:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4以前～ R8	345	市民活動推 進課
本山地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	8,824	市民活動推 進課
赤崎地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	9,487	市民活動推 進課
須恵地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	7,621	市民活動推 進課
小野田地域交流センター 管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向 けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	347	市民活動推 進課
高泊地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	6,823	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向 けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	7,575	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 分館管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	7,616	市民活動推 進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,443	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	476	市民活動推進課
出合地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,414	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,265	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,927	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業	1-(1)		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4以前～ R12以降	6,319	市民活動推進課
地域交流センター整備事業			令和4年4月1日から各地区の公民館(福祉会館)を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための地域の拠点として「地域交流センター」を設置した。 様々な地域活動及び生涯学習の拠点として、施設に必要な改修や環境改善整備を計画的に行うことで、だれもが利用しやすい地域交流センターを目指す。 R4年度:旧福祉会館の風呂廃止等に伴う水道管減径(7センチ) R5年度:施設改善のための修繕・備品購入等、スロープの手すり設置 R6年度:老朽化した机の更新(須恵・有帆)、消防設備修繕(高千帆分館) R7年度:消防設備修繕(高千帆)	R4以前～ R12以降	788	市民活動推進課
地域交流センター施設空調機更新事業			老朽化した地域交流センター空調設備について、20年を目途に計画的に更新していく予定としているが、近年の猛暑等の影響により、エアコンの故障が多発している。 R7年度は、老朽化の著しい須恵、高泊の一部の機器を更新する。 (須恵)2室…交流室1、2 (高泊)1室…事務室 R8年度以降は、高千帆分館及び本山の交流室をはじめ、機器の状況を踏まえて年次的に更新する。	R4以前～ R12以降	3,520	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4)中山間地域の活性化						
地域おこし協力隊受入事業	3-(1)		中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を設置する。なお、予算の内訳としては令和4年度に川上地域での地域おこし協力隊に応募され、令和5年度に着任された方1名の活動費を令和7年度まで、令和8年度は令和7年度に募集・令和8年度着任とした地域おこし協力隊(仮)の予算を計上する。(農業を主体として活動される方を令和7年度募集予定である。)	R4以前～ R12以降	5,833	地域活性化室
中山間地域づくり推進事業 (経常)			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。	R4以前～ R12以降	54	地域活性化室
基本施策12 人権尊重のまちづくり						
(1)人権教育・啓発の推進						
人権啓発等推進事業			人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。 また、人権啓発担当職員の資質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。	R4以前～ R12以降	571	市民活動推進課
福祉援護資金貸付金償還事業			同福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	R4以前～ R12以降	620	市民活動推進課
人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。 ①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	R4以前～ R12以降	179	社会教育課
平和教育推進事業			平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。 近年は、戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞くことで、平和の尊さについて考える場としている。	R4以前～ R12以降	118	社会教育課
人権教育推進協議会事業			地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成する人権教育推進協議会を設置し、年3回程度開催して、主に①今年度の人権教育推進計画、②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ、③次年度への課題、④人権課題などを協議する。	R4以前～ R12以降	228	社会教育課
(2)人権擁護体制の充実						
人権相談事業			人権相談については、人権擁護委員による「特設人権相談所」を毎月2回開設するとともに、10人の人権擁護委員が相談窓口となっている。 また、社会情勢が激しく変化する中、人権を取り巻く状況も複雑化、多様化しており、人権に関する相談が多くなっていることから、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課や人権擁護委員、法務局ほか関係機関との連携を図る。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
DV相談事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「女性相談支援員(旧DV相談員)」を設置している。 女性相談支援員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。	R4以前～ R12以降	3,852	市民活動推進課
人権擁護活動推進事業			基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	R4以前～ R12以降	215	市民活動推進課
(3)男女共同参画社会の推進						
男女共同参画推進事業			○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間: R5～R8)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画審議会を開催し、市が行った事業の検証や意見を取り入れPDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画啓発パンフレットの作成 男女共同参画推進の啓発を目的としたパンフレットを作成する。	R4以前～ R12以降	519	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業		スマエジ	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R4以前～ R12以降	176	市民活動推進課
男女共同参画プラン(第5次改定)策定事業			第2次総合計画との整合性を図りながら、令和5年3月に男女共同参画プラン(第4次改定版)を策定した。その後も4年ごとに国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して計画を策定する。	R4以前～ R12以降	322	市民活動推進課
基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成						
(1)リサイクルの推進						
リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用を推進した団体に対して奨励金を交付する。	R4以前～ R12以降	720	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	R4以前～ R12以降	165	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)地球温暖化対策の推進						
環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示等を行っている。	R4以前～ R12以降	298	環境課
山陽小野田市率先実行計画推進事業			「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する。	R4以前～ R12以降	22	環境課
山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る。	R4以前～ R12以降	31	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う。	R4以前～ R12以降	130	環境課
GX推進事業			本市におけるGXを推進することにより、産・官・学・民が協力して地域のカーボンニュートラルの実現を目指す。	R6～ R12以降	108	環境課
環境白書作成事業			本市の環境保全施策に関する実施事業や調査結果を3年に1度取りまとめ、公表している。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	環境課
環境調査センター廃止関係事業			環境調査センターの廃止に伴い、土壌汚染対策法に基づく土壌調査や医薬品等の処分を行う。	R7～	14,734	環境課
(3)環境・公害監視の推進						
大気汚染物質測定用機維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内2箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用のゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	R4以前～ R12以降	165	環境課
環境・公害監視事業			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	R4以前～ R12以降	3,617	環境課
環境・公害監視事業(環境保全)(臨時分)			環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視することにより、快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	R7～	17,385	環境課
環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	R4以前～ R12以降	288	環境課
環境保全協定及び事前協議に関する事業			企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	環境課
相談・苦情処理事業			公害に関する苦情処理件数は、年間50件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4)環境美化・生活衛生の向上						
ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限30,000円)。	R4以前～ R12以降	1,000	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等 関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。	R4以前～ R12以降	131	環境課
動物等死体回収業務委託 事業			令和5年9月から、公共施設、道路等で発見された動物等死体回収業務を民間委託している。動物の死体回収件数は年々増加傾向にあり、昼夜・休日を問わず回収の依頼が入ることや、死体回収という精神的負担が大きいため、民間委託し、職員の労働環境の改善を図る。	R5～ R12以降	1,650	環境課
飼い主のいない猫の不妊・ 去勢手術費補助事業			環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)	R5～ R12以降	2,200	環境課
環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	R4以前～ R12以降	468	環境課
アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	R4以前～ R12以降	242	環境課
放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	R4以前～ R12以降	20	環境課
生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。	R4以前～ R12以降	245	環境課
公衆便所解体事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理しているが、衛生上、防犯上支障を来しており、老朽化に伴い解体事業を進めていく。	R7～ R9	377	環境課
埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。山陽小野田市斎場は、令和元年7月1日から供用開始し、指定管理者による運営が行われている。	R4以前～ R12以降	40,741	環境課
埋火葬関連事業(臨時分)			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。山陽小野田市斎場は、令和元年7月1日から供用開始し、指定管理者による運営が行われているが、火葬炉の長寿命化を目的とした予防保全方式による定期的な修繕については、火葬炉設備修繕年次計画書に基づき、市が実施する。	R4以前～ R12以降	6,600	環境課
霊園管理整備事業			市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。特に小野田霊園については、69,591㎡と広大である。	R4以前～ R12以降	2,093	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(5) 一般廃棄物処理の推進						
最終処分場維持整備事業			残余量が減少しつつある最終処分場(小野田・山陽)について、残余量の測量及び延命化事業の実施を行う。特に山陽処分場は、平成30年7月豪雨により法面が崩落し、復旧工事は行ったが再発の可能性も否定できないことから、なるべく早い時期に閉鎖すべき状況にある。 廃棄物処理法施行規則第3条第2項により、維持管理に関する計画に係る事項があり、最終処分場の管理者は、廃棄物処理法第9条の3第5項に基づき、維持管理を行い、一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準に基づき水質管理を行う必要がある。	R5～ R12以降	8,946	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	R4以前～ R12以降	153,327	環境課
焼却灰セメント原料化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	R4以前～ R12以降	100,737	環境課
環境衛生センター長期(包括)運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。	R4以前～ R12以降	469,270	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業(臨時分)			・国の最低賃金及び厚生労働省も工賃向上計画推進の基本指針等に基づき、あけぼの会から、賃金増額要求する。 ・山陽地区一般廃棄物(燃やせるごみ)収集運搬業務について、労務費及び物価高騰に伴い委託料を増額する。 ・【6月補正】空かん圧縮機の老朽化により、機器が停止し減容ができないため、フレコンバックに手詰めしている。本業務に多くの職員の手が必要であり、本来の業務ができない。よって、空かん圧縮機の更新を行う。	R4以前～ R12以降	122,196	環境課
一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託事業			環境衛生センターの人員体制について、技能労務職員の退職不補充に対し、会計年度任用職員による人員補充を行っているが、収集業務に従事する職員数は会計年度任用職員が半数をすでに超えており、技能労務職員の収集車両運転手については今後充足できない状況が懸念される。安定的な収集・処理体制を維持するため、環境衛生センターの収集業務等について、段階的に民間委託を導入する。	R5～ R12以降	71,757	環境課
小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、安定稼働が求められている。 設備機器等に不具合等が発生した場合は、処理に支障が生じないよう、速やかに修繕しなければならない。	R4以前～ R12以降	3,000	環境課
小野田浄化センター定期整備事業			小野田浄化センターは稼働開始から35年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。 現在、小野田浄化センターを下水投入施設として新設する事業を並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿と浄化槽汚泥の処理をしなければならないため、適切に設備の更新、分解整備、修繕等を行い、安定稼働を維持する。	R4以前～ R12以降	13,850	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業			「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」に基づき、専門業者による設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R4以前～ R12以降	1,912	環境課
小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、搬送業務を委託する。	R4以前～ R12以降	3,828	環境課
一般廃棄物(し尿等)処理事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令に従い、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分を行う。 「水質汚濁防止法」及びその関係法令で定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理業務を行う。	R4以前～ R12以降	59,165	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田浄化センター運転 管理業務委託事業			許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び 清掃に関する法律に従い処理・処分を行う。 水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守し た処理水を排出できるよう、設備の運転及び維持管理、設備機 器のメンテナンス等を専門業者に委託する。	R4以前～ R12以降	74,134	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿 等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収 集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	R4以前～ R12以降	3,489	環境課
小野田浄化センター施設 整備事業			小野田浄化センター(し尿処理施設)の老朽化に伴い、手法と して総合的に優れている下水道との共同処理を行う「し尿受入 施設」の整備を進めることで、し尿の安定的な処理の継続を図 る。この事業は下水道課との共同事業になるとともに、予算に ついては下水道会計での計上が必要であることから、施設整備 及び維持管理に係る費用をし尿処理負担金として下水道会計 に支払うものとする。 令和7年度は、試験投入に向けて仮設管敷設工事の詳細設計 を行うとともに、先行して試験的に部分投入を行うため、し尿及 び浄化槽汚泥を投入した流入水の水質を調査する分析費を計 上する。	R4以前～ R12以降	9,473	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿 等)処理事業(臨時分)			山陽地区し尿等搬送業務委託について、労務費及び物価高騰 に伴い委託料を増額する。	R4以前～ R12以降	25,605	環境課
水質分析事業			環境調査センターの閉鎖に伴い、以下のとおり水質分析業務 を委託する。 試料:放流水、搬入し尿、搬入浄化槽汚泥 検査項目(搬入し尿及び浄化槽汚泥) ・PH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、塩化物イオン(年4回) (放流水) ・PH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、塩化物イオン、大腸菌数 (年12回) ・水質汚濁防止法第2条第2項第1号の政令で定める物質(年 1回) ・水質汚濁防止法第2条第2項第2号の政令で定める物質(年 1回)	R7～	899	環境課
(6)森林・里山環境の保全						
生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行うとともに、給水施設保守 管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を実施する。	R4以前～ R12以降	3,427	農林水産課
環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動 に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加 的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全 機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付 する。	R4以前～ R12以降	123	農林水産課
多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全 体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地 の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業 環境を改善を図る。	R4以前～ R12以降	54,983	農林水産課
中山間地域等直接支払交 付事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動 や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。 現在2地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道 等の維持・管理活動を図る。 第六期対策期間(令和7年度～11年度・5カ年)	R4以前～ R12以降	1,326	農林水産課
市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことがで きるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、 都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区 画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画 (同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	R4以前～ R12以降	344	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策14 国際交流・地域間交流の推進						
(1)国際交流・地域間交流の推進						
国際交流推進事業			本市における国際交流に関わる関係機関・団体で組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	R4以前～ R12以降	358	市民活動推進課
中学生海外派遣事業			本市とモートンベイ市は、R4年8月に姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。両市は、今後も学生の海外派遣等による交流を深めることを誓い、これを契機に友好関係を強化していく。 親善大使として中学生をモートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度からR4年度までの3年間は派遣事業を中止したが、R5年度に4年ぶりに実施した。派遣生徒の経験を生かし、モートンベイ市と派遣生徒以外の生徒の交流をインターネット等を活用して実施し、派遣生徒以外の生徒の人材育成にも繋がる取組を実施する。	R4以前～ R12以降	4,131	市民活動推進課
友好都市交流推進事業			本市は、R4年8月にモートンベイ市との姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。 令和6年度については、モートンベイ市・山陽小野田市オンライン市長会談の実施に加え、レッドクリフステートハイスクールからの高校生(21名)が修学旅行のプログラムで本市に訪し、市内の中高生と交流した。さらに、モートンベイ市長含め、4名が本市に10月3日から4日間来訪され、市内小学校での給食体験や中学生海外派遣事業報告会への出席、山口東京理科大学とのミーティングなどを実施した。 令和7年度は、本市から市長等による、モートンベイ市への訪問が予定されており、さらなる友好都市間交流の充実を図る。また、両市の交流に関する情報発信について、市ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に取り組む。	R6～ R12以降	4,665	市民活動推進課
(2)多文化共生の推進						
多文化共生推進事業		スマエジ	本市における外国人の人口は、R6.9月末時点で909人となっており、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な日本語教室の運営を目指している。	R4以前～ R12以降	1,157	市民活動推進課
基本施策15 シティセールス・移住定住の推進						
(1)シティセールスの推進						
シティセールス推進事業	3ー(1)	スマエジ	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R4以前～ R12以降	492	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	3ー(1)	スマエジ	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R4以前～ R12以降	5,000	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シビックプライドアドバイザー活用事業			活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R4以前～ R12以降	90	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業	3ー(1)		レノファ山口の試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。PRは、本市を知っていただく貴重な機会であるとともに、特産品や体験型のチケット、市内レストランの食事券などを景品としたガラポン抽選会などを実施している。	R4以前～ R12以降	80	シティセールス課
シティセールスガイドブック作成事業			本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した(4,000部、B5横型28ページ)。市役所、各支所などの公共施設への設置やホームページに掲載するとともに、山口宇部空港、東京や大阪などの県移住相談窓口、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布している。また、本市への転入時に配布したり、移住フェア等で配布するなどして、本市の魅力や住みよさをPRしている。毎年度、課名の変更や施設名称の修正等を行い、内容を最新の状態にして増刷を行っている。	R4以前～ R12以降	1,149	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	2ー(3)	スマエジ	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	435	シティセールス課
地域おこし協力隊によるスマイルシティ魅力発信事業			シティセールス課が抱える課題の一つとして、全国的な観点からみて本市の知名度の低さが挙げられる。これまで以上に交流人口や関係人口、移住・定住者を増やし、更なる活性化を図るためには、まず本市のことを知ってもらうことが第一であり、そのためには、本市の魅力を様々な分野から発信を行い、知名度を上げていくことが必要不可欠である。 その課題の解決策として、地域おこし協力隊の制度を活用し、令和6年4月1日から地域おこし協力隊員として委嘱した、シンガーソングライターでありスペシャルスマイルプランナーの西広ショータさんと市が協力し合い、様々な媒体を活用して情報発信を行うことで、本市の知名度の向上を加速させる。	R7～ R8	6,600	シティセールス課
(2)移住・定住の推進						
転入奨励金交付事業			定住人口の増加による市の活性化を目的として、「山陽小野田市転入促進条例」に基づいて、転入して住宅を取得した方に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付する。 令和4年3月議会にて廃止条例を提出。原則、R4.12/31 までの住宅取得者 又は転入者を、最後の新規交付対象者とする。令和7年度が最後の新規交付の受付となり、令和11年度ですべての交付が終了する。	R4以前～ R12以降	15,954	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業	3ー(1)		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。「山口県央連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。スマイルシティ・ライフ体験事業により配置した移住支援員も移住フェアに同行してもらい、移住相談からお試し暮らしへとつなげていく。	R4以前～ R12以降	750	シティセールス課
移住就業・創業支援事業			東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、一定の条件を満たす移住者に移住支援金を交付する。更に、山口県と協力し、移住元を大都市圏(愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県)とした移住支援金、市独自にIT人材を対象とした移住支援金を創設し制度を拡充している。令和6年度は国においても東京圏の大学生が県内企業に就職した場合に地方就職学生制度も創設された。	R4以前～ R12以降	12,166	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
移住定住プロモーション事業	3-(1)		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイトの運用・保守を行うもの。また、移住検討者に配布するリーフレットを作成する。	R4以前～ R12以降	1,325	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業	3-(1)		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。専門業者へ委託し、移住支援員を配置することによって移住に係る相談対応や情報発信、お試し暮らしの利用支援、移住検討者向けオンラインセミナーを実施する。また、移住支援員を最大限活用するため、県外の移住フェアでの移住支援員による相談対応も実施することとし、移住フェア相談対応業務を別途契約する。	R4以前～ R12以降	9,914	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業	3-(1)		「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。	R5～ R12以降	11,183	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策16 住環境の確保						
(1)住宅整備の支援						
山口県複合単価表データ 使用料			山口県が作成する建築工事複合単価表は、単価調査を担当する2財団法人にデータ使用料を払い、相手方の承諾を受けて、県から単価表の提供を受けている。今までは、年4回の単価改定であったが、近年の急激な物価高騰に素早く対応するため、令和5年度から毎月(年12回)の単価改定となったため、データ使用料も改定されることとなった。	R4以前～ R12以降	347	建築住宅課
建築営繕積算システム利用料			公共建築工事の発注に当たっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が定期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データで対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度にまたがる事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	R4以前～ R12以降	649	建築住宅課
建築士技術者技能取得事業			建築技術者が業務に必須となる技能を取得する。 ①酸素欠乏作業主任者は、建築技術者が地下ビットなどで設計調査や工事監理を行う際、酸素欠乏や硫化水素中毒になることを防ぐため、労働安全衛生法施行令第6条21号に基づき技能を取得する。 ②墜落制止器具使用作業特別講習の取得は、建築技術者が高所で設計調査や工事監理を行う際、墜落用制止器具を正しく用いて、転落事故を防ぐため、労働安全衛生法第59条第3項に基づき特別教育を受ける。	R4以前～ R8	37	建築住宅課
建築営繕積算システム用 ノートPC整備事業			公共建築設計等積算システムなど建築営繕積算に用いるソフトウェアは、使用頻度に併せて個々に導入せず共通のノートPCに導入しているが、そのノートPCの基本ソフト(OS)であるWindows10が令和7年10月をもってセキュリティサポートが終了するため、今後もセキュリティが確保される基本ソフトWindows11を搭載したノートPCを導入する。	R7～ R7	188	建築住宅課
住宅リフォーム資金助成制度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	R4以前～ R12以降	12,000	建築住宅課
住宅・建築物耐震化促進事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する。	R4以前～ R12以降	2,070	建築住宅課
居住安定援助賃貸住宅事業			住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の改正法(令和6年法律第43号)により、居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)事業が創設された。これは、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯)に対し、居住支援法人等が安否確認・見守り、福祉サービスへのつなぎの実施を提供する住宅の供給を促進し、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅に入居できる環境整備を図るというものである。市では、居住サポート住宅の認定審査及び指導監督等の事務を行う。	R7～ R12以降	ゼロ予算	建築住宅課
(2)市営住宅の適正管理						
市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	R4以前～ R12以降	21,493	建築住宅課
市営住宅消防設備点検及び維持管理事業(経常)			市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	R4以前～ R12以降	3,487	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	R4以前～ R12以降	10,566	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅エレベーター保守 管理			市営住宅(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。	R4以前～ R12以降	4,344	建築住宅課
市営住宅空き家家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は、住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った市営住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	R4以前～ R12以降	1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ			市営住宅23団地のうち、住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地あるため、その借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。	R4以前～ R12以降	346	建築住宅課
市営住宅浄化槽の空家補償			市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補償を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。令和6年度に有帆団地の単独浄化槽を合併浄化槽に更新したことから、ほかの団地と同様に浄化槽維持費の補償を行う。(平成29年度に神帆が浄化槽廃止。平成31年度から大河内に補償開始、令和6年度から有帆に補償開始)	R4以前～ R12以降	4,837	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理 事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟による市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	R4以前～ R12以降	5,356	建築住宅課
市営住宅草刈			市営住宅の空き家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	R4以前～ R12以降	400	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高いところから実施する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	建築住宅課
市営住宅消防設備点検及び 維持管理事業(臨時)			消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に1度実施する。	R4以前～ R12以降	2,021	建築住宅課
市営住宅内の住宅用火災 警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、各市営住宅に順次取り付けにいったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。	R4以前～ R12以降	395	建築住宅課
市営住宅分電盤開閉器点 検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外にも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生及び家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	R4以前～ R12以降	72	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅検定満期水道 メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させるとともに、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	R4以前～ R12以降	979	建築住宅課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R4以前～ R12以降	127	建築住宅課
市営住宅昇降機修繕工事			市営住宅の昇降機4基(古開作第二団地H-1棟とH-2棟、神帆団地D棟、萩原団地1棟)の経年劣化により、修繕が必要である。取替時期を迎えた部品の取替えや修繕を行い、昇降機の安全性を確保し適正な維持管理を図る。	R4以前～ R8	3,764	建築住宅課
アスベスト調査事業			建築物の改修等の工事においては、令和3年4月からアスベスト事前調査が義務化されたため、市営住宅の改修等の工事においてもアスベストの事前調査を行う必要がある。アスベストの有無により、工事の設計額が大幅に変わってくることから、事業の効率的かつ円滑な実施を図るためにもアスベストの調査が必要となる。	R5～ R12以降	656	建築住宅課
市営住宅解体工事(単独)			山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空き家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。	R4以前～ R12以降	34,923	建築住宅課
市営住宅改修事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。	R5～ R12以降	152,766	建築住宅課
市営住宅建替整備事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。	R5～ R12以降	337,200	建築住宅課
漁民アパート入居者移転 促進			本団地は、昭和43年度と昭和45年度に建設されており、築50年を経過し、老朽化している。また、その土地が借地であることから、市営住宅としての用途を廃止し、土地を賃借人に返還するため、入居者に移転料等を支払い、入居者の円滑な移転を図る。	R4以前～ R12以降	631	建築住宅課

基本施策17 公園・緑地の整備・保全

(1)都市公園の整備と管理

公園管理運営事業(経常)			江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。	R4以前～ R12以降	151,916	都市計画課
公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。	R4以前～ R12以降	7,863	都市計画課
遊具定期点検事業			都市公園の遊具を安心して使用できる環境維持のため、遊具の腐食、損傷、緩み、破損、欠損などを評価、必要に応じた部品交換や修理を検討するため遊具の点検を行う。	R4以前～ R12以降	2,335	都市計画課
公園管理運営事業(臨時)			有帆緑地における浸透水及び地下水の水質分析を行う。	R7～ R12以降	1,568	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
管理施設改修事業			都市公園内にある管理施設について、長寿命化を図るための改修等を行う。	R4以前～ R12以降	28,185	都市計画課
スマイルエイジングパーク事業		スマエジ	健康寿命の延伸を目指すスマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園等でウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置を進め、市民の運動習慣を促すための環境整備を行う。令和7年度には、糸根公園と青年の家が立地する区域の整備事業の整備効果を算出するため、費用対効果分析を実施する。	R4以前～ R12以降	3,056	都市計画課
(2)緑化の推進と保全						
支障樹木剪定伐採事業			都市公園等にある樹木が成長し、隣接地(民家)に支障となることを防ぐため、適宜剪定や、伐採を行う。	R4以前～ R12以降	814	都市計画課
枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性もあるため、公園の安全を確保することを目的に、適宜、伐採を行う。	R4以前～ R12以降	330	都市計画課
糸根公園松くい虫防除事業			市指定の文化財である糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	R4以前～ R12以降	396	都市計画課
街路樹剪定事業			道路の通行や沿線住民の生活に支障が出ないように、街路樹(高木・低木・交通障害物)の剪定を行い、適切な維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	18,448	都市計画課
緑地帯維持事業			厚狭駅南5号線の緑地帯について、環境整備を行う。	R4以前～ R12以降	488	都市計画課
街路樹管理事業			成長が著しい樹木は、街路樹帯を隆起させて交通障害となる場合がある。剪定の時期に合わせて、樹木の成長を抑制する薬剤の注入や、破損した街路樹帯(年間約10箇所)の補修を行う。	R4以前～ R12以降	1,541	都市計画課
都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	R4以前～ R12以降	358	都市計画課
基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実						
(1)安全で安心な水の供給						
飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R4以前～ R12以降	400	環境課
浄水処理施設維持管理事業			高天原浄水場の老朽施設を更新、整備する。	R4以前～ R12以降	180,200	水道局
送水・配水設備維持管理事業			送水設備、配水設備(高天原・鴨庄浄水場、各配水池、各ポンプ場)の維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	28,850	水道局
計装設備整備事業			計装設備維持管理(各水道施設)の整備を行う。。	R4以前～ R12以降	31,745	水道局
旧簡易水道施設整備事業			旧簡易水道施設の整備を行う。。	R4以前～ R12以降	9,844	水道局
水質検査共同事業			宇部市と共同で水質検査を行う。	R4以前～ R12以降	2,832	水道局
水源涵養保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の維持・活用を図る。	R4以前～ R12以降	145	水道局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)災害に強い強靱な水道の構築						
管路耐震化事業			老朽化した水道管路の耐震化を行う。	R4以前～ R12以降	806,500	水道局
庁舎整備事業			水道局本庁舎及び各水道施設の整備を行う。	R4以前～ R12以降	8,560	水道局
危機管理マニュアル策定 事業			災害対策管理計画に基づいた危機管理マニュアルを策定する。	R4以前～ R12以降	10	水道局
局防災訓練実施事業			災害対策管理計画に基づいた局防災訓練を実施する。	R4以前～ R12以降	10	水道局
(3)水道事業運営の持続						
基本計画策定事業			水道の安定化のため基本計画を策定する。	R4以前～ R12以降	100	水道局
上下水道料金徴収事務事 業			円滑に上下水道料金を徴収する。	R4以前～ R12以降	60,356	水道局
水道事業広報推進事業			水道事業を広報するため、各種イベントを実施する。	R4以前～ R12以降	554	水道局
局内ネットワーク構築事業			情報の共有、時間を効率化するための局内ネットワークを構築する。	R4以前～ R12以降	1,029	水道局
水道情報活用システム導入 事業			水道情報活用システムの導入及び運用を行う。	R4以前～ R12以降	15,605	水道局
電子入札システム運用事 業			電子入札システムの導入及び運用を行う。	R4以前～ R12以降	250	水道局
(4)下水道の整備と管理						
下水道管渠整備事業			国土交通省から令和8年度までに汚水処理施設の整備について概成するよう求められている。これに伴い本市の汚水処理施設整備構想を見直し、全体計画区域の縮小を行うとともに令和8年度の公共下水道整備進捗率が95%を達成できるように努める。	R4以前～ R12以降	353,981	下水道課
下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。	R4以前～ R12以降	72,100	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化 事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。	R4以前～ R12以降	633,100	下水道課
レノファ山口デザインマン ホール蓋作成事業			本市はレノファ山口のホームタウンであり、おのサンサッカーパークで同チームが練習を行っている。このことを活用するため、レノファ山口のデザインマンホール蓋をおのサンサッカーパークとおのだサンパークの動線上に設置し、市役所内にも展示を行う。また、令和7年4月発行予定でマンホールカードも作成し、おのサンサッカーパークで配布を行い、下水道の普及啓発と地域の活性化を図る。	R6～ R12以降	182	下水道課
処理場通信機器設置事業		デジタル 化	小野田水処理センターでは、執行委任を受けている事業が多く、本庁職員と会議等を行う機会が多い。しかし、本庁職員が業務用PCを持ち込んで会議に参加しても、ネット回線にアクセスできない状況にある。その結果、会議で使用する資料を別途印刷して準備しなければならないなど、業務進行に支障をきたしている。これを解決し業務を円滑に行うことを達成するため。	R7～ R7	1,370	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
下水道管渠維持管理事業			公共下水道管渠施設の維持管理に関し、管渠の破損や施設付近の路面陥没などの復旧や緊急対応が必要とする管渠の詰まりを解消するための汚泥引き抜きを実施する。	R4以前～ R12以降	35,017	下水道課
不明水対策事業			耐用年数の過ぎた管渠施設が多く、近年の異常気象による降雨は、分流式の施設であっても雨水や地下水の流入がある。このため、管渠施設等が健全であるか判断するには、調査を実施しその結果により不明水の原因となる場所については対策の検討、工事を実施する。これにより、公共下水道施設の安定した運営を通じて、市民生活の環境を維持していく。	R4以前～ R12以降	22,000	下水道課
下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	R4以前～ R12以降	28,951	下水道課
上下水道使用料徴収システム機器更新事業			下水道使用料の徴収については、徴収事務の委任に関する規則及び協定書に基づき水道局に委任しているため、使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムを水道局と共同して使用している。そして、システムの機器更新等の経費については、協定書に基づき、負担割合に基づいた負担金を支出する。令和7年度においては、水道局が新料金システムを導入するため、新システムへの移行を協力して行う。	R4以前～ R12以降	3,981	下水道課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R4以前～ R12以降	33	下水道課
処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R4以前～ R12以降	342,751	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R4以前～ R12以降	24,793	下水道課
下水道管理デジタル化推進事業		デジタル 化	下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。また、地下埋設物協議のWeb受付システムの導入により、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5～ R12以降	498	下水道課
企業会計システム更新事業			平成31年度に公営企業会計化とともに企業会計システムを導入し、サーバーをデジタル推進課に設置している。令和5年度末で導入から5年が経過するためサーバーの更新時期を迎えているが、令和7年度末までサーバーの保守延長をしているため、更新に取り掛かる必要がある。	R7～ R7	1,447	下水道課
農業集落排水維持管理事業			企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	8,595	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(5)合併浄化槽の整備						
浄化槽整備推進事業			公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、令和4年度末に公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乗せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。	R4以前～ R12以降	71,633	下水道課
基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実						
(1)道路網の整備						
市道浜崎1号線他道路改良事業			当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。 延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線:市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	R4以前～ R8	8,000	土木課
市道くし山線道路改良事業			市道くし山線は、JR小野田駅の北側に東西に走り県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約870mの市道である。平成25年時点では、県道小野田山陽線の4車線化計画があったため、交差点改良に影響がない区間の整備は完了している。 この度、山口県が行っている県道小野田山陽線の4車線化事業による交差点改良に併せて、市道くし山線の未整備区間の拡幅および、歩道の設置を行うことで利用者の交通安全環境の向上を図る。	R5～ R11	45,000	土木課
市道舗装リフレッシュ事業			大型車の交通量が多い幹線市道は、舗装の傷みが激しく、轍やクラックが発生している。 劣化した舗装が起因となって発生する事故は、一般通行の支障となり、人命に関わる重大事故に繋がる危険性があるため市道舗装に係る老朽化対策として切削オーバーレイ等による舗装のリフレッシュを石油貯蔵施設立地対策交付金及び、公共施設等適正管理推進事業債を活用し実施する。	R5～ R11	15,000	土木課
橋梁長寿命化点検事業			橋梁の点検は、道路法施行規則に基づき実施し、その健全性を診断する必要がある。 平成25年に策定した「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき定期点検を実施しており、平成30年度で1巡目の点検を完了し、現在2巡目の点検を実施している。 また、令和3年度に道路メンテナンス補助制度要綱が改正されたため、令和4年度に補助要件を満たした長寿命化修繕計画の見直しを行い令和6年度より3巡目の定期点検を実施している。	R4以前～ R12以降	15,000	土木課
橋梁補修事業			山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画により、重要インフラである市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。このことにより、橋梁のインニシャルコストやランニングコストの軽減を図る。	R4以前～ R12以降	97,000	土木課
市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行う。	R4以前～ R12以降	13,579	土木課
道路台帳整備事業(臨時)			道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。また、GIS基本図の更新に伴う道路背景図のデータ更新作業を令和7年度に実施する。	R4以前～ R12以降	8,600	土木課
道路環境整備事業			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を実施する。	R4以前～ R12以降	16,762	土木課
市道街路灯更新事業			市道に設置された道路街路灯のLED化を年次的に更新し、維持管理費の削減を図る。	R6～ R12以降	10,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
道路橋りょう維持補修事業 (工事費)			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	R4以前～ R12以降	6,767	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (工事費・臨時)			道路の維持管理に必要な側溝等の道路構造物の新設や改良を実施する。経常的経費だけでは山積する住民の要望に応えられないため、臨時的経費において対応する。	R4以前～ R12以降	2,000	土木課
市道共和台1号線道路整備事業			市道共和台1号線は、大型団地内の幹線道路であり過去から一部の区間で道路施設に沈下やひび割れなどの変状が発生している。そのため舗装補修や側溝改修など通常の維持管理については適宜実施してきたが、現在も道路が沈下するなど変状が治まらない傾向にある。また、今後その変状が拡大し市民生活支障を来す恐れがあることから本格対策に着手する。	R7～ R8	9,300	土木課
小規模土木事業(臨時)			生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	R4以前～ R12以降	22,000	土木課
都市計画道路整備県事業負担金			山口県が行っている都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を支払う。	R4以前～ R8	26,000	都市計画課

(2)持続可能な地域公共交通網の形成

JRローカル線利用促進事業			JR美祢線、JR小野田線の利用促進を図るため、沿線市、県、JR西日本、その他関係団体と協働して利用促進協議会を設置し、利用助成事業や普及啓発、近隣他路線との連携事業等により、JRローカル線の利用促進を図る。 【令和7年度】 《JR美祢線》 利用促進協議会において、JR美祢線代行バスを活用した快速便の運行を行うとともに、JR美祢線の復旧に向けた議論を進めていく。 《JR小野田線》 利用促進協議会において、利用者に対する定期券購入やイベント支援等の補助を行うとともに、広く広報活動を行い、公共交通利用者の拡大を図る。	R4以前～ R12以降	1,600	商工労働課
駅舎バリアフリー化整備事業			JR厚狭駅のバリアフリー化整備事業に伴い在来線柵外に整備した多機能トイレについて、清掃等の維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	2,541	商工労働課
地方バス路線維持対策事業			バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	R4以前～ R12以降	137,038	商工労働課
地域公共交通計画推進事業			地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通計画」に基づく本市の持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。具体的には、JRローカル線の利用促進、バス路線の再編、デマンド型交通(厚狭北部・高泊)の運営・運行方法などについて協議を行う。	R4以前～ R12以降	384	商工労働課
地方バス路線維持対策事業(臨時)			現在運行しているコミュニティバス路線(ねたろう号、いとね号、高泊高畑線、厚狭北部便)の維持、利用促進を図るため、車両等の更新を行う。コミュニティ路線の計画主体は市であるため、実施にあたっては、事業主体である船木鉄道に補助金を交付(毎年のバス路線維持費補助金に包含)して行う。 また、令和7年度に市内を運行するバス事業者が、利便性向上を図るため、現在のバス車両にキャッシュレス機器を新たに導入予定であることから、その取組に対し、本市も支援を行う。	R4以前～ R12以降	11,509	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通運営事業			厚狭北部地域の38自治会の住民を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行し、地域の生活交通手段の確保に努めている。事業の実施にあたっては、定期的に利用者の意見を聴取するなどし、利用促進に努めている。	R4以前～ R12以降	8,200	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
JR小野田線活性化事業			JR小野田線の活性化を図ることを目的に、本市及び県、宇部市、西日本旅客鉄道株式会社、山口大学、山口東京理科大学で「JR小野田線活性化委員会」を組織し、小野田線の利用促進を図るための実証事業や調査等の検討を行う。 令和7年度は市内の高校生を対象にした鉄道とバスの共通乗車実証事業や小野田線の最終便増便実証事業に取り組む。	R4以前～ R12以降	900	商工労働課
高泊地区デマンド型交通 運営事業		デジタル 化	令和4年度に策定した地域公共交通計画に基づき、R4.10月のバスのダイヤ改正に合わせ、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」を廃止するとともに、同エリアを対象に、タクシー会社によるデマンド型交通を導入し、地域の生活交通手段の確保に努めている。事業の実施にあたっては、定期的に利用者の意見を聴取するなどし、利用促進を図っていく。 ※デマンドタクシーは、R4.10月からR5.9月まで実証運行を実施し、その後本格運行(R5.10～)に移行した。 ※R6当初予算編成時にR7債務負担行為を設定(R7～R9)。	R4以前～ R12以降	6,288	商工労働課
バス・タクシー運転士確保 対策事業			県央連携都市圏域の7市町で、バス・タクシーの車両や現役運転士と接する機会を設け、公共交通事業への理解を促進し、就業へ結びつけることを目的として、「バス・タクシー運転士体験会＆就業説明フェア」を開催する。	R5～ R12以降	117	商工労働課
(3)駐車場・駐輪場の整備						
厚狭駅南口駐車場管理運 営事業			平成11年に新幹線厚狭駅の開業に伴い開設した厚狭駅南口駐車場について、適切な維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	7,240	都市計画課
厚狭駅南口駐車場施設改 修事業			令和6年3月に改定した厚狭駅南口駐車場事業経営戦略の施設整備計画に基づき、施設を計画的に整備する。このことにより、利用者の利便性を向上させ、駐車場の利用促進を図る。令和7年度には未舗装部分の整備を実施する。	R4以前～ R12以降	50,000	都市計画課
駅前広場管理運営事業			JR小野田駅とJR厚狭駅の駅前広場について、草刈り、花壇の管理、施設の補修などを行い、適切な維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	2,203	都市計画課
(4)広域交通網の整備						
県道改良事業負担金			市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある。	R4以前～ R12以降	7,500	土木課
(5)港湾施設の整備						
小野田港港湾整備事業償 還金等			小野田港埠頭用地造成事業に係る県債償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施する予定である。 港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。	R4以前～ R12以降	16,378	土木課
港湾整備事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、県と連携して港湾施設の整備を促進する。 小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修をするるとともに泊地・航路の浚渫を実施する。	R4以前～ R12以降	8,500	土木課
港湾脱炭素化推進計画策 定事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、山口県と連携して整備を進めている港湾施設である。将来的な脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素等の受入環境の整備を図るカーボンニュートラルポートへの対応を見据え、県と協調して宇部港・小野田港で一体的に「港湾脱炭素化推進計画」の策定に取り組んでいく必要がある。	R6～ R7	720	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策20 適正な土地利用の推進						
(1)適正な土地利用の推進						
用地対策事業			土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。	R4以前～ R12以降	83	土木課
土地利用規制等対策事業			適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づいた事務処理を行う。	R4以前～ R12以降	84	都市計画課
都市計画審議会運営事業			都市計画の決定および変更等の審議案件について、都市計画法の規定に基づき、都市計画審議会を開催する。	R4以前～ R12以降	112	都市計画課
ドローン活用事業			ドローンを使用し、都市公園、文化財などの観光素材や祭りなどのイベント状況、公共施設(庁舎、学校、文化会館、オートレース場等)などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市をPRする。また、防災への活用として災害状況の撮影を行う。	R4以前～ R12以降	163	都市計画課
地理情報システム管理事業			地理情報システム(統合型GIS)及び情報公開システム(公開型GIS)について、システム保守を行う。	R4以前～ R12以降	7,082	都市計画課
建築指導事業			限定特定行政庁として取り扱う建築物について、工事着手前に、その計画が建築基準法令及び関係規定に適合しているか審査事務を行う。また、当該工事中及び完了した建築物等について現場の検査業務を行う。	R4以前～ R12以降	792	都市計画課
開発指導事業			都市計画法の規定に基づく開発行為許可申請および市条例の規定に基づく土地開発届出に対して、開発基準に適合しているか審査事務を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	都市計画課
厚狭駅南部地区土地区画 整理事業利子補給事業			厚狭駅南部地区土地区画整理事業を円滑に進めるため、山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により費用を負担しており、市は毎年発生する借入利息の補給を行う。	R4以前～ R12以降	3,069	都市計画課
(2)市街地の整備						
山陽小野田市厚狭駅南部 地区定住奨励金事業			「厚狭駅南部地区まちづくり基本計画」に基づき、厚狭駅南部地区のモデル地区において定住を促進し地域の活性化を推進するため、モデル地区内に定住する意思をもって住宅を取得し居住した者に対し奨励金を交付する。	R4以前～ R8	600	都市計画課
(3)住居表示区域の拡大						
住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正(土地の分割合併、建物の増減)や街区表示板の取り付け状況についての調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	575	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策21 多様な働く場の確保						
(1)就業対策の充実						
雇用創出推進事業			有効求人倍率の上昇による人手不足や求人確保に対する企業側の意識の変化などに対応するため、公共職業安定所、商工会議所と情報共有を行う。また、企業訪問等の際に雇用に関する情報交換等を行い、必要に応じて就職フェアや面接会等を紹介することで地域経済の活性化と若者の地元就職・地元定着を図る。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	商工労働課
高年齢者就業機会確保事業			高年齢者が増加する中、働く意欲を持つ高年齢者の就業推進は、生活の安定、生きがいの向上、健康増進のために重要なものであるため、その活動を支援しているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、高齢者の更なる活躍の場の創出を支援する。	R4以前～ R12以降	5,339	商工労働課
地域職業相談室管理事業			公共職業安定所の再編に係る代替措置として国(ハローワーク宇部)と市が共同して平成21年4月6日から設置している地域職業相談室の管理を行う。令和6年度よりAスクエアへ移転し、求人情報提供、職業相談、職業紹介等の就職支援を行っている。	R4以前～ R12以降	5,584	商工労働課
就業対策促進事業			市、ハローワーク及び商工会議所が連携して、本市独自の「就職フェア」及び「就職面接会」を開催する。地元にて特化した就職説明会とすることで、地元企業の雇用確保を支援し、また、若者の地元定着を目指す。	R4以前～ R12以降	60	商工労働課
雇用開発支援事業(サポート事業)			平成27年度から国の施策として、シルバー人材センターが人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進する人材派遣事業を実施している。高齢者の新たな働く場の創出のため実施される当該事業に補助金を交付し、高齢者の活躍の場の拡大を目指している。	R4以前～ R12以降	3,300	商工労働課
(2)職業能力の開発向上						
雇用能力開発支援センター施設維持管理事業			平成20年3月末をもって雇用・能力開発機構小野田駐在が事業を終了し、その後、市へと移管された施設。 地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。 【6月補正】 高圧ケーブルのリコール対象となる2016年及び2017年製のケーブルについて予防保全未然交換を実施しようとするもの。 補正額:修繕費 429千円(メーカーより同額負担金の交付あり)	R4以前～ R12以降	9,406	商工労働課
(3)勤労者福祉の推進						
労働会館管理運営事業			勤労者及び市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。 指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。 昭和56年3月建設	R4以前～ R12以降	7,943	商工労働課
勤労福祉推進事業			中小企業の勤労者に対する共済制度や金融制度の普及・拡大を促進するとともに、勤労者団体の支援等を行い、勤労者の福祉の推進を図る。	R4以前～ R12以降	4,497	商工労働課
労働会館整備事業			労働会館は、健全な勤労文化の高揚を図り、広く市民の福祉増進に資する施設として昭和56年に設置された。 令和2年9月に策定された市公共施設個別施設計画に基づき、施設を整備する。 令和7年度は、老朽化した会議室のイスと卓球台の更新を行う。	R6～ R12以降	667	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策22 企業立地の推進						
(1)企業誘致の推進						
企業誘致推進事業	3-(4)		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会(協議会での主な取組としては、PR物品の作成や展示会の出展、企業情報の提供。)との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R4以前～ R12以降	10,943	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業	3-(4)		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R4以前～ R12以降	207,394	商工労働課
(2)産学官連携の推進						
産学官連携推進事業	3-(4)	理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部を設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。また、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	商工労働課
(3)立地基盤の整備						
企業団地維持管理事業			企業団地内の行政財産(公園、道路、水路等)を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。 新山野井団地のかんがい施設については、平成6年に新山野井団地を造成する際に、旧山陽町は七日町自治会と新山野井団地内調整池を農業用水として利用するための協定を締結した。このため、調整池にポンプを設置し毎年5月～10月にポンプを動かして農業用水を供給している。しかしながら、施設も老朽化が進んでおり、ポンプが作動しないなどの不具合等も発生している。このため、施設の維持管理のため、必要な修繕等を行っていく。また、調整池の土砂も堆積しているため、管理道の草刈りを年次的に行い、土砂の撤去も行っていく。	R4以前～ R12以降	3,119	商工労働課
小野田・楠企業団地インフラ等整備事業			企業が工業団地等に進出する際には、産業基盤整備のニーズが強い。そのニーズに応えるための立地基盤の促進に努めるものである。 ◆水道加圧装置の設置(団地内での上水使用量が少量であるため、既存配水施設が利用できず、水圧が低い状況である。そのため、水圧を確保するため、水道加圧装置設置を行う。) ◆水道加圧装置の点検及び修繕(古いもので設置から10年経過しているため、定期的な点検及び修繕を行う。) ◆防火水槽の設置(団地内水道管の圧力が低いため、既存消火栓の出力に影響し、消防水利が確保できていないため、防火水槽を設置)	R4以前～ R7	13,368	商工労働課
企業団地整備事業			【東沖ファクトリーパーク内の水路】 ・令和6年10月にサッカー交流公園横の水路の側壁が倒壊し、サッカー交流公園敷地の土砂崩れが発生する恐れがあり、適正な処置を行う必要がある。	R5～ R7	1,000	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策23 商工業の振興						
(1) 商業振興支援の充実						
商店街等活性化事業			商店街等の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備やイベント開催に対して補助金の交付を行う。	R4以前～ R12以降	3,590	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業	3-(4)		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業家等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 令和6年度より、指定地区の一部(旧セメント町商店街周辺)について、補助金の上限額の引き上げを行い、中心市街地の活性化を図る。	R4以前～ R12以降	2,000	商工労働課
商店街等活性化事業(臨時)			商店街等の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備やイベント開催に対して補助金の交付を行う。	R6～ R12以降	1,000	商工労働課
商工会議所運営事業(小野田商工会議所・山陽商工会議所)			市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。	R4以前～ R12以降	7,623	商工労働課
創業支援事業	3-(4)		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 創業後の伴走支援として、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、補助金を交付する。創業後、1年経過したことを交付要件とし、1年度につき10万円、3年間交付する。	R4以前～ R12以降	6,248	商工労働課
商工会議所運営事業(臨時)			LABVプロジェクトにより整備された「アスクエア」を市民等の交流の拠点とし、にぎわいの創出を図るため、施設の一部に市民等が誰でも利用できるネットブースやフリーカウンター等を設置する。	R6～ R12以降	2,484	商工労働課
(2) 中小企業支援の充実						
中小企業相談所補助事業			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	R4以前～ R12以降	2,646	商工労働課
商工業振興事業			経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	R4以前～ R12以降	79	商工労働課
中小企業振興資金等融資事業			中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。 融資制度の実施に関して、金融機関への預託金が必要である。	R4以前～ R12以降	186,000	商工労働課
基本施策24 農林水産業の推進						
(1) 経営体の育成・確保及び経営基盤の強化						
経営所得安定対策事業			経営所得安定対策事業の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等の事務に対する補助金である。	R4以前～ R12以降	1,100	農林水産課
農業改良普及等事業			宇部地区農業改良普及協議会への負担金で、この協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行っている。	R4以前～ R12以降	264	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
やまぐち農林振興公社支援事業			やまぐち農林振興公社に対する賛助会費である。当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中管理機構として農地の集積等の業務も行う。	R4以前～ R12以降	131	農林水産課
農業管理センター運営支援事業			農業管理センター運営に要する人件費への補助金で、農業管理センターは、山陽地区に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	R4以前～ R12以降	496	農林水産課
農地中間管理機構事業			農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね70%とすることとしているため、集積目標は70%(担い手人数R10年度 70人)とする。	R4以前～ R12以降	450	農林水産課
担い手支援事業			担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り)	R4以前～ R12以降	4,000	農林水産課
農業次世代人材投資事業			次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。 なお、令和4年度に新規就農者育成総合対策(経営開始資金)が創設され、令和4年度から認定新規就農者として認定された者から適用される。	R4以前～ R8	1,200	農林水産課
新規就農・就業者定着支援事業			新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、R3までは国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行う。R4以降は、4年間は国の雇用就農資金に単県事業を上乗せし、5年目分を延長して単県事業で支援する。	R4以前～ R12以降	2,350	農林水産課
新規就農者支援事業	3-(4)		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R4以前～ R12以降	5,088	農林水産課
経営発展支援事業			新たに農業を始める新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な初期費用(機械・施設等の導入)に対して、国の補助事業を活用し支援を行う。	R7～ R12以降	12,438	農林水産課
家畜診療体制運営支援事業			主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。	R4以前～ R12以降	1,508	農林水産課
中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業		スマエジ	協議会を通して、家畜法定伝染病及び伝染性疾病的の発生予防とまん延防止を推進するとともに、家畜の改良増殖、受胎率の向上を図る。また、環境保全対策や担い手支援対策、耕作放棄地の保全対策として山口型放牧を推進する。	R4以前～ R12以降	43	農林水産課
酪農振興補助事業			乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	R4以前～ R12以降	112	農林水産課
採草地整備事業			市有地で経営が行われている牧場の採草地において、地すべりが発生し、経営に支障が出ていることから修繕を行う。	R7～ R7	300	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市有林整備事業			多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠疎密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施する。間伐回数は2～5回である。 【補助率 標準補助単価*4/10*査定係数】	R4以前～ R12以降	3,000	農林水産課
森林経営管理事業			森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。 また、森林環境整備基金からの繰入金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	R4以前～ R12以降	13,500	農林水産課
森林環境譲与税事業			パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための国からの譲与税を森林整備や森林整備の促進に関する財源を基金により積み立てする。	R4以前～ R12以降	13,500	農林水産課
里山等整備支援事業			野生鳥獣の隠れ家や土砂災害等の原因にもなり得る集落周辺の繁茂竹林を継続して伐採することにより、生活環境の保全や災害の防止を図る。	R4以前～ R12以降	2,000	農林水産課
山口県林業協会支援事業			森林整備事業の推進のため、山口県林業協会へ会員登録する。	R4以前～ R12以降	36	農林水産課
山口流域林業活性化センター支援事業			山口・美祿農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進し、センターに負担金を支払う。	R4以前～ R12以降	58	農林水産課
林業研究グループ支援事業			林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施する。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	R4以前～ R12以降	72	農林水産課
繁殖保護事業			水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	R4以前～ R12以降	280	農林水産課
種苗放流等支援事業			宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施するクルマエビ・ガザミの種苗を放流する中間育成事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	R4以前～ R12以降	1,650	農林水産課
内水面繁殖保護事業			鮎・ウナギ・モクズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	R4以前～ R12以降	220	農林水産課
農業委員会事務			農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	R4以前～ R12以降	13,010	農業委員会 事務局
農地利用最適化推進事業			農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組むための農地利用最適化推進委員と農業委員の活動。	R4以前～ R12以降	5,564	農業委員会 事務局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
漁業近代化資金利子補給事業			漁業者等へ漁業近代化資金を融資した当該金融機関に対して、市が利子補給を行うことで、漁業近代化資金の円滑な利用を促す。	R4以前～ R12以降	15	農林水産課
(2)生産基盤の整備						
県営農業競争力強化基盤整備事業(王喜東地区)			農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市植生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜東地区として区画整理を実施する。	R4以前～ R8	4,667	農林水産課
県営経営体育成基盤整備事業(郡・川東地区)			郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。(整備予定面積:約26ha)	R4以前～ R12以降	4,464	農林水産課
土地改良区等推進補助事業			土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象になる。	R4以前～ R12以降	25,941	農林水産課
小規模土地改良助成事業			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。	R4以前～ R12以降	8,500	農林水産課
単市土地改良整備事業			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R4以前～ R12以降	5,780	農林水産課
土地改良事業団体連合会支援事業			県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となっており、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	R4以前～ R12以降	744	農林水産課
石井手頭首工改修事業 (県営防災減災事業・河川応急)			石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造されて以後40年が経過しており、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定されるため、改修工事を実施する。	R4以前～ R12以降	720	農林水産課
危険ため池改修事業	1-(2)		市内には、危険ため池に指定されたため池が5箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、改修を行う。	R4以前～ R12以降	3,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業	1-(2)		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R4以前～ R12以降	31,800	農林水産課
農業用ため池管理事業			農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、ため池の維持管理が義務化された。防災重点ため池等のうち、管理者不明箇所及び市所有箇所について、維持管理が必要になる。ため池の草刈り等を行うことにより、早期に危険な状態が確認できるため、年次的に維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	300	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
単市土地改良整備事業 (追加)			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R4以前～ R12以降	400	農林水産課
積算システム保守事業			土地改良事業、災害復旧事業の工事発注に、積算をするシステムの保守管理業務を行う。	R4以前～ R12以降	415	農林水産課
公用車更新事業			リース契約を行い管理している公用車2台が故障等の不具合により更新が必要なため、車両の更新リースを行う。	R4以前～ R12以降	1,130	農林水産課
地方卸売市場管理事業			令和4年度より民間会社に市場施設を賃し付け、民間会社による市場運営を行っていることにより、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。	R4以前～ R12以降	677	農林水産課
市有林・林道管理事業			林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	R4以前～ R12以降	1,374	農林水産課
森林災害対策事業			市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	R4以前～ R12以降	523	農林水産課
有害鳥獣防護柵等設置事業			山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業である。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	R4以前～ R12以降	1,000	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業			増え続ける有害鳥獣による農作物被害防止を目的に捕獲奨励のため、令和元年度からイノシシの捕獲奨励金単価の引き上げを行った。さらには、近年増加しているヌートリアの捕獲に対しても奨励金の対象とし、被害防止に努めている。また、被害防止計画の捕獲計画数を達成できるよう見直しを行いながら捕獲を奨励していく。	R4以前～ R12以降	2,312	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託しているが、近年、イノシシによる被害が多発しており、市街地で有害鳥獣の出没情報が多発している。それに伴い、捕獲事業での現地確認やわな設置、見回りの回数も増加するため、出勤回数等に見合った委託料とし、有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図る。	R4以前～ R12以降	1,117	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援事業			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費について補助しているが、被害防止計画に基づいてICTわなを購入(国交付金事業)することに伴い通信料を支払う必要がある。また、有害鳥獣捕獲時に装着する腕章の更新、追払備品の充実が必要であるため、協議会補助金を増額し、鳥獣被害対策を推進していく。	R4以前～ R12以降	181	農林水産課
殖生漁港整備事業			漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。	R4以前～ R12以降	67,613	農林水産課
漁港施設管理事業			市内の漁港について、維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	600	農林水産課
機構集積支援事業(農地利用状況調査等)			農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。	R4以前～ R12以降	456	農業委員会 事務局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)需要に応える生産力の強化						
地産地消推進補助事業			旬菜惑星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織であり、JA、県、市場、企業とともに推進する。	R4以前～ R12以降	300	農林水産課
農林水産まつり補助事業			農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベントであり、安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進する。	R4以前～ R12以降	150	農林水産課
食品加工指導推進補助事業			平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。現在、会員は20名。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	R4以前～ R12以降	18	農林水産課
野菜価格安定化事業			指定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	R4以前～ R12以降	50	農林水産課
魚食普及推進協議会支援事業			地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。	R4以前～ R12以降	23	農林水産課
(4)地域ブランドの推進						
圏域内道の駅等連携農林水産物販路拡大プロジェクト			圏域内にある道の駅等の施設に連携市町の特産品コーナーを設置するとともに各施設で行うイベントの情報提供や広報誌等の配布により、圏内農林水産物の積極的なPR活動を展開し、圏域内での新たな販路の確保・拡大に取り組む。	R4以前～ R12以降	50	農林水産課
基本施策25 観光・交流の振興						
(1)観光・交流資源の整備・充実						
観光資源整備事業			標高324mの松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地(正法寺所有)を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。	R4以前～ R12以降	411	シティセールス課
きらら交流館再整備事業	3-1		宿泊研修施設きらら交流館の再整備にあたり、令和2・3年度に実施した基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務の結果、「公設+指定管理方式」が最適であるとの結論になった。また、同計画において、リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募することとし、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。同年12月には、基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、設計事業者として株式会社NSP設計と契約を行い、令和6年度末で設計業務を完了させた。令和7年度から改修工事に入り、令和9年度中の完成を目指す。	R4以前～ R12以降	628,300	シティセールス課
きらら交流館運営事業	3-1	スマエジ	休館中のきらら交流館の維持管理を行う。社会教育課所管施設であった当該施設を令和7年度から「海辺の駅 そらうみ」としてリニューアルオープンに向けて改修工事に入るため、令和7年4月にシティセールス課へ所管替えを行い、所管替え以降はシティセールス課が維持管理を行う。	R7～ R12以降	62	シティセールス課
産業観光振興事業			宇部市・美祿市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。	R4以前～ R12以降	600	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口県央連携都市圏域事業			山口県央連携都市圏域において、第2期ビジョンとして、圏域住民が誇りを持てる地域づくりと、おもてなしあふれる観光地づくりを一体的に行う「観光地域づくり」を推進する。また、7市町に居住する子供が利用する施設の料金を減免することによる圏域周遊促進事業を実施し、圏域内の周遊促進を図る。	R4以前～ R8	1,780	シティセールス課
山陽小野田名産品活用促進事業			山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西山口県同郷会での広報宣伝活動を行い、名産品の認知度向上及び販路拡大を図る。また、新たな名産品の発掘や認定に取り組むことで、名産品の認知度向上及び販路拡大を目指す。	R4以前～ R12以降	151	シティセールス課
きららビーチ焼野管理事業			きららビーチ焼野の維持管理については、山口県より市に管理委託されている。現在は、市から指定管理者に管理委託している。この施設が安全かつ適正に管理されることで、安心かつ快適に利用できる。	R4以前～ R12以降	200	土木課
きららビーチ焼野管理事業 (臨時)			焼野海岸排水処理場は、焼野海岸(きららビーチ焼野)の水質保全のために周辺自治会の排水を集めて処理する施設である。処理場の適正な管理のため、環境調査センターに水質調査(検査)を依頼しているが、来年度からの環境調査センター廃止検討に伴い、民間委託して水質調査(検査)することで、適正な水質保全管理を実施する。	R7～ R12以降	180	土木課
(2)情報発信・誘客体制の強化・充実						
国際観光推進事業			山口県国際観光推進協議会(構成/国、県、市町、県観光連盟等62団体・企業)と連携することにより、国外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。	R4以前～ R12以降	200	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業			山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。また、令和6年1月の米紙ニューヨークタイムズの記事掲載を契機に、本県への注目が一躍高まっている絶好の機会を活かし、戦略的なプロモーションや受入環境の整備を一層強化し、新たなインバンド需要の獲得につなげていく。国内観光客に向けては、観光キャッチフレーズ「おいでませふくの国、山口」のもと、「幸福(ふく)に満たされる旅」のイメージの確立を図り、本県への誘客拡大につなげていく。	R4以前～ R12以降	850	シティセールス課
観光プロモーション事業	3-(1)		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。令和7年度の取組は、観光パンフレット「スマイルスポット」を20,000部増刷し、公共施設、市内外観光事業所、公共交通機関のほか、各種イベント等で配布し、認知度向上及び市内の周遊促進を図る。	R4以前～ R12以降	1,430	シティセールス課
観光物産宣伝事業			山口県物産協会(構成/市町、商工会議所、民間企業等287会員)と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。山口県内で生産される物産の紹介、宣伝、斡旋等により本県物産の需要拡大を図るとともに品質の向上と新製品の開発を推進し、県産業の振興に寄与することを目的として各種事業を展開していく。	R4以前～ R12以降	12	シティセールス課
第二次山陽小野田観光振興プラン策定事業			観光分野に関する個別計画「山陽小野田市観光振興プラン」を令和8年度に策定される上位計画である第二次総合計画の後期計画との整合を図り、新たに「第二次山陽小野田市観光振興プラン」として策定する。R7年度については、策定に必要な調査を実施する。	R4以前～ R8	400	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
観光宣伝タイアップ事業 (大阪・関西万博)			令和7年度に開催される大阪・関西万博に出展し、参加者が実際に「やまぐち」の魅力を体感できるコンテンツを提供することで、来場者に未体験の「やまぐち」を感じてもらい、今後の山口県への来訪を促す。	～	1,393	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業 (デスティネーション)			自治体が全国の JR グループ6社と連携し、重点的かつ集中的に、観光宣伝や旅行商品の造成・販売の促進を行う、国内最大級の大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」の令和8年度秋の開催地として「山口県」が選出されたことから、当該キャンペーンを通じた、観光客の誘客促進及び地産品の認知度向上を図る。また、デスティネーションキャンペーンを契機とした3か年にわたる観光素材のブラッシュアップ、宣伝、誘客の取組による持続的な観光誘客に向けた基盤整備を実施する。	R7～ R9	951	シティセールス課
観光協会運営支援事業			観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会の運営を経費的・人的に支援することを通じ、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。当観光協会公式ホームページの充実を図るとともに、Instagram等のSNSを活用した効果的な情報発信に努め、市内への誘客促進を図っていく。また、ラジオや情報紙等での会員PRを行い、会員意義を見出していき、今後の組織強化に繋げていく。	R4以前～ R12以降	2,332	シティセールス課
観光誘客宣伝事業			山陽小野田観光協会の情報発信経費について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS(フェイスブック、Instagram等)を活用した観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することで本市の観光資源の認知度向上及び観光誘客を図る。	R4以前～ R12以降	300	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業		スマエジ	山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのボスピタリティ向上を図る。	R4以前～ R12以降	50	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策26 学校教育の推進						
(1) 心に寄り添う学校づくりの推進						
いじめ防止対策推進事業			平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けて、教育委員会において「いじめ防止基本方針」が策定された。その基本方針では、いじめ対策を推進していく機関として、学校に「いじめ対策委員会」、教育委員会に「いじめ問題対策協議会」・「いじめ対策本部」、市長部局に再調査を行う機関として「いじめ調査検証委員会」を設置することとなり、この基本方針に基づき、重大事案が発生した際に迅速に対応するため、「いじめ調査検証委員会」を附属機関として設置した。	R4以前～ R12以降	100	総務課
スクールソーシャルワーカー等緊急派遣事業			小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有する人材を活用し、小・中学生自身や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整える。	R4以前～ R12以降	1,360	学校教育課
いじめ防止対策推進事業			いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組を進める。	R4以前～ R12以降	152	学校教育課
いじめ・不登校に対する支援事業		スマエジ	臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R4以前～ R12以降	23,489	学校教育課
心の支援室リース車更新事業			心の支援室の職員が使用しているリース車2台のリース契約の更新を行う。	R4以前～ R12以降	419	学校教育課
少年安全サポーター配置事業			現在、心の支援員や青少年相談員を配置し、いじめ・不登校を巡る小・中学生の支援業務に対応している。今後も、より困難な事例に適切に対応していくため、少年安全サポーターを配置し、学校内外の更なる安心・安全な環境を整える。	R4以前～ R12以降	4,274	学校教育課
(2) 教育環境の向上						
総合教育会議			市長と教育委員会が一致して教育行政にあたることができるよう、総合教育会議を開催する。教育大綱の策定のほか、教育の環境整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うことにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化し、共有する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
私立幼稚園振興事業			私立幼稚園が幼児教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成する。	R4以前～ R12以降	648	教育総務課
埴生幼稚園施設管理事業			比較的広域でありながら私立幼稚園がない埴生地区において幼児が身近に幼児教育を受けられるよう、また、公立ならではのサービスを希望する他の地区に在住する幼児も等しく同じ教育を受けられるよう、埴生幼稚園施設の適切な運営と維持・修繕を行う。	R4以前～ R12以降	2,625	教育総務課
通学援助事業			厚狭小学校は昭和50年3月に川上・森広分校が閉校され当時1年生から4年生までの児童が在籍し、埴生小学校では、昭和51年3月に福田分校が閉校され1年生と2年生の児童が在籍していた。閉校時に分校に関する協定書を締結し厚狭小学校は小学校4年生までの児童、埴生小学校は2年生までの児童を送迎することとし、バスの無料パスカードを発行している。このたび、両校の対象地区の全学年に対象を拡大し、通学路の安全の確保を図るとともに、通学費の保護者負担を軽減する。	R4以前～ R12以降	400	教育総務課
学校施設管理事業			小・中学生が安全で良好な環境の中で学び、成長できるようにするため、小・中学校の施設の適切に管理する。	R4以前～ R12以降	239,009	教育総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校施設小規模改修事業			学校施設に不具合が生じた時、元通りに修繕するより、造り直した方が利便性の向上や維持費の低減を実現できる場合、修繕せずに改修する。	R4以前～ R12以降	10,890	教育総務課
小学校遊具補修・更新事業			各小学校に共通して設置する必要がある遊具のうち、経年劣化により腐食している遊具を補修・更新し、子どもたちの安全を確保する。また、小学校による日常点検に加え専門業者により年1回定期点検を実施し、腐食等の異常を事前に察知し事故防止を図る。	R4以前～ R12以降	583	教育総務課
学校和式トイレ洋式化事業			家庭では洋式トイレが一般化しており、和式トイレの使用に不慣れな小・中学生や和式トイレの使用が困難な避難住民等の負担軽減を図るため、トイレの洋式化を進める。	R4以前～ R12以降	8,880	教育総務課
普通教室等空調設備設置事業			授業中の暑さを解消させるため、令和元年度に小・中学校の全普通教室にエアコンを設置したが、今後、児童生徒数の増加等による普通教室や特別支援教室の増加の際には追加でエアコンを設置していかなければならない。また、現在は、以前から設置されている保健室等のエアコンが更新時期を迎えているため計画的に更新を行う。 令和7年度は高千帆中学校の普通教室増加に伴うエアコン新設並びに保健室のエアコン更新を行う。	R4以前～ R12以降	1,858	教育総務課
屋内運動場照明器具LED化改修事業			小・中学校屋内運動場の照明器具は水銀灯が使用されているが、水銀灯は2020年に製造中止され在庫のみで対応しているため計画的にLEDに更新する。 令和7年度は小野田小学校、本山小学校及び埴生中学校の屋内運動場照明器具を更新する。	R5～ R8	8,881	教育総務課
学校施設改修事業(臨時)			不具合が発生した学校施設について、計画的に改修を行う。また、学校の要望等により施設の解体や新設等を行う必要がある場合も計画的に工事を行う。	R5～ R12以降	3,419	教育総務課
学校施設長寿命化改修事業	2-(2)		「山陽小野田市学校施設整備計画」に基づき中長期的な維持管理に係るコストの縮減及び平準化を図るとともに学校施設に求められる機能・性能を確保するために校舎等学校施設の改修を行う。令和7年度は赤崎小学校管理特別教室棟外壁改修工事及び厚狭小学校耐力調査を行う。	R7～ R12以降	51,735	教育総務課
学校施設跡地維持管理事業			学校統廃合による旧厚陽中学校跡地、旧埴生小学校跡地及び旧津布田小学校跡地の維持管理については地元からの要望も強く、周辺に迷惑をかけることのないよう適切に管理を行う必要がある。学校跡地は広大なため、草刈り等について業者委託を活用することにより、適切に維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	388	教育総務課
学校プール水質分析業務			小・中学校のプールについては、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき文部科学大臣が定める学校環境衛生基準に照らし、水質の分析を行う必要がある。これまで、水質分析業務は、市が設置する環境調査センターにおいて実施してきたが、同センターの廃止に伴い、民間事業者にこれを委託することで、児童生徒及び職員の健康の保護を図る。	R7～ R12以降	1,764	教育総務課
法面等維持管理事業			小中学校敷地の草刈り等については学校教職員や保護者が行っているところだが、児童生徒数の減少に伴い教職員や保護者の数自体も減少している中、傾斜の急な法面の草刈りについて業者委託を行ったり、防草シートを施工することによって教職員や保護者の負担を軽減するだけでなく、ケガや事故を未然に防ぐ。	R7～ R12以降	500	教育総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校配膳室保冷庫更新事業			市内の小中学校の配膳室に設置している牛乳保冷庫及び冷凍冷蔵庫の中には、購入後、長年経過しているものも多く、故障した場合、メーカーが部品を製造中止しているものがあり修繕が出来ないものがある。各小中学校の配膳室の牛乳保冷庫及び冷凍冷蔵庫は、納入業者から直接学校に納入される牛乳やデザート等の冷凍冷蔵保存に必要不可欠であり、学校給食を安全で安定的に提供するため、計画的に更新していく必要がある。 令和7年度は厚狭小学校冷蔵庫、高千帆中学校冷凍冷蔵庫を更新する。	R4以前～ R12以降	1,600	教育総務課
埴生小学校スクールバス運行事業			令和3年度末で津布田小学校は閉校し、旧津布田小学校区該当児童はスクールバスを利用して埴生小学校に通学している。スクールバスの運行における必要経費について計上する。	R4以前～ R12以降	6,054	教育総務課
私立高等学校振興事業			私立学校が公教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、学校法人が設置する私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成する。	R4以前～ R12以降	1,800	教育総務課
学校給食実施事業		スマエジ	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R4以前～ R12以降	138,066	学校給食センター
学校給食費管理事業			令和3年度から学校給食費を公会計化し、市が管理・徴収業務などを行う。	R4以前～ R12以降	256,626	学校給食センター
幼稚園給食実施事業	2-(1)		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理等を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。	R4以前～ R12以降	1,089	学校教育課
学校給食実施事業(物価高騰分)	2-(1)		原油価格や物価高騰の影響を受けている学校給食の食材費について、保護者の負担増を抑制するため児童生徒にかかる給食費は据置きとし、食材費の一部を支援する。	R6～ R7	50,730	学校給食センター
学校給食実施事業(物価高騰分)(埴生幼稚園)	2-(1)		社会情勢や円安の影響により食品食材の物価が高騰している。そのため学校給食(幼稚園)の提供にも支障が出る可能性が高いため、学校給食食材の物価高騰相当額について、増額補正を行うことにより安定的な学校給食の提供を図る。	R4以前～ R7	236	学校教育課
金属探知機設置事業			「学校給食衛生管理基準」に基づき、安全確保を図る中で、異物混入対策として金属探知機を導入する。安心安全な学校給食の提供を目指し、異物混入の未然防止、混入時の被害拡大の抑止にもつながる。	R7～ R7	2,647	学校給食センター
学校給食実施事業(人材派遣)		スマエジ	令和5年度から定年延長制度が始まったが、従来の60歳で退職を考えている調理員や60歳前に辞める早期退職者が多く、調理業務の人員確保が困難になっている。今までは退職者の補充をハローワーク等で募集していたが、現在の方法では人材の確保が困難になっているため、人材派遣会社も利用して給食調理員の確保に努め、安心安全なおいしい給食を安定提供する。	R7～ R12以降	6,112	学校給食センター
幼稚園医設置事業			学校保健安全法に基づき、埴生幼稚園に学校医と学校歯科医及び薬剤師を置き、園児及び就園予定者の健康管理を行う。	R4以前～ R12以降	255	学校教育課
教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書整備事業	2-(2)		4年に1回教科書が改訂されることに伴い、改訂される全科目の教師用教科書と指導書等を整備する。また、新たに教科化された道徳・小学校英語についても教師用教科書と指導書等を整備する。 購入冊数は、教師用教科書は小学校はクラス数(特別支援学級含む)、ALT数、初任者研修担当教員数、中学校は教科担当教員数分とし、指導書等は、教科ごとに各学年1セットとする。	R4以前～ R12以降	7,436	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小学校教育振興事業(単独)			教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、小学校に通う児童が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。	R4以前～ R12以降	15,567	学校教育課
中学校教育振興事業(単独)			教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、中学校に通う生徒が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。	R4以前～ R12以降	11,722	学校教育課
幼稚園教育振興事業			埴生幼稚園に通う園児に必要な教材等を購入し、教育の振興を図る。	R4以前～ R12以降	5	学校教育課
へき地教育振興事業			教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地等の教育的諸条件の整備向上に努めて、その教育の充実振興を図るため、県が設置している山口県へき地教育振興会に負担金を支出。	R4以前～ R12以降	21	学校教育課
学習法等の充実関連業務			子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、教育支援委員会を実施。また、個別最適な学び・協働的な学びについての様々な活動に取り組み学びの充実を図る。	R4以前～ R12以降	1,565	学校教育課
教科書・指導書購入事業			教員用の教科書・指導書を、クラス数増加等に対応し購入する。	R4以前～ R12以降	120	学校教育課
教育系ネットワーク保守管理事業			ネットワーク内のパソコン等の機器を管理システムを使用して集中管理し、安定した運用を行えるようにする。また老朽化したネットワーク機器の修繕と交換を行う。 また、資産管理サーバは、パソコンの集中管理を行うために必要なサーバであり、適切な保守管理を行う。	R4以前～ R12以降	2,096	学校教育課
パソコン利用に係るウイルス対策事業			学校に設置している教職員用のパソコンと児童生徒用のパソコンは、業務や授業でインターネットに接続する機会が多い。使用用途に応じたフィルタリングとウイルス対策を行い、有害情報への接触やパソコンのウイルス感染を防ぐ。	R4以前～ R12以降	2,079	学校教育課
小・中学校教員用パソコン更新事業			小・中学校の教員が使用するパソコンを平成30年度にリース方式で更新したが、搭載している基本ソフトウェアである、Windows10のマイクロソフト社のサポートが令和7年10月14日をもって終了するため更新を行う。 また、平成30年度に導入したMicrosoft Office2019もマイクロソフト社のサポートが令和7年10月14日をもって終了するため更新を行う。	R4以前～ R12以降	18,751	学校教育課
GIGAスクール推進事業	2-(2)	デジタル 化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、Wi-Fi環境のない生活保護世帯及び就学援助対象世帯のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子どもの学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。 令和2年度に整備した1人1台端末は故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫っているため、補助要件である県の共同調達により、児童生徒分(予備機含む)のみ更新する。調達数は納品が年度末となることを想定し、令和8年度の児童生徒見込数とする。	R4以前～ R12以降	179,516	学校教育課
学校図書システム更新事業		デジタル 化	学校図書システムの老朽化に伴い、機器の更新を行う。併せて、図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない本を図書館や他校から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進する。	R4以前～ R12以降	5,251	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
植生幼稚園栄養管理事業		デジタル 化 スマエジ	幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入することで、食物アレルギー管理の安全性を向上させる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4以前～ R12以降	47	学校教育課
授業目的公衆送信補償金 制度実施事業			遠隔授業等で著作物をインターネット経由で利用する場合は、令和3年度以降、文化庁長官が指定する指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」に補償金を支払うことで、教科書等の様々な資料を円滑に使用することができる。この制度を活用することで、ICT(情報通信技術)を活用した著作物の教育利用が可能となる。	R4以前～ R12以降	669	学校教育課
教育系サーバー更新事業			教育系システムサーバー群(ADサーバー、グループウェアサーバー、ファイルサーバー、ウイルス対策用サーバー、クライアント運用管理サーバー等)のOSサポート期限が令和5年1月に到来するためシステム更新を行う。 更新のタイミングに併せ、サーバーを仮想化し、統合することにより、コストダウンを図る。また、サーバーを冗長化することにより、システムの安定稼働を図る。	R4以前～ R10	24,621	学校教育課
統合型校務支援システム 導入事業			統合型校務支援システムの導入により、情報の一元管理・再利用による校務の効率化に加えて、校務だけでなく校務以外のさまざまな情報をつなぎ、一人一人の子どもに紐づく情報を多面的に可視化することで、教職員の気づきを最大化する。エビデンスに基づく個に応じた指導や、組織的な学級運営・学校経営を支援する。	R5～ R12以降	5,632	学校教育課
教育DXの推進事業			教育分野において必要なDX(デジタルトランスフォーメーション)に関する取組を、企業及び大学等と連携して推進していく。デジタル技術とデータを活用して、指導・教育行政の改善・最適化を図り、『みんながワクワク学び続けることができる学習環境』を構築する。	R5～ R7	ゼロ予算	学校教育課
リーディングDXスクール事業	2-(2)	デジタル 化	国は、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた優れた実践の創出、普及・展開の拠点となる「リーディングDXスクール事業指定校」を指定し、1人1台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ校種を超えて横展開することにより、GIGAスクール構想の加速化を図ることを目的とし、「リーディングDXスクール事業」を推進している。 本市でも、小野田中学校区の中学校及び小学校が当該事業に参加することで、効率的な教育実践を創出し、市内各学校に横展開していく。	R7～ R7	708	学校教育課
特別支援教育支援員配置 事業	2-(2)		特別な支援が必要な小・中学生が在籍し、担任だけでは対応しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援教育支援員を配置する。	R4以前～ R12以降	11,075	学校教育課
医療的ケア看護職員の配 置事業			医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(医療的ケア児)が増加しており、学校における医療的ケアの実施に当たることが必要とされている。 そのため、学校に医療的ケア看護職員を配置することで、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を行い、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図る。	R6～ R12以降	ゼロ予算	学校教育課
教職員の資質向上関連経 費			教員研修は、その資質を向上させる観点から大変重要なため、教員を全国の先進地に研修派遣する。	R4以前～ R12以降	38,539	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
外国語教育推進事業	2- (2)		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要領が改訂されたため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図った。 令和5年度にALTの配置を5人から4人に減員し、ALTによる授業補助の取組に加えて、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。	R4以前～ R12以降	18,392	学校教育課
学校司書配置事業	2- (2)		全ての小・中学校に学校司書を配置して、学校における読書活動を推進している。読書の機会の充実による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図る。	R4以前～ R12以降	42,639	学校教育課
教員業務支援員配置事業			教員の働き方改革の取組として、教員業務支援員を配置し、学校の事務的業務を補助することにより、教員の長時間勤務の削減を図り、子どもたちへのよりよい教育を目指す。	R4以前～ R12以降	8,014	学校教育課
学校医、学校薬剤師配置事業			学校保健安全法に基づき、小・中学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置き、児童生徒の健康管理を行う。	R4以前～ R12以降	14,128	学校教育課
児童生徒及び教職員健康診断事業		スマエジ	学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R4以前～ R12以降	13,525	学校教育課
小・中学校体育振興事業		スマエジ	学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、水泳競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R4以前～ R12以降	949	学校教育課
健康診断器材の滅菌消毒業務委託			学校における健康診断で使用する医療器材(鼻鏡・歯鏡)の消毒については、養護教諭が煮沸消毒機や鍋を用いて煮沸消毒をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大を機に、令和3年度から滅菌を行うため業者に委託を行ってきた。 煮沸消毒では、完全な滅菌はできないため、公益財団法人日本学校保健会の「児童生徒等の健康診断マニュアル」によれば、「耳鼻科及び歯科で使用する器具の消毒については、オートクレーブ滅菌が望ましい。」とされている。 また、洗浄・梱包・滅菌処理を業者に一括して依頼することで、各学校に設備や機器を持つ必要が無く、業者で医療器材の保管・配送等の運用管理も行うため、養護教諭の作業時間の削減や2次感染リスクの軽減にもつながっている。	R4以前～ R12以降	1,065	学校教育課
学校保健の充実関連業務			学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うことなど、学校における保健管理と保健教育の充実のための様々な施策推進を図る。	R4以前～ R12以降	11,878	学校教育課
学校飲料水検査事業			学校保健安全法で、児童生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、学校環境衛生基準が定められており、その達成状況を調査するため、毎学年定期に検査を行うこととされている。また、給食施設についても学校環境衛生基準に定める基準を満たす飲料水を使用することが、学校給食法に基づく、学校給食衛生管理基準によって定められていることから、市内小・中学校、植生幼稚園給食調理室及び給食センターの水道水について水質検査を実施する。	R7～ R12以降	736	学校教育課
通学路安全対策推進事業			登・下校中の児童生徒が交通事故に会わないよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき通学路安全推進会議を設置し、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の安全確保に努める。	R4以前～ R12以降	4	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)指導内容・方法の工夫						
生活改善・学力向上プロジェクト事業	2- (2)	スマエジ	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R4以前～ R12以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	2- (2)	スマエジ	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R4以前～ R12以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業		スマエジ	次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっていただき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R4以前～ R12以降	502	学校教育課
小学校社会科副読本デジタル化事業		デジタル 化	小学校3・4年生の社会科学習では、地域を教材化した副読本を使用し授業を実施している。副読本「はっけん！山陽小野田」は、本市の歴史や文化・産業、主要施設など、地域の情報を掲載している。 令和5年度は新学習指導要領を踏まえて、本市の現状に合うように副読本を改訂する必要がある、この機会に、これからの学習者用デジタル教科書の導入の流れに向けて、1人1台端末を効果的に活用し、副読本のデジタル教科書化を推進する。 また、一般の大人もWebで閲覧が可能となるため、市内外の人に、本市の住みよさや歴史、文化を知ってもらい、住んでみたいと思ってもらえるよう、シティセールスのツールとして活用する。	R5～ R12以降	548	学校教育課
キャリア教育推進事業	2- (2)		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。 主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。 本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R4以前～ R12以降	660	学校教育課
スマイル・サイエンス事業	2- (2)	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R4以前～ R12以降	500	学校教育課
青少年劇場・巡回芸術劇場公演事業			市内の小学校において児童が芸術文化に触れる機会を充実させるため、山口県と市の共同主催で毎年2校ずつ、音楽、伝統芸能、演劇などの鑑賞会を実施する。	R4以前～ R12以降	353	学校教育課
(4)学校間連携教育の推進						
山口東京理科大学連携事業		理科大	市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月には薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されるところである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となって市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
幼保・小連携事業			市内すべての幼稚園・保育園・小学校の代表者を集めた幼児育成協議会を開催し、小学校区ごとに幼保・小の交流組織を作り、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行うことの必要性・方法などについて講演等を行い、今後の取り組みについて協議を行う。	R4以前～ R12以降	10	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小中一貫教育推進事業			「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴い、平成28年度から厚陽小・中学校で、令和2年度から埴生小・中学校で行っている小中一貫教育を更に推進するとともに、小中一貫教育の質を高めるために、研修会を実施する。 【令和5年度以降】 厚陽中学校と厚狭中学校の生徒の授業交流を実施。交流を通して、生徒同士が切磋琢磨する場を設け、自信や自己肯定感の育成に努める。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	学校教育課
小規模特認校制度導入事業			少人数ならではの温かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されている小規模校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、新たに小規模特認校制度に関する規則等を制定し、一定の条件のもとで転入学を認める小規模特認校制度を導入する。 R7年度導入:山陽小野田市立厚陽小中学校	R6～ R12以降	20	学校教育課
基本施策27 社会教育の推進						
(1)社会教育活動の推進						
社会教育関連事業			学校支援等社会教育関連事業の情報提供、県からの派遣社会教育主事の経費負担、通信料等、その他個別の事業を除く社会教育に係る活動及び経費を位置づけているもの。	R4以前～ R12以降	4,609	社会教育課
社会教育委員会議開催事業			社会教育委員会を設置し、社会教育に関する協議のほか、教育委員会の指針に基づき、調査・研究を行う。	R4以前～ R12以降	277	社会教育課
地域交流センター社会教育推進事業	2-(3)	スマエジ	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4以前～ R12以降	4,217	社会教育課
二十歳のつどい開催事業			民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたが、従来通り二十歳を迎える人々たちを対象とし、成人の日記念事業として「二十歳のつどい」を開催する。対象者を祝福するとともに、式典等を通して大人としての自覚を促す。式典、記念行事等は、保護者や地域の席を設置し、地域ぐるみで参加者を祝う会とする。	R4以前～ R12以降	712	社会教育課
花いっぱい運動事業			環境美化と花の生育を通して、地域の「輪づくり」を進めるため、花いっぱい運動に取り組む。 また、苗の無料配布により花壇づくりを奨励し、春・秋の花壇コンクールを開催して優秀な団体や個人を表彰することで参加者の意欲を高め、まちの景観美化につながることを期待している。	R4以前～ R12以降	1,108	社会教育課
社会教育関係団体等の育成・支援事業		スマエジ	社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援する。 また、市条例に基づき少年団等への助成を行う。	R4以前～ R12以降	1,051	社会教育課
青年の家管理運営事業			市内の重要なスポーツ拠点として運営する。	R4以前～ R12以降	7,777	社会教育課
青年の家管理運営事業 (臨時)			系根公園整備事業で再整備されるまで、体育施設は引き続き利用していくため、受付等の管理業務を担う事務所が必要である。 事務所がある研修棟は、キュービクルの老朽化により、継続使用が困難であり、また数年後解体も予定されていることから、事務所機能を体育館のミーティングルームへ移転する。 それに伴い消防設備移設工事、電話回線工事、空調設備設置工事を実施する。	R6～ R7	1,303	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
津布田会館管理運営事業			津布田地域における交流や集いの場の提供をしていくとともに、学びをより充実させ、地域課題の解決に向けた人材の発掘・育成を行う。 「地域づくり」に関与できる「人づくり」を推進するため、今後も、地域へ管理・運営を委託し、地域が自走できるよう支援を行う。	R4以前～ R12以降	3,918	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	1-(1)	スマエジ	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R4以前～ R12以降	335	社会教育課
マタニティ・ブックスタート事業	2-(1)	スマエジ	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R4以前～ R12以降	671	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	2-(3)	スマエジ	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「乳幼児おはなし会」や科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R4以前～ R12以降	128	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	2-(3)	スマエジ	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R4以前～ R12以降	182	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業		スマエジ	読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R4以前～ R12以降	556	中央・厚狭図書館
中央図書館管理事業			市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図る。 また、学校図書館と連携して閲覧・貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各地域交流センターや山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。	R4以前～ R12以降	22,214	中央・厚狭図書館
厚狭図書館管理事業			市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図る。 また、学校図書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各地域交流センターや児童クラブ、福祉施設等へ図書の配本や回収を行う。	R4以前～ R12以降	866	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	2-(3)	スマエジ	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R4以前～ R12以降	17,438	中央・厚狭図書館
図書館システム管理事業			図書館の資料は多種多様にわたることから、貸出、返却、予約、蔵書検索等の業務を迅速かつ確実に行い、利用者へのサービス向上を図るため、図書館情報システムを業者から借り受ける。 R4年3月に更新した図書館情報システムを活用する。	R4以前～ R12以降	11,517	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	2-(3)	デジタル 化 スマエジ	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R4以前～ R12以降	1,500	中央・厚狭図書館

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
厚狭図書館管理事業(臨時)			リース公用車は、他機関に出向いて行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や中央図書館との相互貸借、各地域交流センターや児童クラブ、福祉施設などへ図書の配本や回収など図書館事業の大部分の維持継続を行うために必要不可欠である。現リース公用車は平成26年7月1付で契約が始まり以降更新を繰り返し11年が経過しているが業者からは再度の更新はできないと通告されている。そのため新規で入札契約する。	R7～ R12以降	396	中央・厚狭図書館
図書館システム管理事業(臨時)			図書館で使用している蔵書検索システムのパソコンについて、Microsoft社製品のOffice2019のソフトウェアを使用しているが、サポート期限が2025年10月14日までのため、最新のOffice2024へ更新業務を実施する。サポート期限の製品を使用しないと、セキュリティ更新がなくなり、最新のマルウェアへの感染や情報漏洩などの危険性があるため、更新作業が必要である。	R7～ R7	935	中央・厚狭図書館
中央図書館施設整備事業			中央図書館は開館後29年を経過しており、設備において老朽化により故障等が目立つようになってきたため年次的に修繕を行う。 ①屋上について、豪雨時に排水が追いつかず陸屋根部分に雨水が滞留し雨漏りが発生する恐れがあるため、堅樋を改良して排水面積を増やし、雨漏り発生のリスクを減らす必要がある。 ②正面玄関上部南側風除室部分の防水シートが劣化しており、剥離が生じ隙間から雨水が入り込んでいる箇所がある(シート防水の場合、耐用年数は10～15年が目安)。	R5～ R7	1,830	中央・厚狭図書館

(2) 青少年健全育成活動の推進

青少年育成協議会運営事業			青少年育成協議会を設置し、青少年の健全育成に関する諸事業を実施する。 「夏休み親子木工教室」等の体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行う。	R4以前～ R12以降	92	社会教育課
青少年問題協議会運営事業			青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立のために必要な調査審議及び施策の実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整等を行う。 もって青少年の規範意識や自立心の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	184	社会教育課

(2) 青少年健全育成活動の推進

青少年育成センター運営事業			青少年育成センターを設置し、青少年健全育成事業、相談、補導、環境浄化等を行う。 主に、補導員による街頭補導や、朝夕のあいさつ等の声かけを行う。	R4以前～ R12以降	1,312	社会教育課
---------------	--	--	--	----------------	-------	-------

基本施策28 次世代の学校・地域創生の推進

(1) 学校・家庭・地域の連携の推進

コミュニティ・スクール推進事業	2-(3)	スマエジ	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R4以前～ R12以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	2-(3)	スマエジ	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R4以前～ R12以降	2,747	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	2-(3)	スマエジ	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	4,525	社会教育課
放課後子ども教室事業	2-(3)	スマエジ	「放課後子ども教室」を実施する。 各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R4以前～ R12以降	1,436	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家庭教育支援事業	2-(3)	スマエジ	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R4以前～ R12以降	431	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	2-(3)	スマエジ	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区と埴生中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R4以前～ R12以降	160	社会教育課

基本施策29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

(1) 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

公立大学法人山口東京理科大学運営事業			地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の設立団体である山陽小野田市に執行機関の附属機関として山陽小野田市公立大学法人評価委員会を設置し、同法人の業務の実績に関する評価等の事務を処理させる。評価委員会の組織及び委員その他評価委員会に関し必要な事項は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例で定める。	R4以前～ R12以降	96	企画課
公立大学法人山口東京理科大学授業料等減免補助事業			大学等における修学の支援に関する法律(以下、修学支援法という。)第8条第1項に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が行う授業料等減免について、同法第10条第3号の規定に基づき、公立大学法人の設立団体である市が当該減免に要する費用を支弁するもの。	R4以前～ R12以降	146,387	企画課
公立大学法人山口東京理科大学運営費交付金事業			地方独立行政法人法第42条に基づき、山陽小野田市が設立した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務の財源に充てるために、運営費交付金を交付する。	R4以前～ R12以降	2,255,014	企画課
公立大学法人山口東京理科大学運営基金積立事業			公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の健全な運営等を支援するため、山陽小野田市立公立大学法人運営基金条例に基づき基金を設置し、計画的に積み立てを行う。	R4以前～ R12以降	218,394	企画課
公立大学法人山口東京理科大学施設整備事業			平成28年4月に公立化した山陽小野田市立山口東京理科大学の教育研究活動に必要な校舎、研究機器類等の施設、設備の整備・充実を行う。 令和7年度は、大学が行う特別高圧受電設備の整備、体育館の改修、駐車場・テニスコートの整備に対して市は大学に施設整備費補助金を交付する。	R4以前～ R12以降	712,085	企画課

基本施策30 芸術文化によるまちづくりの推進

(1) 芸術文化を育む環境づくり

市民館管理運営事業(文化ホール棟)		スマエジ	発表会や式典、総会などを開催できる市民館の文化ホール、会議室等を管理し、市民等の利用に供する。	R4以前～ R12以降	18,265	文化スポーツ推進課
市民館維持整備事業(市民館整備事業)			令和7年度は、水銀灯の生産終了に伴う体育ホールアリーナ照明のLEDへの切り替え、昭和54年設置の古い機器で部品がないため修理できない屋内消火栓ポンプユニットの更新、前回の更新から20年が経過して傷んでいる文化ホール舞台吊物設備の麻ロープ5本(平成16年度更新)の更新を行う。 令和8年度以降は、老朽化した消防設備用屋内配線及び火災受信機(平成4年製)の更新、老朽化した舞台音響設備(平成12年度更新)の更新、文化ホール舞台照明設備の定期部品交換、白熱灯ボーダーライト(ステージ上に横一列に並んだライト群)のLEDへの切り替え、文化ホール棟の会議室等・体育ホール棟の休憩室等の照明のLEDへの切り替えを行う。	R4以前～ R12以降	41,623	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費(経常分)		スマエジ	文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	43,885	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
文化会館大ホール設備維持管理事業		スマエジ	大ホールで開催する文化イベントについて、来場者が満足できる良好で安心安全な舞台運営を行うため、老朽化した設備機器の維持管理を行う。 ・音響機器について、老朽化により操作不能または雑音等により正常に機能しないことが多々あるため、保守点検結果を基に、音響卓をオーバーホールし、必要な修繕を行う。 ・照明機器について、老朽化により操作不能または正常に作動しないことがある。照明調整卓は修繕不可であり、古い機種のため交換部品も製造されていないことから、機器更新が必要である。	R4以前～ R12以降	605	文化スポーツ推進課
文化会館改修事業	3-(2)		文化芸術によるまちづくりを推進していくため、その拠点施設となる築後30年を経過した文化会館について、令和5～6年度に実施した老朽化調査及び中長期整備計画を基に改修を実施する。 また、館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する。令和7年度は4期工事として、トイレ及び通路、電気室の屋上防水工事を実施する。	R4以前～ R12以降	18,545	文化スポーツ推進課
(主催)アウトリーチ事業(臨時)			普段コンサートホールに行くことが難しい人にも、身近な場所で誰もが参加しやすい文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、地域交流センターや学校、保育所などの福祉・教育施設や民間施設等でアウトリーチ事業を実施する。 市民一人ひとりの文化習慣を高め、地域の文化力向上を目指し、レベルの高い企画を提供する。	R4以前～ R12以降	600	文化スポーツ推進課
(主催)子ども文化ふれあい事業			子ども達に多彩なアーティストによる優れた公演を間近に体験させることにより、豊かな感情や情緒を育み創造的で個性的な価値観を養うため、不二輸送機ホールに市内の小学6年生全員を一同に集めて芸術文化鑑賞会を実施する。 令和7年度は、「能と狂言の世界・ワークショップ」を開催する。	R4以前～ R12以降	2,854	文化スポーツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会		スマエジ	市民に生のオーケストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。	R4以前～ R12以降	544	文化スポーツ推進課
(主催)NHK公開番組		スマエジ	NHK公開番組の収録が不二輸送機ホール等で事業ができるよう申請し、実施が決定した際には市民が公開番組の収録に会場者として参加し、多様な芸術文化の鑑賞や体験の場を提供する。	R4以前～ R12以降	250	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業		スマエジ	本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R4以前～ R12以降	41,534	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館維持整備事業(溶解炉)			本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において、ガラスアート作品の制作に不可欠な設備である溶解炉、グローリーホール及び徐冷炉の定期的な小規模修繕を行うことで、設備の適正な維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	3,025	文化スポーツ推進課
(2)芸術文化活動の推進						
(主催)ピアノマラソン大会		スマエジ	ピアノマラソン大会は、不二輸送機ホールが開館当初から保有する、世界最高峰のピアノとして多くのピアニストから愛されているスタインウェイピアノを、広く市内外の人に弾いてもらう機会を提供するとともに、ピアノ演奏の素晴らしさを体感・共感することを目的に、3日間にかけて開催する事業で、1人1曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。 不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的事業である。	R4以前～ R12以降	841	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭		スマエジ	第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R4以前～ R12以降	381	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民文化祭		スマエジ	市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌) 出展数が減少していることから、出品者の創作意欲を維持するため、また展覧会の来場者を増やすための手法として、令和5年度からは会場をおのだサンパーク2階大催事場とし、出品数や来場者数が増加した。	R4以前～ R12以降	349	文化スポーツ推進課
児童生徒書道展			書道の理解と普及を図るとともに市民文化の向上に寄与するため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生から作品を募集し、出展作品を市内商業施設(おのだサンパーク2階大催事場)に展示する。	R4以前～ R12以降	158	文化スポーツ推進課
民間連携による文化活動の場づくり事業		スマエジ	活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。	R4以前～ R12以降	27	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業		スマエジ	文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R4以前～ R12以降	1,100	文化スポーツ推進課
龍王伝説保存会の育成・支援、補助事業			山口きらら博で発表した創作舞踊「龍王伝説」を継承・発展させるために結成された龍王伝説保存会へ補助を行い、活動を支援する。(平成17年に保存会結成)	R4以前～ R12以降	180	文化スポーツ推進課
市内学校関係の育成・支援、補助事業			市内小・中学校及び高等学校の文化芸術活動を支援するため、全国大会等へ出場する者へ補助金を交付するなど、支援を行う。	R4以前～ R12以降	305	文化スポーツ推進課
現代ガラス展開催事業	3-(2)	スマエジ	本市の特色の一つであるガラス文化を推進するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第10回展に向けての準備年である。ガラス作家・故竹内傳治の若手作家を育成したいという思いから、45歳という年齢制限を設け、今では全国的な知名度を誇る若手登竜門的コンペティションとなっている。 第10回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第9回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展等を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R4以前～ R12以降	3,000	文化スポーツ推進課
ガラスアート作品貸出し支援事業	3-(2)		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵している竹内傳治先生のガラスアート作品13点と現代ガラス展受賞作品27点の計40点を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。 そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要性が生じた場合の運搬費用を計上する。 ※令和5年度にガラスアート作品単品でも条件を満たせば、貸し出しできるよう要綱改正を行った。	R4以前～ R12以降	598	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業	3-(2)		本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなど、ガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。 当該施設は、指定管理により小野田ガラス㈱が運営しており、ガラス造成作家が、自身のガラス作家活動をしながら体験学習の指導等に従事している。 故に、小野田ガラス㈱と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上に加え、ふるさと納税の増加等を図る。 なお、令和5年度からは、当該事業の主たる部分を小野田ガラス㈱に委託し、ブランドの運営・発展を推進していくこととしている。	R4以前～ R12以降	657	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
かるたによるまちづくり推進事業	3-(2)	スマエジ	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R4以前～ R12以降	637	文化スポーツ推進課
芸術文化アドバイザー設置事業			芸術文化活動の活性化及び本市の特色を活かした芸術文化によるまちづくりの推進を目的に、専門的な立場からの助言を得るため、芸術文化アドバイザーを設置している。 現在は、ガラス、かるた競技、音楽のアドバイザーを設け、各種文化事業の開催に当たり助言を得ることで、事業内容の充実を図っている。(各分野2名/合計6名)	R4以前～ R12以降	50	文化スポーツ推進課
山口県警察音楽隊演奏会開催事業	3-(2)	スマエジ	県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域の安全や交通安全に関する行事等で活躍する山口県警察音楽隊を、不二輸送機ホールに招聘し、広く市民の方に聞いてもらう機会を提供することにより芸術文化によるまちづくりを推進する。 令和6年度に不二輸送機ホール開館30周年記念事業として実施し、令和7年度についても開催する。	R6～ R12以降	453	文化スポーツ推進課
西川悟平 奇跡の7本指ピアノ演奏会開催事業			本市の文化芸術の拠点施設「不二輸送機ホール」において、芸術文化によるまちづくりを推進するため、世界的に著名なピアニスト・西川悟平氏のピアノ演奏会を実施する。	R7～ R7	2,350	文化スポーツ推進課

(3)文化財の保護・活用

文化財の保存・活用			指定・未指定文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとるほか、所有者等への管理委託を行う。	R4以前～ R12以降	1,766	社会教育課
県指定天然記念物「ハマセンダン」保存整備事業			ハマセンダンの適切な管理及び活用を図るため、樹木医の定期的な診断を実施する。令和7年度は樹木医診断を行い、その診断結果を踏まえて樹木医と協議をしながら周辺環境整備を行う。	R4以前～ R12以降	88	社会教育課
「旧小野田セメント製造株式会社堅窯」保存活用事業			明治16年の会社創業時に建造された旧小野田セメント製造株式会社堅窯は、定期的に補修工事を行っているが前回の補修時に塗布した撥水剤の効力も無くなり、また窯内側からの水漏れも確認され、煉瓦の表面が崩れるなどの劣化が進んでいる状態である。 所有者が、劣化の原因である水漏れの調査及び補修、撥水剤の塗布等の補修工事を行うにあたり、市文化財補助金交付要綱に基づき事業費の一部を補助する。 令和7年度は堅窯の屋根上部のみの水漏れ調査及び補修、撥水剤塗布を行う。	R7～ R9	528	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営事業			施設(昭和57年開館)を適切に維持管理し、利用者が本市の歴史・文化を学習できる環境を整える。企画展が開催されていない期間には、常設展示を充実させ、利用者の学習意欲に応える。また、見学やイベント、出前講座などを通して学校・地域・他機関などと連携した事業を行う。収蔵資料を適切に保存・管理し、後世へ継承する。	R4以前～ R12以降	4,164	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営事業(企画展)			地域の歴史や文化財についての理解を深め、郷土愛を醸成することを目的として、歴史学、民俗学、考古学の分野から様々なテーマで企画展や講演会等を開催する。	R4以前～ R12以降	1,337	社会教育課
歴史民俗資料館屋上修繕事業			屋上防水膜の劣化により雨がしみこみ、2階展示室に雨漏りが発生した。健全な館の運営のため屋上の防水工事を行う。	R7～ R7	594	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策31 スポーツによるまちづくりの推進 (1)スポーツに取り組む環境づくり						
市民館管理運営事業(体育ホール棟)		スマエジ	スポーツやイベントをすることができる市民館の体育ホール、休憩室等を管理し、市民等の利用に供する。	R4以前～ R12以降	6,649	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業		スマエジ	体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。 体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。	R4以前～ R12以降	57,998	文化スポーツ推進課
施設維持管理事業			体育施設を適切に維持管理するために必要な工事・修繕を計画的に実施する。 【対象施設】 市民体育館、武道館(柔剣道場、弓道場)、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場、赤崎運動広場 ※施設全体の大規模改修等については個別に事務事業を作成する。	R4以前～ R12以降	500	文化スポーツ推進課
市民体育館整備事業	3-(2)		市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行う。 令和7年度から、アリーナ内特定天井の解消、アリーナへの空調設備の新設、館内トイレの洋式化、シャワー室の改修を実施する。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図る。 なお、工事により令和7年度冬から令和8年度末までの間はアリーナの利用を休止する。	R6～ R8	331,500	文化スポーツ推進課
(2)スポーツ活動の推進						
レノファ山口とのパートナーシップ事業	3-(2)	スマエジ	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R4以前～ R12以降	834	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	3-(2)	スマエジ	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R4以前～ R12以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	3-(2)	スマエジ	東京パラリンピック、パリパラリンピックを通して、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を進めてきた中で、今後においてもパラサイクリング連盟との連携を図り、市内でのチーム活動や市民との交流事業を実施するため業務委託としてパラサイクリング連盟に事業の実施を委託する。	R4以前～ R12以降	1,100	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
宝くじスポーツフェア開催事業	3-(2)	スマエジ	一般財団法人自治総合センターが公募している「宝くじスポーツフェア」のうち、ドリーム・サッカーの開催を希望している。 ＜事業の内容＞サッカー元日本代表選手及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。 ①サッカー指導者クリニック(120分) 少年少女サッカーチームの指導者(40～50名程度)を対象に開催 ②少年少女サッカー教室(120分) 小学校5、6年生(200名程度)を対象に開催 ③アトラクション(15分) ドリームチームメンバーと開催地とのPK合戦 ④親善試合「ドリーム・ゲーム」(75分) ドリームチーム対開催地チーム／前後半各30分、ハーフタイム15分 ⑤ドリーム抽選会(15分) 親善試合ハーフタイム時に実施／観客を対象に出場選手サイン入りボールなど	R7～ R7	250	文化スポーツ推進課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業		スマエジ	令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和7年度においては実証事業を実施し、令和8年4月からの休日における学校部活動の地域展開(移行)に向けて取組を進める。 体制整備の検討については、引き続き協議会を開催することで、今後の運営団体や実施主体について調整を図る。また、中学生の活動環境を整備するために指導者の確保や派遣、活動場所の調整など実証事業を実施することで課題を洗い出し、次年度以降の活動に反映する。	R7～ R12以降	6,553	文化スポーツ推進課
競技スポーツ推進事業		スマエジ	市スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	5,344	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業		スマエジ	市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを行い、地域のスポーツの拠点として活動できるよう生涯スポーツを振興する。	R4以前～ R12以降	383	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業		スマエジ	競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全7回程度、250名程度	R4以前～ R12以降	1,290	文化スポーツ推進課
スポーツによるまちづくり推進委員会			令和7年度中に山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画の更新するため、委員会の開催やアンケート調査の実施を行う。計画の改正に当たり、スポーツ施策について意見を聴取し参考とするため、山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進委員会を設置する。 ※現在の計画 2016-2025年度	R4以前～ R12以降	440	文化スポーツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業		スマエジ	児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。 スポーツ推進委員定例会を毎月開催する。県主催の研修会等へ参加することで市内での活動につなげる。	R4以前～ R12以降	1,484	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業		スマエジ	西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和6年度で41回を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 【開催時期】3月(4日間) 【試合会場】市内サッカー場・運動広場ほか ※市外の会場でも開催	R4以前～ R12以降	2,409	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業		スマエジ	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ボッチャの4競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。また、ニュースポーツの体験ができるブースを出展することで、参加者が新たなスポーツに触れる機会をつくる。	R4以前～ R12以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業		スマエジ	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に厚陽地区で市民マラソン大会を継続開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km(男女、学生・一般別に開催)	R4以前～ R12以降	420	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	3-(2)	スマエジ	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R4以前～ R12以降	66,628	文化スポーツ推進課
スポーツ交流施設管理・運営業務			スポーツによるまちづくりを推進するため、レノファ山口FCの練習拠点を兼ねる施設として整備したスポーツ交流施設を適切に管理運営する。	R4以前～ R12以降	5,048	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策32 効率的で効果的な行政運営						
(1) 公共施設の最適化						
公共施設再編検討事業			公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、長期的視点で真に必要な公共施設を判断し、統廃合も含めた施設再編の検討を進める。また、施設再編に伴い発生する跡地については、跡地活用検討委員会の方針決定を行うとともに、必要に応じてサウンディング調査を実施するなど民間ノウハウを活用しながら適切に検討を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
(2) 官民連携の推進						
官民連携推進事業			老朽化が進む公共施設が多く、更新や大規模修繕が避けられない中、持続可能な行政運営のためには、PPP/PFIを活用した民間のノウハウの導入と行政サービスの質の向上、効率化が有効である。今後、施設の整備等を行う場合には、従来型手法に加えて官民連携手法の導入を検討するほか、必要に応じてサウンディングを実施する。また、具体化する案件については、関係省庁との協議を重ね、交付金や有利な起債の活用を積極的に検討する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
LABVプロジェクト推進事業	3-(3)		平成31年度に国の補助事業を活用した可能性調査の結果を踏まえ、商工センター跡地、中央福祉センター跡地、高砂用地、山口銀行小野田支店跡地を対象としたLABV手法によるエリアマネジメントの取組で、令和4年度に設立された山陽小野田LABVプロジェクト合同会社の実施主体である。令和6年4月からは、公共施設もテナントとして入居するアスクエアが供用を開始し、今後は他の事業候補地における事業化検討を進めていく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
(3) 適正な組織体制の確立						
職員採用事務			地方公務員法第17条から21条に規定する市職員の採用に係る業務。計画的な職員採用により、組織の状況に応じた人員配置を行い、組織の活性化に繋げる。また質の高い職員を採用することにより、市民サービスの向上を図る。	R4以前～ R12以降	1,397	人事課
人事異動事務			人事評価、自己申告書、人事ヒアリング等の結果を参考に、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握することで組織の状況に応じた適正な人材配置を行う。 また、令和4年度から事務応援制度を開始し、部を越えて職員の事務応援を可能としたことで、業務の平準化を図っている。	R4以前～ R12以降	185	人事課
定員管理計画策定事業			令和7年3月に「第5次定員管理計画」を策定した。 今後も、定年延長などの公務員制度改革の状況や、地方分権の進展に伴う権限移譲等の動向、民間活力の活用、公共施設の再編や組織改変に加え、早期退職者等の動向なども勘案しながら適正な市政運営が実施できるよう見直しを行っていく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	人事課
人事給与システム構築・運用事業		デジタル化	令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 引き続き、給与制度改革への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守が必要である。	R4以前～ R12以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業		デジタル化	令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をシステム上で管理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により業務がデータ化され、業務の迅速化や効率化に繋がり、職員の負担を大幅に軽減させることができている。令和7年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を行いながら運用していく必要がある。	R4以前～ R12以降	11,352	人事課
人事給与システム改修事業			子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、令和8年4月から新たに「子ども・子育て支援金」が徴収される予定であることから、既存の人事給与システムを改修し法改正に対応させるもの。	R4以前～ R7	11,026	人事課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4)職員の資質の向上						
職員研修事業			職員の資質向上を図り市民サービスの向上に資するため、山口県ひとりづくり財団が実施する研修へ職員を派遣するほか、庁内研修を実施する。また、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、日本経営協会など、外部研修機関が実施する研修へ派遣する。特に、若年層の職員を中心に、成長を実感しながら活躍することができるよう、自身のキャリア形成について考え、仕事や能力開発への意欲を向上させる機会となる研修を充実させていく。	R4以前～ R12以降	2,093	人事課
人事評価制度事業			令和5年度から人事評価制度(能力評価・業績評価)を本格運用しており、結果を昇任昇格、分限の基礎資料とすることに加え、勤勉手当の成績率に反映させるなどの処遇への活用もを行っている。 引き続き、人事評価制度を活用しながら職員個々のモチベーションの向上、組織の活性化及び業務の効率化を図っていく。	R4以前～ R12以降	1,000	人事課
不当要求行為等防止対策 研修事業			不当要求行為に対する、職員研修を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	生活安全課
職員資格取得助成事業			職員の積極的な自己成長を促すことで、市職員の資質の向上及び公務の円滑な執行による市民サービスの向上に資するため、予算の範囲内において公務能率の向上に資する資格取得を助成する。	R5～ R12以降	200	人事課
(5)デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化						
行政改革検証事業			行政改革プランに基づく行動計画の各項目について、行政改革推進審議会を開催し、取組状況を検証することにより、審議会委員の意見を更なる取組推進につなげる。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
権限移譲推進事業			県が行っている事務のうち、市民に身近な基礎自治体(市)が事務を行うことにより、市民サービスの向上が見込まれる事務について、事務の移譲を受ける。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
職員提案制度の推進			行政運営全般について、所掌事務にとらわれない柔軟な視点からの職員提案を募集し、内容の優れたものを採用・実施することにより、市民サービスの向上及び業務の改善・効率化につなげる。 近年は提案件数が減少傾向にあることから、職員が提案しやすい環境づくりや業務改善意識が高まるよう改善していく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
RPA及びAI-OCR導入・ 活用事業		デジタル 化	他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R4以前～ R12以降	2,503	デジタル推 進課
キャッシュレス決済事業		デジタル 化	令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5～ R12以降	302	市民課
ビジネスチャットツール導 入事業		デジタル 化	本市では、職員間の連絡手段として、ビジネスチャットをフリープラン(無償)で活用している。業務の効率化、省力化の面から、改めてビジネスチャットの活用が不可欠である。現行のフリープランのサービスが令和8年1月末で終了となることを機に、今後もビジネスチャットを継続して利用する。導入に当たっては、業務の効率化や省力化、災害時における迅速な協議、セキュリティ性の確保の面から、本市に適したツールを選定する。	R7～ R12以降	462	デジタル推 進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
デジタル化推進事業		デジタル 化 理科大	将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R4以前～ R12以降	7,200	デジタル推 進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業		デジタル 化 理科大 スマエジ	持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R12以降	200	デジタル推 進課
デジタルデバйд対策事業		デジタル 化	スマートシティ及びスマート自治体を推進するに当たっては、少なからず市民のICTIに関する知識が必要となる。国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。地域交流センターや地域、シルバー人材センター等と連携し、デジタル機器の使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会を実施する中で講師・サポーターを養成し、地域でデジタル機器の使い方を教え合う相談体制をつくる。	R4以前～ R12以降	400	デジタル推 進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		デジタル 化 理科大 スマエジ	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用にも広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R12以降	52,912	デジタル推 進課
電子申請サービス更新事業			令和4年度から山口県を主体とする共同利用サービスに移行したことで、経費節減を図っている。	R4以前～ R12以降	264	デジタル推 進課
行政情報オープン化事業			統計及び行政情報のオープンデータ化により、官民における新たなサービスの創出を支援する。オープンデータは、二次利用が容易に可能となるExcel形式又はCSV形式として、県カタログサイトに公開する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	デジタル推 進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバー が付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバー カードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に 変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、 電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有 効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。	R4以前～ R12以降	2,658	市民課
マイナンバーカード申請支 援事業		デジタル 化	職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援すること で、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体、施設等への 出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サ ポートを継続して行っていく。	R4以前～ R12以降	907	市民課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業(臨時分)		デジタル 化	マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面 記載事項の書き換え等の手続き、電子証明書更新、暗証番号 の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の 手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年 10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	1,693	市民課
ワンストップサービス事業 (有帆・本山郵便局特定の 証明発行サービス事業)			平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等 の証明書発行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市で は、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有帆 郵便局でこのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長に ついての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っ ている。	R4以前～ R12以降	891	市民課
公園通出張所事務事業 (経常)			市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付 など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密 度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方 の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。	R4以前～ R12以降	2,228	市民課
厚陽出張所事務事業			地域交流センター業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関 係の証明書交付業務を行う出張所である。	R4以前～ R12以降	575	市民課
証明書コンビニ交付事業		デジタル 化	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや 一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で 各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、 税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25 日から実施している。	R4以前～ R12以降	11,983	市民課
コンビニ交付システムの バージョンアップ事業			コンビニエンスストア等の店舗に設置されるキオスク端末の新 機種が発表され運用が開始される場合に、本市としては、コン ビニ交付システムに新機種を登録し、その機種で実際に証明 書が正確に発行できるか確認する必要がある。証明書の発行 試験は、地方公共団体システム機構に設置してあるデモ機で 試験を行う。 令和7年度は、0機(キオスク端末の新機種名)の工程試験を 行う。	R4以前～ R12以降	876	市民課
証明書等自動交付事業		デジタル 化	窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひ とつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交 付の取扱いを令和2年2月25日から開始している。今後、カー ドの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための 取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与する ものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁 舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民 が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニエンス ストア等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R4以前～ R12以降	1,105	市民課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
証明書コンビニ交付事業 (臨時)			コンビニ交付システムサーバは、利用開始から6年が経過し、サーバ機器としての更新時期を迎える。また、住基・税システム及び戸籍システムが、令和7年度中に標準準拠システムへ移行する予定であることから、コンビニ交付システムのデータ連携仕様を標準準拠システムに併せて変更する必要がある。以上のことから、コンビニ交付システムは、住基・税システム及び戸籍システムの標準準拠システムへの移行に合わせて更新を行う。	R7～ R12以降	780	市民課
申請書作成支援事業		デジタル 化	市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードを利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R4以前～ R12以降	436	市民課
南支所運営事業			南支所は市の南部に位置し、特に本山・赤崎・須恵(南部)地区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	R4以前～ R12以降	597	南支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。 令和3年度から南支所にも統合端末等を設置し、マイナンバーカードを保有している方の住所異動等、一部の手続きを行っている。	R4以前～ R12以降	338	南支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業(臨時分)		デジタル 化	マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	187	南支所
南支所施設整備更新事業			現在の南支所の電話設備は、平成21年の設置から15年経過し、耐用年数を超えており、通話が切れる、音声を最大にしても聞き取りづらい、雑音が入る等の症状が発生し、いつ故障してもおかしくない状態で、業務に支障を来している。また修理用部品もない状況であるため、早急に更新し、市民の方や本庁との電話でのやり取りが円滑に行われるようにする。	R7～ R7	517	南支所
埴生支所運営事業			埴生支所は市の西部に位置し、市の公金収納業務、その他申請・届出の受付など多岐にわたる業務を取扱っている。特に、埴生・津布田地区の方の身近な行政窓口として、市民の利便性の向上に寄与している。	R4以前～ R12以降	777	埴生支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業			埴生支所に設置された統合端末等を運用し、マイナンバーカードを保有した方の住所の異動や、マイナンバーカードの申請、交付、電子証明書の更新等の手続きを行うことで、市民の利便性の向上を図る。	R4以前～ R12以降	331	埴生支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業(臨時分)		デジタル 化	現在、マイナンバーカードの申請・交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え、電子証明書の新規発行・更新、パスワードの変更、転入の手続き等の事務処理は住民基本台帳ネットワークシステム統合端末のサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	187	埴生支所
支所等運営事業			山陽地区住民の利便性を確保するため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害等の被害発生時には本庁関係課と連絡調整を行う。	R4以前～ R12以降	1,611	地域活性化 室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
旅券の発給に関する事務			旅券事務の具体的な取扱業務の内容としては、一般旅券(10年、5年、残存有効期間同一)発給の申請受理および、一般旅券の紛失届、返納届の受理、一般旅券の交付等である。	R4以前～ R12以降	414	地域活性化 室
総合事務所窓口業務			主に山陽地区の行政ニーズに対応するため、各種の申請・届出等の受付や証明等発行、各種税(料)の収納などの業務を行う。 山陽地区全域の地籍図分間図を保有しており、申請により閲覧や写し(コピー)の交付を行う。 また、令和5年10月より、キャッシュレスに対応したセミセルフレジを設置しており、市民の利便性の向上とデジタルを活用した事務の効率化を図る。	R4以前～ R12以降	1,135	市民窓口課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続を随時行う。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きの支援を継続することで、カードの利用促進を図る。	R4以前～ R12以降	1,145	市民窓口課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業(臨時分)		デジタル 化	マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	1,318	市民窓口課
(6) 広域連携の推進						
広域圏連携事務事業(山口県央連携都市圏域推進協議会)			連携中枢都市(山口市・宇部市)と近隣5市町で構成する山口県央連携都市圏域(平成29年3月協定締結)は、定住人口の増加・維持を図り、地域全体の活性化につなげるため、山口県央連携都市圏域ビジョンに基づき、圏域7市町による広域連携の下、様々な事業に取り組んでいる。この取組を推進するため、山口県央連携都市圏域推進協議会、同幹事会及びプロジェクトチームにおいて協議を行っている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策33 効率的で効果的な行政運営						
(1) 自主財源の確保						
個人市県民税賦課事務			地方税法や市条例に則した適正な賦課を行うため、給与支払報告書・公的年金報告書・市県民税確定申告書等の賦課資料を精査する。内容については当初賦課後に全件チェックを行い、課税漏れがないか調査を行う。毎年、当初賦課は5月・6月。変更があったときは逐次更正を行う。	R4以前～ R12以降	11,680	税務課
法人市県民税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適正な賦課を行うため、事業年度終了後2ヶ月以内に提出される法人市県民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行う。また県税事務所からの通知に基づき更正決定を行う。	R4以前～ R12以降	239	税務課
軽自動車税賦課事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行う。	R4以前～ R12以降	3,132	税務課
市たばこ税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適正な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばこ税申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	R4以前～ R12以降	68	税務課
入湯税申告納付事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	R4以前～ R12以降	68	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(土地)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、分合筆等異動のあったものについては、土地の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて10月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	R4以前～ R12以降	570	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(家屋)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて6月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	R4以前～ R12以降	435	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(償却資産)			償却資産の所有者から、毎年賦課期日(1月1日)現在の償却資産の状況について1月末日までに申告があり、提出された申告書に基づき増加資産、減少資産のデータ入力を行い、3月末日に価格を決定し、賦課する。	R4以前～ R12以降	714	税務課
固定資産(土地)総合鑑定 評価業務			3年に1度の固定資産(土地)評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定士による鑑定評価・路線価の算定及び地価の変動に伴う毎年度の時点修正業務を行う。	R4以前～ R12以降	19,690	税務課
GIS固定資産データ更新 事業			平成18年度に導入した地理情報システム(GIS)は、平成24年度以降毎年土地の分合筆のデータ更新を行っており、毎年の異動に応じて情報を更新する。これにより市内全域の土地・家屋情報の把握が迅速かつ容易になっている。なお、航空写真と重ねることにより、資産の位置関係の把握、立ち入りの難しい土地の推測、実際の使用状況に応じた区分けの目安、滅失建物の同一性確定等、非専門職である事務職員が少人数で事務を遂行するにあたり、適切で公正な賦課業務を遂行するにあたり不可欠な資料兼ツールである。また、窓口における市民の自己財産に関する問合せにおいて、市民の理解をスムーズに得ることが出来、市民に対する課税説明の満足度においても貢献している。	R4以前～ R12以降	3,080	税務課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘業務の外部委託を行うもの。	R4以前～ R12以降	7,561	税務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
軽自動車手続関係オンライン化対応事業(臨時分)		デジタル 化	令和5年1月から軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス(軽OSS)、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が運用開始された。対象は当時、軽自動車(三輪・四輪)であったが、令和7年4月から二輪の小型自動車(小型二輪)が追加される予定である。また、二輪の軽自動車(軽二輪)においては、「新車新規」、「記載事項変更」、「一時抹消」について対応し、令和8年1月運用予定である。これにより、軽OSSの対象に「軽二輪」が追加されるため、基幹税務システムの改修を行う。	R6～ R7	1,069	税務課
eLTAX更改事業		デジタル 化	令和8年10月にeLTAX第5期更改が行われ、eLTAXを利用して納税通知書(軽自動車税・固定資産税)の電子化、国税からの問い合わせ資料や他団体への資料(市民税・軽自動車税・固定資産税)回送システムの改修など機能が強化される。それに伴い、基幹システムの改修及びeLTAX利用端末の更新を行う。	R7～ R8	812	税務課
収納管理業務			納税環境を整備し、市税の納期内納付を推進し、滞納発生の抑制を図る。また、滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分(差押)の執行、正確な担税能力の把握により、早期の滞納解消を目指す。	R4以前～ R12以降	61,864	税務課
地方税共通納税システム対応事業			納税者が、複数の地方団体の地方税を一括して納税でき、地方団体は、納入済通知書の代わりに納付情報を電子データで受け取ることができる地方共通納税システムの運用経費を負担する。	R4以前～ R12以降	1,801	税務課
企業版ふるさと納税PR事業			平成28年の地域再生法の改正により、市が申請し、内閣府の認定を受けた地域再生計画で計画している事業について企業から寄附を受けることができる(地方創生応援税制)。地方創生の取組充実を目指し、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用するため、計画認定を受ける。効率的なPRのため、市の事業と親和性の高い企業を選定し、直接的なアプローチをするため、マッチング業者の活用を行う。	R6～ R12以降	210	企画課
ふるさと山陽小野田創生事業			「山陽小野田市ふるさと支援基金」に積み立てているサポート寄附金(ふるさと納税)を寄附者の寄附目的に応じた事業の財源として活用する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
広告掲載推進事業			自主財源を確保するため、市有財産に民間企業等の広告を掲載する。現在本庁舎の広告付き庁舎案内板のほか、市役所本館ロビー、厚狭地区複合施設ロビー、子育て総合支援センター(スマイルキッズ)に広告モニターを設置している。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
使用料・手数料の見直し事務			公共施設における利用者負担の適正化や自主財源の確保を目的として、施設の維持管理経費等を踏まえた使用料となるよう単価等の見直しを行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	財政課
公用車広告掲載事業			公用車を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	財政課
市有財産売却事業			市有財産管理運用指針に基づき、遊休資産として利用見込みのない普通財産の売却や貸付等により自主財源の確保を図るとともに必要な整備を行う。また、将来的に未利用となることが想定される公共施設についても、発生が想定される時点から活用方針の検討など対応に取組む。	R4以前～ R12以降	800	財政課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ふるさと山陽小野田応援事業			本市では、平成20年7月からサポート寄附金(ふるさと納税)をスタートし、平成28年度から更なる自主財源の確保及び地域経済の活性化等を目的として、寄附者に対して返礼品送付を開始した。現在は、自治体間競争が激しくなる中で、返礼品掲載サイト数を増やして寄附機会の増大を図るとともに、納付方法の簡素化・多様化を実施し、寄附者の利便性拡大に努めている。 5割ルールの改正により、返礼品に対する寄附額の増額を余儀なくされたため、今まで以上に市及び市の返礼品の魅力を首都圏を中心にした寄附者にいかに認知して貰うかのPRが重要となる。	R4以前～ R12以降	124,172	シティセールス課
ふるさと支援基金(サポート寄附)積立事業			寄附者の意思に応じた事業にサポート寄附金(ふるさと納税)を活用するため、山陽小野田市寄附条例に基づいて、寄附金をふるさと支援基金に積み立てる。 なお、令和6年度より、積立額は寄附額から必要経費を差し引いた額を積み立てることとする。	R4以前～ R12以降	100,828	シティセールス課
協創によるまちづくり提案事業			協創の考え方を共有した市民活動団体等から、地域課題解決などに資する公益的的事业について提案を受け、優れた提案に対し、その実施経費をふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより支援する。団体等と適切で良好なパートナーシップを築き、地域課題や社会課題の解決に向けた新たな取組を実施することで、協創によるまちづくりを推進していく。また、政策提案機会の拡大を通じて、シビックプライドの情勢を図りつつ、市民活動団体等の活動の活性化を支援し、まちづくりの担い手の育成をはかる。 また、事業の決定方法については、市職員で構成する審査会において提案された事業を審査し、支援する事業を決定する。	R5～ R12以降	15,000	シティセールス課

(2) 財政の安定的運営

実施計画策定事業			平成30年3月に策定した第二次山陽小野田市総合計画において、基本構想と基本計画を定めている。基本計画で示した施策を具体的に達成する手段として、3年間を計画期間とする実施計画を定め、具体的事業を示し、評価を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
行政評価実施事業			個別の事務事業についてPDCAサイクルにおけるチェック・確認作業として行政評価を行うことにより、事業内容・事業手法又は事業そのものを見直すとともに、翌年度以降へ向けた効率的かつ効果的な事業運営を行い、総合計画における将来都市像の実現へつなげていく。 また、行政評価を公表することにより透明性の高い行政運営を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
実施計画及び行政評価改良事業			第二次山陽小野田市総合計画の将来都市像の実現に向けて、計画的な行政の推進と効果的な事業の選択が必要である。そのため、実施計画及び事務事業評価を行う仕組みについて、他市の事例を研究するとともに研修に参加し、実施計画や行政評価の研鑽を深め、改良していく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
予算編成事務			実施計画に基づき事業の選択と集中に努め、「最少の経費で最大の効果を挙げる」予算編成を行う。 また、健全財政を堅持するため、各種財政指標の推移を注視し、長期的な視野に立った計画的な予算編成に努める。	R4以前～ R12以降	334	財政課
地方債償還事業			実質公債費比率の推移を注視しながら、地方債の発行に際しては、交付税算入額を考慮し、単年度の公債費が過大とならないよう努める。	R4以前～ R12以降	3,559,845	財政課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基金積立事業			基金の推移としては、令和6年度末の財政調整基金残高は約46億円と一定の金額は確保しているが、原油高・物価高騰等に伴う諸経費の増嵩など先行きが不透明な状況が続いており、今後においても、多額の一般財源が必要となることが予測される。 今後の基金の運用としては、各基金の目的に沿った運用を適切に行うとともに、改訂版財政計画において、財政調整基金の取り崩しに頼らない財政運営を行うことで、収支の均衡を図りながら、将来負担を踏まえた基金の積立を行うこととしており、それらを踏まえ積立を行っていく。	R4以前～ R12以降	9,791	財政課
一時借入金利子償還事業			日々の資金繰りの中で歳計現金の不足を補うため一時借入を行っており、借入日数に応じて、その利息を支払う。	R4以前～ R12以降	3,000	財政課
公金総合保険加入事務			市で取り扱う公金について、火災・盗難等の損害に備え公金総合保険に加入するものであり、保険への加入にあたり、毎年度「2月末の住基人口数×1.96円」を保険料として支払っている。	R4以前～ R12以降	116	財政課
補助金交付の見直し事務			団体運営補助を中心に、その補助金の有用性・必要性を見極め、統一的な基準に基づく審査・検証を行い、補助金交付の適正化を図る。 (平成20年1月に統一的な基準を策定)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	財政課
市有財産評価事業			公共事業用地の取得や市有地の売却等を円滑に進めるため、市内の土地価格等の均衡を図り、適正な土地評価を行うため、市有財産評価審議会を開催し、価格を決定する。	R4以前～ R12以降	48	土木課
教育に関する事務の点検・評価にかかる外部識者活用事業			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しているが、同条により点検及び評価に際し、学識経験者に意見を聴くものとされている。	R4以前～ R12以降	18	教育総務課

基本施策34 市政への市民参画の推進

(1) 市政情報の発信

ホームページを活用したまちの魅力発信事業		スマエジ	ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R4以前～ R12以降	1,568	シティセールス課
広報紙発行事業		スマエジ	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R4以前～ R12以降	12,852	シティセールス課
広報活動アンケート事業			シティセールスを推進していく上で情報発信は重要であるが、情報発信に伴う広報効果を測る方法として、定点観測となる市民アンケート調査を実施する。市広報媒体に接触している人だけでなく、接触していない人に対しても調査しなければ意味がないため、郵送調査を行うことが最も簡単な調査であり、高齢者層まで調査が可能である。市民の関心事、市政情報の入手経路、広報活動の評価等を調査し、今後の広報活動に反映させる。今後の実施予定としては、後期基本計画の最終年度の前年度である令和9年度に実施する。 また、ホームページやフェイスブックについては、Googleアナリティクスやフェイスブックインサイトといった無料解析ツールを活用し、ページへのアクセスや投稿への反応等を分析する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市政情報発信事業		スマエジ	市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R4以前～ R12以降	327	シティセールス課
市政情報発信事業(コミュニティFM)			市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFMスマイルウェーブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回55分週1回)を放送する。	R4以前～ R12以降	4,676	シティセールス課
広報紙編集用機器リース事業			広報紙の編集には、パソコン等のDTP(デスクトップパブリッシング)機器や複合機が必要である。 DTP機器はリースにて導入し、シティセールス課において広報紙の編集を行う。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。 複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	R4以前～ R12以降	1,377	シティセールス課
県央連携都市圏域「ナナシマチ」魅力発信事業			県央連携都市圏域における「圏域情報発信プロジェクトチーム」として実施する事業。7市町のイベントや地域資源の魅力を、広報紙や市ホームページ、地域情報誌「サンデー山口」や「サンデー宇部・山陽小野田」、イベント情報誌「ナナシマチ」を活用して情報を発信し、交流を促進する。 平成31年度から始まったFM山口のラジオ番組を活用した情報発信では、交流促進に資する圏域情報を圏域内外に発信するとともに、山陽小野田観光協会が認定した名産品をリスナープレゼントするとして、市の魅力を発信している。放送については、FM山口系列の放送局を活用し、県内・関東圏・広島等へ情報発信を行っている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	シティセールス課
広報紙編集用機器リース事業(臨時)			広報紙の編集には、パソコン等のDTP(デスクトップパブリッシング)機器や複合機が必要である。 DTP機器はリースにて導入し、シティセールス課において広報紙の編集を行っている。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。 複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	R4以前～ R12以降	126	シティセールス課
LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業		スマエジ	本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、X(旧Twitter)(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとして令和4年度に導入したLINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。なお、令和4年度のLINEのシステム開発及び運用はデジタル推進課が行い、令和5年度以降のシステムの管理運営はシティセールス課が担当する。	R4以前～ R12以降	1,875	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市政説明会運営事務			市の将来や市民生活に重大な影響のある事項について、市民に情報を提供し、共有するため、事前に各地区に出向き、市の方針を説明する市政説明会(開催主体が市。担当課で行う説明会を含む。)を開催する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	生活安全課
出前講座運営事務		スマエジ	市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R4以前～ R12以降	12	生活安全課
みんな de スマイルトーク 運営事務			協創によるまちづくりを展開していくために、まちづくりに繋がる専門的知識や経験に基づく幅広い意見を把握する必要があることから、市長と対象団体が対話をする。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	生活安全課

(2)市民参画の機会づくり

市民意見公募(パブリック コメント)制度の活用			市の基本的な計画や条例などの策定に際し、その目的、内容、市の考え方などを公表して、広く市民等から意見を募り、その内容を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
まちづくり懇談会業務			市政に広く市民の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考とするため、市内の団体からの申込を受けて、テーマに沿って意見や情報を交換する。	R4以前～ R12以降	5	生活安全課
要望・苦情処理業務			市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情等を積極的に受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答している。	R4以前～ R12以降	12	生活安全課
市民相談業務			市民を対象に、職員による市民生活相談を行う。相談内容によって、担当課・他の機関・弁護士相談等を紹介し、紹介できないものについても、可能な範囲で支援に努める。	R4以前～ R12以降	2	生活安全課
法律相談業務			市民の抱える法律問題の解決への糸口とするため、弁護士及び司法書士による無料の法律相談事業を実施する。	R4以前～ R12以降	672	生活安全課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
情報公開事業	○市情報公開条例に基づき、市が保有する公文書を公開する。 ○情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。	R4以前～ R12以降	66	総務課
個人情報保護事業	個人情報の保護に関する法律及び市個人情報保護法施行条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定めるとともに、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報ファイル簿をWEBシステムにより管理する。	R4以前～ R12以降	300	総務課
特定個人情報保護事業	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。これを受けて、市では山陽小野田市保有個人情報等安全管理措置規程を定め、保有特定個人情報を適切に管理するための安全管理措置を講ずることとしている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
市議会対応事務事業	市の議決機関である市議会との間において、議会の招集や議案の提出について様々な事務を行っている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
例規関係事務事業	○各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。	R4以前～ R12以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	○訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○住民投票条例に基づく総括事務 ○直接請求(条例制定改廃等)の事務 ○法令等の運用・解釈の助言・指導 ○法令集・解釈書等の整備	R4以前～ R12以降	2,236	総務課
文書管理事務事業	○文書事務の総括 ○郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書通送 ○文書事務に係る消耗品の一括購入 ○印刷機・圧着機・裁断機等の管理	R4以前～ R12以降	27,951	総務課
公印管理事業	○公印規則による適正な公印の管理 ○公印の新調・廃止 ○公印台帳の整備	R4以前～ R12以降	20	総務課
行政区域関係事業	○市の境界の確認等に関する事務 ○町又は字の区域の新設等に係る告示の総括 ○新たに生じた土地の確認に関する事務(権限移譲)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
文書管理事務事業(臨時分)	令和3年3月に5年間のリース契約を締結した白黒印刷用の印刷機について、令和8年3月に契約期間満了を迎えるため、後継機のリースを行う。	R6～ R7	13	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
文書管理システム運用事業	令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R4以前～ R12以降	7,577	総務課
庁舎管理事業	○本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○計画的な改修・修繕の実施	R4以前～ R12以降	54,027	総務課
庁内放送・庁内電話管理事業	○市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○代表電話にかかってきた外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。	R4以前～ R12以降	4,620	総務課
表彰関係事業	○国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○市の功労者一般表彰等 ○市のスポーツ文化功労者等の表彰	R4以前～ R12以降	275	総務課
連絡調整事業	○他の執行機関等との連絡調整 ○市政全般の総合調整	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
固定資産評価審査委員会事務	○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。	R4以前～ R12以降	51	総務課
他に属さない事務事業	○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括	R4以前～ R12以降	458	総務課
庁舎管理事業(産業廃棄物処理業務)	○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R4以前～ R12以降	687	総務課
本庁舎環境改善事業	本庁舎敷地内にある、耐震性能の不足、老朽化の進行等の問題がある建物について、解体工事を行う。 対象建物:別棟、公用車庫、水防倉庫	R4以前～ R7	ゼロ予算	総務課
行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	R4以前～ R12以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。	R4以前～ R12以降	1,122	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平委員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R4以前～ R12以降	855	総務課
山陽小野田市庁舎建設整備基金事業	令和3年度に耐震工事が終了し、庁舎の長寿命化を図ったが、十数年後には庁舎の建設又は大規模な整備の検討が必要になる。庁舎建設等には多額の経費が必要となるが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。また、この基金を活用することにより、庁舎建設時の市の財政負担を軽減するとともに、将来世代への負担も軽減することができ、税の平準化に資することが可能となる。	R4以前～ R12以降	4,328	総務課
他に属さない事務事業(臨時)	毎年1月初旬に、市長、議長及び両商工会議所会頭が発起人となり、市内企業、団体等の代表者等が一堂に会し、新年の挨拶をし合う山陽小野田市新年互例会について、令和6年度からは会費制から負担金制に制度を変えて実施するため、山陽小野田市新年互例会実行委員会に対し運営費負担金を支出するもの。	R6～ R12以降	ゼロ予算	総務課
市長の秘書に関する業務	市長及び副市長が職務に専念できる執務環境を確保するとともに、市政に関する重要事項を審議する庁議を設置することにより、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	R4以前～ R12以降	3,607	総務課
基幹統計調査の実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	R4以前～ R12以降	34,380	総務課
職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務遂行できる環境を整え、職員の健康管理を図る。 ストレスチェックによる集団分析等による一次予防の実施や職場環境の改善、長時間労働や業務負担増による労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見のための産業医等の面談・カウンセリングを実施している。	R4以前～ R12以降	7,632	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。	R4以前～ R12以降	500	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。 各種給付金の給付事業や、人間ドック利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	R4以前～ R12以降	3,300	人事課
人事管理事務(臨時分)	山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、山陽小野田市特別職報酬等審議会を2年毎に開催し、意見を聴くほか、人事管理上必要な事務を行う。	R4以前～ R12以降	200	人事課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。	R4以前～ R12以降	2,010	税務課
第二次山陽小野田市総合計画改訂事業	第二次山陽小野田市総合計画は、平成30年度から令和11年度までの12年間を計画期間としている。この計画期間は、前期4年、中期4年、後期4年の3期に区分される。このため、令和7年度においては、策定本部会議、幹事会を実施するとともに、市民アンケート調査や、市民会議を実施して市民の声を反映した上で、後期基本計画を策定する。 また、中期基本計画を策定する際には、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化しているため、後期策定時においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。	R4以前～ R12以降	2,117	企画課
地方版総合戦略の効果検証事業	地方版総合戦略については、その効果を検証することが求められており、当初設定した数値目標や重要業績評価指標(KPI)の達成度合いについて、外部有識者委員も含めて検証し、その結果必要に応じて見直しや地方版総合戦略の改訂を行うもの。	R4以前～ R12以降	32	企画課
地方財政状況調査(決算統計)事務	「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」(昭和28年)に基づき、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、総務省より「地方財政白書」として公表されるものである。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	財政課
地方交付税事務	地方交付税算定のため、交付税算出資料を作成する。 ●普通交付税:各種基礎数値の提出(4～5月)、県へ算出資料を提出・交付額決定(7月)、翌年度基礎数値の提出(10月) ●特別交付税:各種基礎数値・資料の提出(9月)、交付額決定(3月)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	財政課
健全化判断比率及び資金不足比率の算定事務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の定める調査様式により算定する。 監査委員による審査の後、意見を付して議会へ報告する。 市民に対しては、市広報及びホームページを通じて公表する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	財政課
財務会計システム構築・運用事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題であった。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、旧財務会計システムとは別システムとなっていた起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R4以前～ R12以降	13,397	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。 職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R4以前～ R12以降	143	財政課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
管理自動車管理・運行事業	市の業務に必要な不可欠な管理自動車の管理、運行及び整備に関する事業であり、管理自動車の一元管理による公平な車両供給と効率化及び維持管理費の軽減を図る。	R4以前～ R12以降	13,859	財政課
管理自動車更新事業	老朽化の進む財政課保有の管理自動車を年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減する。また、現在リース契約を行っての車両についても老朽化が進んでいるため、安全性を勘案して順次更新を行う。あわせて、現在保有している管理自動車について、運行記録から適正な保有台数の検討を行う。	R4以前～ R12以降	1,187	財政課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	R4以前～ R12以降	2,921	財政課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	R4以前～ R12以降	627	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R4以前～ R12以降	113,857	デジタル推進課
情報システム標準化・共通化事業	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度末までに国が整備するガバメントクラウド上の標準準拠システムへ移行する。	R4以前～ R7	477,945	デジタル推進課
住民情報系システム整備事業	①自治体中間サーバへの接続に使用している端末のOSのサポート終了に伴い、更新を行う。 ②地方公共団体情報システム機構が整備する自治体中間サーバ・プラットフォームの次期システム構築に係る負担金の支払い及び国の補助金請求を行う。また、次期システム移行に伴い、庁内通信機器の設定変更を行う。	R6～ R12以降	6,868	デジタル推進課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R4以前～ R12以降	41,760	デジタル推進課
内部情報系システム整備事業	①グループウェアシステムのOSのサポート期限が過ぎ、システム保守が困難であるためOSの更新を実施する。 ②Microsoft365ライセンスの使用期間満了に伴い、ライセンスの再調達を行う。	R7～ R12以降	16,469	デジタル推進課
ネットワーク管理・運営事業	ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。	R4以前～ R12以降	41,832	デジタル推進課
LGWANネットワーク更新事業	地方公共団体情報システム機構の提供する第4次LGWANのサービスを終了に伴い第5次LGWANに更新する。なお現行の県ノードを主回線とし、直接接続回線を追加し、従回線として利用するハイブリッド接続方式での回線の二重化を計る。	R7～ R12以降	1,014	デジタル推進課
ネットワーク整備事業	インターネット接続用FW及びLGWAN接続用FW並びにインターネット接続のウイルス対策ゲートウェイとして利用しているプロキシ及びスパムメール対策システムの保守限界に伴い、更新を行う。	R7～ R12以降	15,232	デジタル推進課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
情報セキュリティポリシー 実施事業	セキュリティポリシーの実施状況を確認していくとともに、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に柔軟に対応できるよう、内容の見直しを図る。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	デジタル推 進課
情報セキュリティ監査事業	山陽小野田市情報セキュリティポリシーに基づいて策定した監査実施計画に沿い、情報セキュリティ監査を実施する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	デジタル推 進課
情報セキュリティ対策研修 等事業	市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	R4以前～ R12以降	187	デジタル推 進課
情報セキュリティ対策整備 事業	住民情報系システム利用端末機器の更新に伴い、個人情報保護のために導入しているディスプレイ覗き見防止フィルターの更新を行う。	R7～ R7	2,000	デジタル推 進課
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。	R4以前～ R12以降	901	市民課
住民基本台帳事務事業	住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。住民異動届の提出を受け、住民基本台帳に登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。	R4以前～ R12以降	5,916	市民課
特別永住許可事務及び市 区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る居居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。	R4以前～ R12以降	12	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	R4以前～ R12以降	338	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。	R4以前～ R12以降	10	市民課
船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代行に行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	R4以前～ R12以降	6	市民課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
戸籍情報システム改修事業	戸籍に氏名の振り仮名を記録し、本人確認情報として利用することを目的として、令和5年6月に戸籍法の一部が改正(※)され、その第3号施行日である令和7年5月26日以降、順次戸籍に氏名の振り仮名が記録されることとなった。令和5年度から令和7年度までに、①戸籍システムに振り仮名を記録するためのシステム改修を行い、②戸籍の筆頭者等へ仮の振り仮名を通知し、③振り仮名の届出や問い合わせの対応を行う。 令和8年度には、振り仮名の届出がなかった方の振り仮名について、一括して市区町村長による記録を行う。 (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号。)	R4以前～ R12以降	16,564	市民課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)において、「戸籍」「戸籍の附票」は、標準化対象事務として定められている。地方公共団体は、令和7年度までに、標準化対象事務の処理に利用する情報システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求められているため、令和7年度までに戸籍システムを標準準拠システムへ移行する。	R6～ R7	46,541	市民課
水道事業会計繰出金	総務省の地方公営企業繰出金基準により、次の事項について一般会計から企業会計へ繰出しを行う。 ・旧簡易水道事業(修繕費) ・上水道統合事業(企業債償還元利) ・児童手当(負担金) ・経営基盤強化事業(出資金)	R4以前～ R12以降	89,020	環境課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出す。 【6月補正】介護認定審査会ペーパーレス化事業及び支払基金交付金の精算に伴う補正を行うに当たり、一般会計繰出金を増額する。	R4以前～ R12以降	1,095,706	高齢福祉課
国民年金事業	【国民年金に係る法定受託事務及び日本年金機構との「協力・連携計画書」に基づく事務】 ○法定受託事務:資格取得等の資格に関わる届出の受理、免除や付加など保険料に係る申請書の受理及び審査、年金の裁定請求の受理及び審査、その他国民年金に係る届書等の受理。 ○協力・連携事務:資格取得時等における保険料納付督促、口座振替、クレジットカード納付、前納の促進や、窓口や電話での年金制度の相談対応。その他、電話番号や住所などの各種情報提供を行う。 【交付金請求事務】 法定受託事務及び日本年金機構との「協力・連携計画書」に基づく事務に必要な費用は、国が交付することと規定されているため、交付金に係る申請、報告等を行う。	R4以前～ R12以降	100	保険年金課
国民健康保険 特別会計繰出金事業	国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から国民健康保険会計への繰出金	R4以前～ R12以降	565,632	保険年金課
後期高齢者医療 特別会計繰出金事業	保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金	R4以前～ R12以降	350,091	保険年金課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
石油基地自治体協議会負担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。	R4以前～ R12以降	12	商工労働課
工業用水道事業会計繰出金	水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。	R4以前～ R12以降	380	商工労働課
下水道事業会計繰出金 (農業集落排水事業)	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般会計が負担すべき経費の繰出金。	R4以前～ R12以降	16,740	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設(保守・維持管理)	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿地被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金で施設の維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	1,000	農林水産課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていくとともに令和6年度から令和9年度まで一般会計への繰出しを行う。 ※令和4年度以降については、包括的民間委託契約にミッドナイトオートレース運営事業も含める。	R4以前～ R12以降	25,892,818	公営競技事務所
山陽オートレース場施設整備事業	○鉄筋コンクリート造 ○一部鉄骨構造5階地下1階 ○延床面積14,390㎡ ○基本構想・基本計画に基づき、新築・減築に向けた基本設計・実施設計を令和2年度中の完成を目指していたが、詳細設計を終えることができなかった。したがって、施設改修中における施設の使い方や営業方法をなど、管理地区を含めた全体的な施設整備計画の見直しを行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	公営競技事務所
山陽オートレース場発走合図機・フライング判定装置更新事業	発走合図機・フライング判定装置の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から同装置の更新を令和5年度に行った。 ※発走合図機・フライング判定装置は全場統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受けた。(債務負担行為・5年償還)	R5～ R10	41,100	公営競技事務所
自動発売機・払戻機更新事業	偽造防止のため、新しい偽造防止技術を加え、デザインを一新した新日本銀行券(新紙幣)が令和6年7月3日に改刷された。その対応として一部の自動発売機・払戻機の更新を行う。 ※更新事業の主体は、山陽小野田市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約に基づき、包括的民間委託先である㈱JPFとする。	R6～ R7	25,322	公営競技事務所

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽オートレース場残周回 灯更新事業	周回通告表示装置(残周回灯)及び周回確認灯の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から更新を行う。 ※小型自動車競走法施行規則第10条第4号の規程に基づく施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準(平成18年経済産業省告示第371号)に定めるその他審判に必要な施設に該当する。また、周回通告表示装置(残周回灯)及び周回確認灯は全場統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受ける。(3年償還)	R7～ R10	14,044	公営競技事 務所
山陽オートレース場施設・ 設備等保全事業	管理地区を含め、山陽オートレース場の施設の大半が老朽化しており、それに伴って空調設備等の附帯設備も老朽化しており、継続的なレース運営のため年次的に附帯設備の保守・保全・更新等を実施することにより延命化を図る。	R7～ R12以降	54,174	公営競技事 務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理をする。	R4以前～ R12以降	162	土木課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。	R4以前～ R12以降	6,079	監理室
検査事務	地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	R4以前～ R12以降	79	監理室
出納審査事務(経常)	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	R4以前～ R12以降	11,386	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ヶ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	R4以前～ R12以降	290	出納室
公金管理事務	公金の適正かつ安全な管理を行い、関係各課の現金出納の検査を実施する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	出納室
データ伝送化支払事務	債権者に対する迅速かつ正確な支払のため、支払口座データを作成後、指定金融機関へAnserDATAPORTを利用したデータ伝送による支払事務を行う。	R4以前～ R12以降	687	出納室
指定金融機関派出所設置 事務	地方自治法の規定により、地方公共団体は金融機関を指定して公金の収納、支払業務を取り扱うことになっている。これらの業務について、指定金融機関である山口銀行は以前から市に要望書を提出してきたが、このたび庁舎内指定金融機関派出所への経費負担に応じるよう強い要請があったことから、県内他市の状況も踏まえ、7万件を超える伝票の支払業務等を適正かつ正確に、効率よく行う派出所業務に係る応分の手数料を支払う。	R4以前～ R12以降	2,200	出納室

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
厚狭地区複合施設維持管理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭地域交流センター及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	32,437	地域活性化室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	R4以前～ R12以降	3,189	教育総務課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体の事務を行う。	R4以前～ R12以降	3,290	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	R4以前～ R12以降	240	教育総務課
教育委員の資質・能力向上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等について研究協議等を行い、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	R4以前～ R12以降	252	教育総務課
学校施設等管理事業(産業廃棄物処理業務)	市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R4以前～ R12以降	2,462	教育総務課
山陽小野田市教育振興基本計画改定事業	山陽小野田市教育振興基本計画は、山陽小野田市総合計画を踏まえた、本市の教育行政における具体的な施策を示す指針であり、教育施策を定めた行動計画である。また、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられるものである。本計画について、山陽小野田市総合計画中期基本計画の改定(令和8年4月改定)に合わせて、見直しを行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	教育総務課
議会運営事務事業	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	R4以前～ R12以降	164,477	議会事務局
本会議、委員会運営事務事業	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、その記録として、議事録を作成する。	R4以前～ R12以降	2,548	議会事務局
タブレット端末導入事業	国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5～ R12以降	3,007	議会事務局

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
タブレット端末更新事業(臨時)	令和5年5月から導入したタブレット端末及びペーパーレス会議システムは令和8年4月までの3年間の契約期間であるため、令和7年度中に契約更新に向けた準備を行う。 令和7年度は次期更新に向けた準備を行うため予算措置はなく、令和8年度に予算措置を行う。	R7～ R8	ゼロ予算	議会事務局
議会運営事務事業(臨時)	議員改選に伴い消耗品費を増額する。 当初予算で計上されている消耗品費の主な使途は新聞や雑誌、追録、コピー用紙等の購入である。10月の議員改選に当たって、新人議員に支給する物品や議場の席札等を購入する必要があり、通常の消耗品費だけでは不足が生じることが考えられるため増額の補正を要求するもの。	R7～ R7	164	議会事務局
議員活動支援事務事業	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	R4以前～ R12以降	7,721	議会事務局
議長会等参画事務事業	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に加え、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	R4以前～ R12以降	2,368	議会事務局
議員活動支援事務事業(臨時)	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提出等議員の活動を支援する。	R6～ R12以降	300	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	R4以前～ R12以降	5,927	議会事務局
議会広聴事業(臨時)	市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、さまざまな形で市民の意見を聞く機会を設け、実践する。 広聴事業の一つの市議会モニターの任期は3年間であり、令和7年度に任期満了を迎える。その際の記念品代を計上するもの。	R7～ R7	39	議会事務局
選挙管理委員会運営事業	公職選挙法に従い永久選挙人名簿、在外選挙人名簿を調製し、国政選挙、地方選挙、住民投票などの事務が適法に滞りなく実施できるよう選挙管理委員会を運営管理する。 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律及び検察審査会法に基づき、調整した選挙人名簿から裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿の記載予定者を調整する。	R4以前～ R12以降	1,770	選挙管理委員会事務局
参議院議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布し、公示の前日までにポスター掲示場を設置する。公示日の翌日から期日前投票(5箇所)及び不在者投票(市内・外病院等)を実施し、選挙期日に投票(31箇所)及び開票を行う。	R4以前～ R12以降	48,800	選挙管理委員会事務局
山口県知事選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布し、告示の前日までにポスター掲示場を設置する。告示日の翌日から期日前投票(5箇所)及び不在者投票(市内・外病院等)を実施し、選挙期日に投票(31箇所)及び開票を行う。	R4以前～ R12以降	42,757	選挙管理委員会事務局

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

事業名	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田市長選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布し、告示の前日までにポスター掲示場を設置する。告示日の翌日から期日前投票(5箇所)及び不在者投票(市内・外病院等)を実施し、選挙期日に投票(31箇所)及び開票を行い、選挙会を開催し当選人を決定する。 令和6～7年度繰越事業。	R4以前～ R12以降	33,210	選挙管理委員会事務局
山陽小野田市議会議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布し、告示の前日までにポスター掲示場を設置する。告示日の翌日から期日前投票(5箇所)及び不在者投票(市内・外病院等)を実施し、選挙期日に投票(31箇所)及び開票を行い、選挙会を開催し当選人を決定する。	R4以前～ R12以降	70,603	選挙管理委員会事務局
全国市区選挙管理委員会連合会加入事業	全国市区選挙管理委員会連合会は昭和24年に全国の選挙管理委員会を会員として結成した団体であり、選挙に関する国と地方公共団体の選挙管理委員会の連絡調整、選挙制度の調査研究、国会及び政府への選挙制度改革要望等の事業を行っている。本連合会に加入する。	R7～ R12以降	38	選挙管理委員会事務局
選挙啓発事業	明るい選挙推進協議会の運営、主権者教育講座の積極的な推進、選挙啓発作品の募集・優秀作品の展示を実施する。また新たに18歳になる新有権者に対し選挙啓発ハガキを送付する。	R4以前～ R12以降	184	選挙管理委員会事務局
鉱害復旧事業	鉱害復旧調査の結果が出るまでの期間に2次被害が発生しないように安全施設で仮締切を実施する。	R4以前～ R12以降	100	農林水産課
鉱害復旧事業(臨時)	特定鉱害(無資力鉱区)においては、市で特定鉱害復旧工事の実施を行う。	R6～ R12以降	4,000	農林水産課
児童福祉施設等災害対策事業	令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園について、浸水対策を講じる。 令和7年の梅雨時期までに浸水対策工事を施工する。 駐車場と園庭間のフェンスを嵩上げし、開口部にスライド式の防水板を設置する。また、裏門にはスイング式の防水板を設置し、東側には擁壁を設置する。	R6～ R7	30,868	子育て支援課
南支所管理自動車更新事業	公金の運搬等に使用している南支所管理の公用車が令和7年2月に故障し、廃車となった。その後は職員の自家用車や環境調査センターから移管された公用車で対応していたが、移管された公用車のリース契約が6月に終了となったため、財政課所管の庁用自動車を借りて対応している。事故や故障、公金の盗難や紛失のリスクを最小限に抑えるために、新たに公用車のリース契約をする。	R7～ R12以降	99	南支所
PCB調査・処分事業	環境衛生センター、旧山陽清掃工場及び環境調査センターに保管されている低濃度PCB含有コンデンサ変圧器、トランス及び高濃度PCBを含む安定器を適正に処理する。	R6～ R7	11,423	環境課

第二次山陽小野田市総合計画
令和7年度実施計画

山陽小野田市企画部企画課
〒756-8601
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号